

衆議院 第百五十四回国会 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録

(第一類 第七號)

○瓦委員長　これより会議を開きます。
内閣提出、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と
自衛隊及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

第二類第七弓

武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第四号 平成十四年五月八日

独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の各案を一括して議題いたします。

この際、お詫びいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として警察庁警備局長漆間巖君、防衛庁防衛参事官中村薰君、防衛庁長官官房長柳澤協二君、防衛庁防衛局長守屋武昌君、防衛庁人事教育局長宇田川新一君、防衛施設厅長官嶋口武彦君、外務省大臣官房長北島信一君、外務省アジア大洋州局長田中均君、外務省欧州局長齋藤泰雄君、財務省大臣官房審議官藤原啓司君、国土交通省総合政策局長岩村敬君及び海上保安庁長官繩野克彦君の出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局第一局長増田峯明君の出席を認め、説明を聴取いたしました。

○瓦委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○瓦委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。米田建三君。

○米田委員 おはようございます。

まず冒頭、基本的なことの確認から入りたいわけですが、相変わらず、この防衛関係の議論が国会で始まりますと、やれ戦争準備だ何だと、一部の方々が国会の周りでも随分、反対運動なんでしょうか、座り込んでおられる方もおられるし、あいう方々の主張あるいは張つてある旗、その他カード等を拝見すると、何かとんでもない勘違いというのがぬぐえていないんだなというふうに思いました、まず冒頭、やはり確認したいです。

国連憲章五十一条にうたわれているとおり、国家は、国際法上、武力攻撃に対して自衛権を行っていることが認められています。したがって、今回の政府提案の一連の法案は、この自衛権を使用する際の、防衛庁・自衛隊のみ

ならず、国すべての機関及び地方公共機関等による国を挙げる有事対応の行動についてこれまで未整備だった部分、この細目を規定していくう、こういうものである、したがって、一部の皆さんがおっしゃるような戦争準備法案などというまがまがしいものではないんだ、このことをはつきり確認しておきたいわけですが、官房長官、御答弁をお願いします。

○福田国務大臣 御指摘のとおりでございまして、今回の法案は、いわゆる戦争準備法案なんという、そういうものではございませんで、武力攻撃事態という国及び国民の安全にとって最も緊急かつ重大な事態への対処を中心として、国全体としての基本的な危機管理体制の整備を図っているものでございます。

昨日も、小泉総理からも再三御説明を申し上げておるところでございますけれども、平和なときにはこそこうした体制準備を進めておくということが重要でございまして、その意味で、いわゆる有事法制度というものは国家存立の基本であるところで準備をしなければいけないと考えております。

武力攻撃事態への対処におきましては、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置を講じなければならぬと考えておりますが、私はやはりこの九条二項の一號、「武力攻撃事態の認定」については、このようないくつかの問題を考慮して、何点かお尋ねをしてまいりたいというふうに思います。

まず、既に議論に出でておりますが、私はやはりこの九条二項の一號、「武力攻撃事態の認定」という項がござりますが、この事態の認定のマニュアルと申しましようか、どういう事象でどういう敵国の行動があつた場合に武力攻撃事態として認定をするのか。特に、この予測されるに至つた事態、またおそれのある事態、これが焦点にならうかと思いますが、これについて、やはり今後、法律の条文としてどうこう規定するという話ではないでしょうか、実際問題として、政府の内閣事態への対処をすべてこの枠組みの中で行うもの、こういう位置づけをいたしているところでございます。

○米田委員 次に、防衛庁長官の答弁をお願いしたいのですが、この間の議論で、しかばば、どこが攻めてくるんだ、それに対しても、総理の備えあれば憂いなしという名答弁もあるわけあります。私は、実は、この安全保障体制をハード面、そしてソフト面双方できちんと整備していくということは、防衛力というものは使用せざる

も、一つの国家がきちんとシステムとして備えている、そのことだけをもつても侵略に対する抑止力になつていてるんだ、これが国際政治の、国際社会の現実であろうというふうに思つております。

○中谷国務大臣 抑止というのは大変な事態を未然に防ぐという観点でございますので、この考案方は必要であるというふうに思います。

○福田国務大臣 例えは今回提出いたしました法案についての研究等を平素は我が国の政治家全体にとっての責務であろうと、いうふうに思つております。決してこの成否を政治的な駆け引きの種にしてはならない、この戦後五十年放置されてきた足らざる部分をきちんと補つて、次の段階にきちんと進んでいくための大きなステップである、政治家全体の責務であると

これは、例えは今回提出いたしました法案につきましては、安全保険会議に事態対処専門委員会を設けて、そして武力攻撃事態の認定等の重大な判断を極めて限られた時間的な制約の中での確実に得るよう、平素から専門的な検討を行わせ、そして会議の審議を補佐させる、こういうことをいたしております。その際に、当然ながら国際法とか国際社会の武力攻撃に対する認識等につきましても検討対象とする、こういうことを検討の範囲に入れることは当然のことでございます。

○米田委員 次に、この定義、二条の三号で指定行政機関の範囲が規定されております。しかしながら、現段階では、防衛庁・自衛隊以外の省庁の有事の際の所掌事務は不明確であります。これは、言つてみれば当然のことで、いわゆるこの国民保護法制等、二十二条の事態対処法制の整備がなされないとどの省庁がどういう責務を有事の際に負うのかというようなことも明確になつてこないわけであります。

法案では二年以内に整備を行うとしておりますが、そこで伺いたいのは、現在のこの提出法案の策定に際しましては、関連省庁から出した特別の作業チームが官邸で事務的な作業を担つてきたはずであります。しかし、この作業チームといふものはどうなるんですか。これで一段落で終わりですか。あるいは、国民に向かつて二年以内という約束をきちんとしておるんですから、私は、この作業チームは続行されて、メンバーのエンジニア

あつてもいいのですが、さらに一段と馬力をかけないと、二年以内にこの一連の事態対処法制なんかができるわけないと、うふうに考えているんですが、その作業態勢をどう考へておるか、クリアに思ひます。また、その際に、関係機関の意見のほか国民的議論の動向も踏まえながら、十分な国民の理解を得られるように取り組む必要がございます。

○福田国務大臣 今後の法制の整備は、これは法案の第二十三条にござりますけれども、総合的かつ計画的に実施しなければならないと考えております。また、その際に、関係機関の意見のほか国民的議論の動向も踏まえながら、十分な国民の理解を得られるように取り組む必要がございます。

政府といたしましては、法律に定めます二年間という目標期限内に必要な法制の取りまとめができるよう具体的なスケジュールや態勢により、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

それで、御指摘のその作業チームでございます。これは、引き続いて作業をしてもらう、このような態勢を考えております。(米田委員「解散しないで続行するわけですね」と呼ぶ)はい。続行でございます。

○米田委員 少し安心しました。ぜひお願いします。

次に、指定公共機関、二条の五号になるわけであります。これに関連してちょっと伺つておきたいのですが、日銀、日赤、NHKは特定され、その他の公益的事業法人は政令で定める、こういうことになつていています。現時点で特定しているものが腹づもりとしてあるのかどうかということが一つ。

それからもう一つ、これは私、ちょっと大事な問題だらうと思うんですが、四月二十六日の本会議で経理は、指定公共機関の従業員に対し國から直接命令を発することは想定していないと答弁しておられるんですね。となりますと、仮にサボタージュや利敵行為があつた場合、それに対抗できる何らかの措置を可能にしておかないと、「我が國の平和と独立並びに國及び國民の安全の確保」という法の目的を達成できないのじやあり

ませんか。そのときはしようがない、こういう話ですか。その経理の四月二十六日の答弁の趣旨をはつきり述べていただきたいと思います。

○福田国務大臣 法案二条第五号において、公共的機関としていろいろ挙げてござりますけれども、これはいずれも例示とということでございます。実際に、いかなるものを指定公共機関として政令で指定するかということにつきましては、その業務の公益性の度合い、武力攻撃事態への対処との関連性などを勘案し、当該機関の意見も聞きつつ総合的に判断する、こういうことになります。

指定公共機関による対処措置が適切に実施されるためには、職員に法律や対処措置の仕組みを十分に理解していくことが重要でございます。今後、個別の法制の中で指定公共機関の役割を具体的に定めるとともに、当該指定公共機関の協力を得て、職員への周知徹底を図るといふことになりますが、これは、御指摘のような懸念といふことについては、現在は組織として対応していくただくということでございまして、具体的なことにつきましては、さらに検討を進めたいと思っています。

○米田委員 つまり、四月二十六日の総理の本会議答弁の、直接命令を國から発することは想定しないというこの線は崩さない、こういう答弁だというふうに理解をいたしましたが、それは、現状において、私が指摘したように、サボタージュや利敵行為を防止する決定的な手段はない、現状では考へていない、こういうことになると思いますが、それでよろしいですか。

○福田国務大臣 本法案におきましては、組織としての指定公共機関に対する対処措置の実施を求める、こういうことになつております。この個々の職員に対しまして具体的な行為を求めるものではない、そういうことになつております。

○米田委員 私は、やはり心もとない部分が残ると思いますので、今後、しつかり検討課題にしていただきたいというふうに思います。

次に、八条の国民の協力に関する伺います。国防は防衛廳・自衛隊のみで達成できるものではありません。私は、これは官民一体で実施すべきものであるというふうに思います。したがつて、國家の構成員の一員である國民も應分の負担を行つべきであるというのが大方の國民の常識ではないでしょうか。國家の危急存亡のときに協力ではないでしょうか。国家の危急存亡のときに協力では、まるで人ごとのような感じがしてならない

い、そういうふうに思つておる一人であります。私は、この間、あるテレビ局のインタビューを受けました。そのインタビュアーは、どちらかと云ふこと百三條関連の处罚規定の存在を頭に置いていたのですが、处罚規定があることはけしからぬでしようが、处罚規定があることはけしからぬぢやないですかというような論調で質問してきたので、私はこう答えたのですね。いや、むしろ、極めて今回限定しておるんだ、軽いんだと。一家が強盗に襲われようとしている、家族みんなで戦おうとしているときに、中で一人だけそっぽを向いて、私は関係ないわなんて、そういう家族がいたらどうしますか、おやじはげんこつを食らわすでしようという例え話をしたら、なるほど、そのとおりですねというふうに納得していただきまして、その部分はちゃんと放送されたようですね。

でも、私はそういうことなんだろうと思うんですね。

そうなると、私は、國民の協力というものは一体何なのか、本来、責務とすべきだというふうに思ふんですが、協力を求めるとしたら、じや工具で何を期待して、どういう協力を求めていくのか。これも事態対処法制の整備が進んでいかないから。これも事態対処法制の整備が進んでいかないといふ点がたくさんあると思うんだけれど、私は、やはり心もとない部分が残る

ことがあります。どうか、しつかりお願ひをしたいと思います。

次に、私は常々不思議に思つておるんですが、我が國の安全保障体制の整備あるいは強化に反対する勢力ほど、中国や北朝鮮の軍事力強化については全く批判してこなかつた。ほとんど批判しない。このことは私は常々不思議に思つてきたんです。

そこで、五月一日の産経新聞であります。アメリカの国立公文書館で見つかった、朝鮮戦争直後から日中國交正常化前後にかけての中国のスペイク機関の激烈な対日工作についてのアメリカ国防省機密文書の中身が報じられました。とりあえ

ず紙面では実名は全部イニシアルになつております。したが、実際には機密文書には実名が全部しきり出でております。その中には、日本の政党、政治家、あるいは労組幹部らへの金品提供などの工作が具体的に記されているわけであります。

私は、戦後日本の表面上の平和の陰にこういつた国際政治の厳しい現実があつたことを示す資料の一つであるういうふうに思つてゐるわけあります。しかし、関係当局はこの事実をどのように認識しておるのか。

また、あわせてもう一点。我が国はよくスパイ天国というふうに言はれておりますが、諸外国の情報機関及びその協力者や協力団体の暗躍は今日でも日常的な現実ではないのか。事柄の性格上、言つていただく範囲といふものは限られて結構ですが、警察庁の御答弁を願いたいと思います。

○漆間政府参考人 委員御指摘の五月二日付の記事につきましては、私も読んでおります。委員が御指摘のとおり、これはアメリカの国立公文書館に保管されている米国防総省の機密文書といふもので、報道によるよな朝鮮戦争から日中国交回復、これまでの期間という時期に限らず、一般に引いて記事にしておるということでありまして、これについては直接警察としてコメントする立場にはございません。

ただ、報道によるよな朝鮮戦争から日中国交回復、これまでの期間という時期に限らず、一般論として申し上げますと、複雑な國際情勢と我が國の枢要な國際的地位を背景として、国外から我が国に対する情報収集活動は巧妙かつ活発に行われているというふうに認識しております。

スパイ天国だと言われてることでございますが、戦後我が国で検挙されました諜報事件というのは七十件余りに上つております。これを見ましても、対日有害活動について、その取り締まりのために関係法令を駆使して取り締まりをしてきたわけでございますが、このよな摘要した諜報事件などから見ましても、対日有害活動は日常的に巧妙かつ活発に行われてゐるということが言えると思います。

対日有害活動というのは、我が国の国益を害する

し、国民の生命、身体にも危険を及ぼすという治安上非常に重要な問題であると認識しております。警察といたしましても、関係法令を駆使しながら今後とも取り締まりを徹底していくべきたいといふふうに考えております。

○米田委員 ただいま漆間さんから、官房長官、明確に諸外国の情報機関の活発な活動がある、国民の生命、安全を守るために重要な問題であるという答弁がありました。

そこで、私は、今度の法案に関連してのお尋ねになりますが、国民の中に残念ながら利敵行為を行ふ者、例えば、有事の際の政府の内定されたところの方針をいち早く敵国に通報する者、あるいは自衛隊の行動の詳細あるいはその予定を敵対国に通報した場合などに対する罰則がきちんと我が国にあるんだろかということを考えてみたんです。中國情報機関の暗躍の記事を見た後、考えてみた。ところが、どうもざるなんですね。

昨年の秋の国会で、自衛隊法の改正として、秘密保全に係る罰則の強化が行われた。しかし、これは自衛隊の機密を知り得る立場にある出入りの業者等ということです、対象になる民間人は、これは一つはある。しかし、極めて限定されたものですね。例えば、陣地構築をここでやつておるらしいというようなことを敵方に知らせた場合も、それが出入りの業者でない場合にはなかなか、でしよう。大変難しいファジーな部分がある、たくさん出でてくる。

一方で、これはもうほんとレアレーケースで、極めてド拉斯チックなケースなんでしょうが、いろいろ調べてみると、刑法で外患に関する罪というのは一応はある。外患誘致罪、第八十一條「外國と通謀して日本国に対し武力を行使させた者は、死刑に処する。」外患援助、第八十二条「日本国に対して外國から武力の行使があつたとき、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、死刑又は無期懲役に処する。」というふう

に外患に関する罪というのはあるんですが、これもまたドラスチックな大なことですよね。

今申し上げた二つの法規から外れる、その網から外れる、さまざまな情報をキャッチして、それと対処する法律があるわけあります。アメリカは連邦法で最高刑死刑の法律がある、フランスも最高刑死刑、ドイツは無期拘禁刑、イタリアは十五年以上の懲役、戦時においては無期懲役とか、

きちんと先進諸国もなつておりますが、我が国においてその辺のところの配慮が全くないと、幾ら派な法体系をつくつてもざるに水じやないで、最高刑死刑、ドライバは十五年以上の懲役、戦時においては無期懲役とか、

きちんと先進諸国もなつておりますが、我が国においてその辺のところの配慮が全くないと、幾ら派な法体系をつくつてもざるに水じやないで、最高刑死刑、ドライバは十五年以上の懲役、戦時においては無期懲役とか、

そういう場合に、今回こういうような法律をつくるわけでござりますけれども、この法律を万全にすることになるかどうかということにつきまして、国家的利益とすることを考えた場合には当然最小限度の秘匿というものを、特に国家的なものについてはこれは考えていかなければいけないと、いうことは、これは私の意見というだけではなく、この組織体の問題もあるかもしれませんけれども、それが罰則とかそういうことになるか、これがその組織体の問題もあるかもしれませんけれども、それが罰則とかそういうことになりますので、総合的に考えていかなきやうな問題であるかもしれませんけれども、いかぬ問題であるかもしれませんけれども、いずれにしましても、今答弁ありましたとおり、国会における議論等も踏まえて考えていくべき問題だろうと、いうように考えております。

それで、今先生の御指摘のような問題につきまして、確かに現行法の自衛隊法には、そのような違反行為を罰する規定はございません。自衛隊法の改正や新規の立法によりまして、先生の御指摘のような防衛庁・自衛隊の秘密を探知、収集する行為、これを罰則の対象とするなど、それから、一般的の民間人までこれを対象者として拡大すると、いうことにつきましては、表現の自由など国民の基本的権利などにかかる問題でございまして、私どもとしましては、国民の十分な理解が得られるということが望ましいと考えております。

○米田委員 官房長官、防衛庁に答えさせるとあいうふうにしか言わざるを得ないんでしようが、私が指摘した、重要な情報が有事前後に、あるいはその最中に、いわゆる敵対国側に漏れることが抑止できない、阻止できない、法整備上、そ

の辺に穴があるということはお認めになりますか。

○福田国務大臣 御指摘のような懸念というのには、これはあると思つております。戦争とかそういったことではございませんが、これはもとよりいうような場面におきますれば、これはもとよりこのことでございまして、その戦争に有利になるたることは、これは過去にもうずつとやつてきているだらうというよう思つております。

じやないでしょうか。

自衛隊法の防衛出動待機命令と同様の事態である、こういうことであるならば、長官が総理の承認を受けて命ぜればよいのではないかという意見もあるわけでありまして、自衛隊法七十七條の二の規定に基づいて展開予定地域まで官報で告示して、手のうちを明かして承認を受けるという、これは本気で国家の安全を守る氣かという、ある方から御指摘をいただきまして、私も非常に素朴な疑問を持つておるんですが、長官、いかがでしようか、その辺。

○中谷國務大臣 まず一つは、国の守りに関する事態、内外に対してその意思を立法府も含めて示すということは強固な意思の發揮であり、そのことが抑止的な効果にもなるという面はあると思います。もう一点は、この基本対処方針というのは、総理大臣が國、地方公共団体等の対処措置を総合調整するとともに、行政の指導監督をするための根拠となるものでありますし、この際、陣地構築等をするわけでありますけれども、そうなりますと、土地の収用等が必要になってくるわけでありまして、国民の理解と協力を得て適時適切に行い、必要に応じて、公権力を必要とする場合もございますので、そういう点で御理解をいただく必要もございます。そういう趣旨で、対処基本方針についてはその内容を、国の安全を害するような内容を含めることなく公示するということにするわけでござります。

○米田委員いや、今のところ、大事な答弁です。それで官房長官、今のこの問題だけでなく、基本方針の閣議決定あるいは国会承認の内容をそれ公示することになつています。これ、同じ問題が出てくるんですよ。防衛上の大事な事態において、手のうちを明かす話にもなるわけでありますから。しかし、今防衛庁長官が、国の安全を害すことのないような中身で

することのないような中身でとおっしゃった。

私が、大変重要なとと思うんですが、その確認なんですが、つまり、この公示内容について、国の安全をおもんばかりながら中身の制限をすることがあります。それは、なぜちゃんとだれにもわかる肯定文にしないんですか。否定形にした何か深いわけでもあるんですか。ちょっとそこを聞いておきたい。

○中谷國務大臣 この対処の基本方針には、武力攻撃事態の認定、武力攻撃事態への対処に関する全般的な方針、さらには防衛出動待機命令、防衛施設構築の措置等に係る総理の承認及び総理の命を定めるということにいたしておりますが、公表することによりまして国の安全を害するような内容まで含めるということまでは考えてないということがあります。

○米田委員 少し安心しましたが、公示そのものは一応行われる、こういうことです。その辺、ひとつしっかりと、はつきり言つて、細かいことは、すべての分野でこれから詰めるという課題が多いんだろうと思ひますが、ひとつ御配慮をしつかりとお願いしたいというふうに思ひます。

次に、これまた素朴な質問といいますか、確認になりますが、九条の四項、防衛出動の承認に係る規定なんですが、これ、否定形になつているん

です。内閣総理大臣が第二号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあってはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るいとまがない場合でなければなりません。最近わかるようになりましたが、最初いきなり読んだときにはびっくりしました。

○米田委員 これは要するに、緊急の必要があり国会の承認を得るいとまがない場合は事前承認を受ける必要はないということだと。従来の七十六条に盛り込まれていた、今度削除されることになつてあるのくだりと同じことだというふうに理解しているんですけど。七十六条からその部分が削除されていますが、そのうちを明かす話にもなるわけでありますから。しかし、今防衛庁長官が、国

も、これは否定形になつてているから。

その点と、もしさういう意味であるならば、これは、なぜちゃんとだれにもわかる肯定文にしないんですか。否定形にした何か深いわけでもあるんですか。ちょっとそこを聞いておきたい。

○福田國務大臣 御指摘のこの規定は、防衛出動について、原則としてまず国会の承認を求める旨を対処基本方針に記載しなければならないということ、それから、例外的な場合においても、これを定めるということにいたしておりますが、公表を命ずる旨を記載しなければならないことを定めた上で、後者の例外的な場合がいかなる場合なのかを定める規定である。こういうことから、この趣旨を明確にするためにこういうような表現にしました」ということでござります。

○米田委員 そうすると、従来の七十六条後段の事後承認もあり得べしというその考え方には変わらないんですね。

○福田國務大臣 それは同じ趣旨でございます。

○米田委員 否定形というのはどうもすつきりしませんが、次に移ります。

対策本部、十条関連で何点か伺います。

内閣総理大臣が第二号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあってはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るいとまがない場合でなければなりません。

○米田委員 これが要するに、緊急の必要があり国会の承認を得るいとまがない場合は事前承認を受けることになります。

そこで、私は、対策本部が実施推進機関である

本部長は、行政機関、地方自治体、公共機関との総合調整を行う、こういうことになつております。

それともう一つ、法案では、対策本部は対処基

本方針に係る対処措置の実施の推進を図り、対策本部長は、行政機関、地方自治体、公共機関との総合調整を行つて、こういうことになつております。

そこで、私は、対策本部が実施推進機関であるとすれば、安保会議で審議されたところの自衛隊の純軍事的行動にかかる方針が、対策本部の行う総合調整の審議の過程で、これは各省庁全部出向してこられていくわけですから横並びですわだけに心配だと言う人もいるんですよ。しか

弁ならば話はわかつきますが、そういう組織の総合調整の審議の過程で軍事専門家以外のいろいろな疑惑が入りまして、安保会議で決定されたところの思いといふものが非現実的な方向に曲がつていくような、そういう事態もあるんじやないのかと。

であるならば、この対策本部における防衛庁長官あるいは統幕議長等の軍事の専門家の役割、権限を他の対策本部のメンバーと明確にやはり区分しておかないといかぬのじやないかという思いがするんですが、その辺、官房長官、いかがでしようか。

○福田國務大臣 安全保障会議というのは、これは今委員も申されたんすけれども対策本部方針等の武力攻撃事態への対処に関する重要な事項について、内閣総理大臣の諮問への答申または意見具申を行つて、閣議の迅速かつ的確な意思決定を助ける、そういう会議であります。

これに対しまして対策本部というのは、閣議が決めた対策基本方針に基づいて国、地方公共団体等が行う対処措置の総合的な推進を行う、というものでございまして、対策本部長たる内閣総理大臣は同方針に基づいて対処措置に関する総合調整を行つて、こういうことになつております。

この今の対策本部と閣議の関係になりますが、これが要するに行政組織を統括するという立場であるわけですね。しかし対策本部の方は、閣議が決めた対策基本方針に基づいて対処措置を行う、ということであります。これは重なりますか、それとの関係は、閣僚の集合体であります。閣議は、これは要するに行政組織を統括するところです。

○米田委員 質問はそういうことではないんです。我が国の防衛上の、軍事上の基本的なスタンス

を決めるのは、まず第一義的には安保会議でしょう。安保会議ですね。ところが、今回対策本部というものもできる。すると、そこにおいて、安保会議で筋道がつけられた我が國の防衛上の基本方針、純軍事の方針、これが、いわば全官庁からスタッフが集まっている、そして少なくとも今拝見するところでは、特に差別化されているわけじゃない、横並びだ、そういう総合調整の対策本部の中で、安保会議のいわば軍事の専門家以外の方々の意見というものがどの程度の重みを持ってくるんですかという話ですよ。そこにまで影響を及ぼすならば、防衛方針というのは成り立たなくなる場合もあるのではないかと。

しかば、防衛府長官や統幕議長等の、防衛府長官は当然対策本部のメンバーにもなるんですね。うが、統幕議長はどういう位置づけかわかりませんが、それらの専門家の役割、権限というのを他の省庁から出張つくる皆さんとは明らかに分けておかないと、そういう安保会議で決められた大筋の我が国の防衛上のスタンス、軍事的なスタンスというものがファジーになっていく、やがんでいくことになりかねない、このことを言つているんです。

○福田国務大臣 安全保障会議は、この機能的に今回の法案に関係する部分でいえば、武力攻撃事態への対処に関する基本方針、それから武力攻撃事態への対処に関する重要事項、こういう武力攻撃に関する問題点でありますけれども、安全保障会議の構成員というのは、その必要に応じて、常設の議員というものは決まっておりませんけれども、状況に応じて会議のメンバーは、議員は追加することができる、こういうふうな体制になつております。必要に応じて必要な議員によつて審議をする、こういう形になつております。

また、この対策本部 この本部員は閣僚でござります。それから対策本部の職員、これは、行政機関を統括する国務大臣ないし所属する行政機関の職員として、おののその所掌する事項について十分な識見を有することが期待される、そういう

うことでございまして、その専門的な判断を尊重されるものでございます。

例えば、今御指摘ありましたような統幕議長というような立場の方については、軍事に関する専門的な見を見をしているということから、対策本部の職員となる、こうしたことになつておるわけであります。

○米田委員 その辺、しっかりと仕切りをお願いしたいと思うんです。いわゆる船頭多くして何とやらということわざもあります。まして、その船頭の中に、船をこいでいない人も今回船頭の資格を得たなんて言つて、見当違いなことを言われて船が変な方に行つちゃいけない、こういう実は心配でありまして、仕切りをしつかりこれからお願いをしてまいりたいと思います。

次に、十五条の総理の指示権に関しまして伺いたいんですが、地方自治体の長等が対処措置に基づく事項を実行しなかつた場合、いろいろなケースが想定されるんだろうというふうに思います。例えば、防衛府長官または政令で定める者は土地の使用、物資の保管の要請書を知事に届ける、しかし、その要請書そのものを受理しない、あるいは、一応受理はしたけれども自治体の職員に業務の指示をせずに自分が保管している、そういう場合。あるいはさらに、職員に指示はしたけれどもその職員が実行しない、そして自治体の長等がそのことについて指導監督もしない。こういう場合、総理がみずから行うといつても、実際だれが、どういう方がやるのか、想定しておられるのは、自衛隊なのか警察なのか、一体だれなんだ。まさか総理がみずから地方へ飛んでやるわけじゃないでしよう。その辺のところをある程度アウトラインをお示し願いたいことと、やはり国のこういう事態において、もしも協力しない自治体の長等が出た場合に罰則がないというのは、これはどうなんですか。その辺の考え方を改めて伺つておきたいと思います。

○福田国務大臣 この法案におきまして、国民の保護のため緊急を要する場合など、特に必要がある場合は、本法の二十四条にあります、いわゆる武力攻撃事態以外の緊急事態、これらについても、私はその同じ作業チームでもいいと思いますが、あ

うことでございまして、その専門的な判断を尊重する場合には、別に法律で定めるところにより、内閣総理大臣がみずから、または関係大臣を指揮し、地方公共団体等が実施すべき対処、対応措置を実施することができるということにしておりま

す。具体的に国どの機関がどのような対応措置について代執行などをを行うということになるかにつきましては、今後、国民の保護というための法制等の整備に当たつて検討してまいりたいというふうに考えております。

また、罰則についてございますけれども、協力をしない場合に、地方公共団体等についてどう指示に従つて法律上の義務が生じるということが、どうぞお聞きください。

それで、この地方公共団体において指示に基づく所要の対応措置が実施されないときには、別に法律で定めるところにより、国がみずから対応措置を実施することが可能でございますけれども、これを実現するにあたります。この地方公共団体は、このことになつた場合に、この地方公共団体は、この指

示に従つて法律上の義務が生じるということがあります。

法律上、この地方公共団体は、この法律で定めることになつた場合に、この地方公共団体は、この指

示に従つて法律上の義務が生じるということがあります。

それで、この地方公共団体において指示に基づく所要の対応措置が実施されないときには、別に法律で定めるところにより、国がみずから対応措置を実施することが可能でございますけれども、これを実現するにあたります。この地方公共団体は、このことになつた場合に、この地方公共団体は、この指

示に従つて法律上の義務が生じるということがあります。

それで、この地方公共団体において指示に基づく所要の対応措置が実施されないときには、別に法律で定めるところにより、国がみずから対応措置を実施することが可能でございますけれども、これを実現するにあたります。この地方公共団体は、このことになつた場合に、この地方公共団体は、この指

いくということではなく、個別具体的にいう從來方針でいく、そういうお考の表明だらうと思ひますが、いささかそれには意見がありますが、きょうはそれは申しません。ただ、もしそうであるならば、極めて迅速に、一つ一つに対処して具体的な法案といふものを国民の前に示さないと私は政府の信頼は保てないというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、自衛隊法の一部改正について何点かお尋ねをいたします。

まずは、防衛出動待機命令下の武器使用の問題であります。防衛施設構築時の限定された地域、要員に対して認める、今回こういうことになりました。しかし、私は、これは実は待機命令を受命している隊員全員に拡大すべきじゃないかというふうに思ひますよ、防衛庁長官。

というのは、既に敵対勢力が潜入をしていたり、あるいは先ほどの警察庁の漆間さんのお話にもあつたけれども、我が国にはとにかくようやくしているんですから、外国の國益をしょいながら暗躍するいろいろな人やいろいろな組織があるわけでありますから。この内通勢力が、既に潜入をしておるところの敵対勢力及びその敵対勢力に内通する勢力が、これは自由意思を持つて行動するわけですから。陣地構築中のところだけ来てくれよと注文を出すわけにはいきませんからね。自由意思を持つて国内を跳梁はつこするわけでありますから、陣地、防衛施設の構築時の、しかも限定された地域、要員だけにこれを限定する合理的な理由が不明なんですね。この辺、拡大すべきだと思ひますが、防衛庁長官の御感想を伺いたい。

○中谷国務大臣 今回、九十二条の三によりまして、事態が緊迫して防衛出動が発せられることが予測される状況において、この展開地域の予定するところで防衛施設の構築を行うに際して武器使用を規定したわけであります、これは、この展開予定地域が相手国部隊による攻撃が予想される重要な施設や相手国部隊による侵攻が予測される地域等でありまして、不測の事態が発生するおそれ

も否定できないからでござります。この際、武器を使用を認めたわけでございます。

もう一方で、防衛出動の待機命令を受けた自衛官につきましては、駐屯地に所在する場合は、九十五条の二を昨年の臨時国会で改正いたしましたけれども、この場合にこの警護が可能でござります。また、車両等で移動をする自衛官につきましては、現行の第九十五条の規定によりまして、車両等を防護する際の直接の防護対象として、また

車両を防護する反射的効果として防御が可能でございまして、防衛出動待機命令を受けた自衛官の防護のための武器使用規定につきましては、今般の九十二条の三の改正によりまして、所要の整備が可能、なされるというふうに考えております。

○米田委員 与党の理事でもあるので、きょうのところは深追いしませんが、長官、今度の新しい本法案の提案されているあれで、待機命令下の防衛施設構築時の限定された地域、要員、これは武器使用できる、プラス、その他の場合について九十五条のお話をされた。

しかし、駐屯地や、あと、車に乗せたり、武器等防護で規定された九つの品目を警護している任務についているだけじゃないでしょう。その他のいろいろな任務についている、ほかの任務についている自衛隊員の方が多いはずであって、そういう人々は武器使用できないじゃないですか、敵に襲われても。漏れる部分がたくさんあるでしょ。ありますよね。

うなずかれたので、これ以上聞かせんが、私は、やはりこれは今後の大きな宿題でもある、大きな前進であり、かつまた大きな宿題が残されたということを申し上げておきたいと思います。

○松野(頼)委員 次に、松野頼久君。

○松野(頼)委員 民主党の松野頼久でございました。

きのうから、るるいろいろ、今回の三法について議論がございますが、今回、一つ私が注目していいる部分というのは、個人の所有財産、また憲法で保障されている財産権を、防衛出動時に国がある程度関与して収用したりする、そういう部分があるわけであります、それをまた国が損失補てんするという部分が大きなところではないかと私は思っているわけであります。

そして、国が収用した場合、どういう基準をもつてこの損失を補償するのかということを今まで思っているであります。防衛庁長官、お願ひします。

○中谷国務大臣 詳細につきましては内閣の方でお決めになるわけでございますけれども、一般的に、現行等につきまして、この借料なりその補償等につきましては、公共事業を実施する国、地方公共団体が公共用地を借り上げる場合に適用される算定基準と基本的に同じでございまして、このことを基本に考えられるのではないかというふうに思っております。

○松野(頼)委員 確かに、武力攻撃事態が起つた場合に、国民の基本的権利やまた財産等をある程度制限する、このことはわかります。しかし、その一つの例を今挙げさせていただきますと、沖縄の駐留軍及び防衛施設用地というものがこれに非常に近い例ではないかというふうに私は思うわけであります。

今、その算定基準をお話しになられましたけれども、お配りをした資料の一をごらんいただきたいと思います。この資料の一でも、「このような借料の算定基準は、公共事業を実施する国、地方公共団体等が公共用地を借り上げる場合に適用される算定基準と基本的に同じであり、本土・沖縄に限らず一律に適用されるものである」という、

お示しただきたいということを申し上げたんだですが、また、質問主意書を政府に出させていただいて、この算定基準というものを出していただきま

たいということを申し上げたんですが、全くお出しをいただけないという現状が実はございます。もう一度この場でお伺いいたしますが、この算定基準というのはどのようにお決めになつてあるんでしようか。

○鷲口政府参考人 お答えいたします。

累次答弁を申し上げておりますように、昭和二十七年の閣議了解、これが基本でございます。そこでは、宅地とか宅地見込みとか山林とか、そういうものによつて計算しなさいと決めておりま

す。それから、近傍の価格で補正できる場合は補正しなさいというふうな書き方になつております。

○松野(頼)委員 ですから、近傍の価格で補正できる場合は補正しなさいといふことになります。

○鷲口政府参考人 お答えいたします。

この固定資産税評価額というものは到底とり得ない状況になつていただいていることもありまして、予定取引価格というものによらざるを得ないというふうに思つております。

そういうことで、二十七年の閣議了解に基本的には従いながら、と申しますのは、宅地であるとか宅地見込みによりながら、予定取引価格を主体として、算定基準として、毎年通達を発して、それによって算出しているということでございます。

○松野(頼)委員 ですから、その算定基準、過去のものでも結構ですが、毎年予算の中で地代が払われているわけであります、そのためを払つているものととなる基準の額、確かに、来年度のものでも結構ですが、毎年予算の中で地代が払われるわけですから、そこはなかなか出せないと

思います。この資料の一でも、「このような借料の算定基準は、公共事業を実施する国、地方公共団体等が公共用地を借り上げる場合に適用される算定基準と基本的に同じであり、本土・沖縄に限らず一律に適用されるものである」という、

理由というのは何があるんでしょうか。沖北の委員会で、私、この算定基準を、以前、沖北の委員会で、私、お示しただきたいということを申し上げたんだですが、また、質問主意書を政府に出させていただいて、この算定基準というものを出していただきま

す。いわば

商売に匹敵するようなものでございまして、毎年毎年更新いたしますので、借料額を算定するということでおざいますので、私どもの見積額、評価額と申しましようか、こういうものをお出しすることは、今後の私どもの土地連との関係、やりとりがござりますので、それに対しているいろいろ影響を与える、私どもにとって不利な状況になることも当然予想されますので、提出するのは差し控えさせていただきたい。

それから、先ほど先生の方から、算定基準ということで資料提出ということでありましたけれども、質問主意書では、先生の方からは、その評価額を出せということでおざいましたので、それは、今申し上げた理由で、残念ながらお出しできない、こうお答えした次第であります。

○松野(頼)委員 ですから、今回の有事三法の中で、個人の民有地を使用した場合、また、武力攻撃事態が起つた場合に民有地を借り上げるという場合、この場合も、全く同じように、その評価額というものは全く出さない、これは交渉事があるんだから防衛庁だけわかつていればいいんだといふようなことに陥るんじゃないですか。

○鳴口政府参考人 私どもが持つてあるこの評価額というものは、いわば内部の評価でござります。もちろん、毎年契約している金額については公表しているところでございます。

○松野(頼)委員 実は、私の、基準値を出してくればという質問主意書に対して、内閣として、評価額の総額を明らかにすることは、右の調整における国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、これにより防衛庁設置法第五条十一号、第十九号に規定する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、答弁を控えたいというふとであります。

○松野(頼)委員 第五条の十二号は一体何なのかといいますと、防衛庁の所管事務は次のとおりであるといつて、第十二号は「所掌事務に係る施設の取得及び管理に関すること」また、十九号は「条約に基づいて日本国にある外国軍隊

の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること」とあるんですね。ですから、この数字を全く出さないというところは、これは機密であるということは全くこの条項には書かれていないわけですよ。なぜこれでこの主意書に答えられないのか。その部分をもう一回お尋ねいたします。

○鳴口政府参考人 沖縄の土地の地主さんたちの関係、借料、これについては、賃貸借契約でござりますけれども、その仕事の根拠は今申し上げたとおりです。

当然のことでありますけれども、私どもは国民の税金を使わせていただいています。厳しい財政状況でござります。その中でできるだけ安く交渉したいということでござりますので、そういうものに差し支える。言つてみれば、國の業務を、今まで、それをいかに効率的に経費を節減しながらやつています土地の取得もそうでございますけれども、それをいかに効率的に経費を節減しながらやるかというのは一般的な義務でござりますので、そういうことから、この沖縄の土地の地主さんたちとの交渉に当たつても、そういう観点で、私どもはそういう交渉に不利益になるものは出しあたくない、出せない、こういうふうに申し上げている次第であります。

○松野(頼)委員 ですから、では今度の有事三法の中で、個人の所有財産を使用した場合、土地を借り上げた場合、それも交渉にかかるから全くだれにも出さないぞ、この国権の最高機関であります国会の委員会の資料請求にも応じないといふことだといつたときに、固定資産に到底よれないような状況があつた。やむを得ず予定取引価格といふものによつてきたと、いう経緯でござります。

○松野(頼)委員 いや、それは、復帰以前の米軍が使用していたときのこと、また復帰のこともおりませんけれども、復帰になつた、ではどうするかといつたときに、固定資産に到底よれないよども申し上げられない立場でござりますけれども、いすれにいたしましても、私どもはあくまで部内の見積もりの資料はお出しできない。たゞ、実際どのくらいの金額でやつたか、契約したかなどについては公表しているところでござります。

○松野(頼)委員 例えは、去年の固定資産税の総額は幾らですか。いうふうに申し上げたところ、いや、それは知りませんというふうにお答えになつて。全く防衛施設庁として固定資産税額というものを把握

ざいます。

○松野(頼)委員 この土地の価格というの、「駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱」、これは昭和二十七年の閣議決定によつて決められ

ているわけであります。

○鳴口政府参考人 この第六条、お配りした資料の第三ページ目、これをごらんください。第六条で、土地、統制額

のない場合において、使用時の属する年度の固定資産課税台帳に登録された価格に、土地資本に對

する年利回りを乗じて得た数字と固定資産税額を合計するんです。

○鳴口政府参考人 以前、沖北の委員会で質問したときに、防衛施

設庁は固定資産税額を御存じなんですかといふとおりましたらば、それは知りませんといふふうに伺いましたが、なぜ固定資産税の総額がわからぬに長官お答えになつてゐるんですが、この第六

条を見ると、使用時の属する年度の固定資産課税

していません。

しかしながら、この六条では、固定資産税に土

地の利回りを乗じた額をプラスしてこれを出すん

だ、算定基準とするんだということをうたわれて

いるじゃないですか、ちゃんと。これは第六条違

反じゃないですか。

○鳴口政府参考人 この昭和二十七年の閣議了解につきまして私ども基本的によつておるんあります。

ただ、金額の出し方においては、先ほど申し上

げました沖縄の特殊事情があつたということで、それ以後、毎年毎年、契約更新、契約の期間とし

ては、期間の定めのないところで、二十年になつておりますけれども、金額については毎年更新す

るということで、長期間これによつて安定的に使

用してきています。

もちろん、私どもが独自に土地連の人たち、地

主さんたちと契約をして、そこで勝手に払つてい

るわけではありません。毎年、概算要求し、予

算措置を認めていただいた上で契約しているとい

うことを御理解いただきたいと思います。

○松野(頼)委員いや、違う、そんなことを聞い

ているんじゃないんですよ。(発言する者あり)

○瓦委員長 静粛にしてください。

○松野(頼)委員 その駐留軍用地の土地の補償等

の要綱という、この六条に従つて今の金額を算定

されているはずじゃないですか。違いますか。

○鳴口政府参考人 閣議了解に基本的に従つてい

ますとということを申し上げました。そのとおりでございます。

○松野(頼)委員 そのほか、この要綱三条の四項でございます。「コノ要綱ニヨツテ算定シタ土地等ノ賃借料マタハ買収價格ハ、前項ニヨルモノヲ除キ、ソノ土地等オヨビ近傍類似ノ土地等ノ地代、家賃、売買価額等ヲ考慮シテ適正ニ補正シナケレバナラナイ。」

ということで、基本的に、このように、閣議了解、固定資産税制度の仕組み、つまりそれは、宅地だとか宅地見込み、山林、農地とかこういう分類になつていて、これに従つています。その上

で、近傍にそういう取引があつた場合に、それに
ついて補正しなさいというのが閣議了解です。

私ども、毎年そういうことで補正を出して、そ
の上で契約をしている、こういうことでございま
す。

○松野(頼)委員

その話はわかりますけれども、
では、何で固定資産税の総額がわからないとお答
えになつたんですか。

○鷲口政府参考人

わからないと申し上げたので
はございませんで、こういうふうなものを今使つ
ていませんので、固定資産税評価、そういうもの
を使つていませんので、私どもはそういう数字に
ついては承知していないと申し上げたつもりで
す。

○松野(頼)委員

いや、それはおかしいですよ。
だつて、この駐留軍の土地を使う損失補償等の要
綱、この第六条にきちんと明示してあるじゃない
ですか、算定基準が。

私がなぜこのことをこだわつて言うかとい
うと、次の第四ページをごらんください。

土地の値段、もう私が今申し上げることもあり
ませんけれども、全国各地でどういう状態で値下
がりをしているかというものは皆さんおわかりにな
るかと思います。

この「土地連の要請額と予算措置状況」という
第四の資料を見ていただきたいと思います。平成
四年度からずっと毎年値上がりをしていくん
ですよ。もつと言いますと、復帰時の七二年には
百二十三億だつたんです。この三十年間で六倍に
なつているんですよ。六倍になつていてる土地が日
本全国ほかにありますか。お答えください。(發
言する者あり)

○瓦委員長 静粛に願います。

○鷲口政府参考人 一般的な取引事例については
承知しておりませんけれども、私どもが基地、自
衛隊施設等のために借りておられる土地について
申し上げますと、沖縄と同様、本土についても約
六倍になつております。

○松野(頼)委員

では、資料五をごらんください

い。

沖縄の土地の変動率の推移というページがござ
います。これで見ていただいて、公示地、沖縄で
は確かに変動が少ないんですけども、平成八年
から、〇・一%、〇・二%と下がつていつていま
す。にもかかわらず、同じ沖縄で、防衛施設用地
に関しては先ほどのように上がつていついる。

ですから、今回の、基地の問題を別に議論して
いるわけじやなくて、この有事の中で、個人の所
有財産を借りた場合、これは武力事態に陥つてい
るところだからこれもまたしようがないんだ、し
ようがないんだといって野方図に上がつていくん
じやないか、また、その部分はアンタッチャブル
で全く国民に見せないんじやないかというおそ
れがあるから、一つの事例としてこの議論をして
いるわけであります。

○鷲口政府参考人 一般的な土地の取引そのもの
が、すなはち私たちの沖縄におきます土地の借料
に反映するものではございません。それぞれ、累
次御答弁申し上げますけれども、交渉いた
しまして、それから、その土地の特性、特に沖縄
の場合は、基地が中部地域、一番人口の密集した
地域にまた集中している、先生御案内のように、
瑞慶覧もそうですし、嘉手納基地もそうですし、
一番密集した地域に所在しているということでござ
りますので、そのことと沖縄における全般の土
地の取引の数字と運動するものではないと承知し
ております。もちろん、そういう中で、私ども、
毎年毎年厳しい交渉をしているわけですから
も、それぞれの土地の実態を見ながらやつてい
る。

私も、六年前に沖縄に勤務したことがありま
す。バブルが崩壊しているというんですけれども
も、まだ依然として沖縄では中部地区を中心とし
て土地が下がつていませんというふうなこともじ
かに聞いたことがあります。

○松野(頼)委員 いや、そんなことはありません

沖縄の中で随分多くの部分が軍用地として借
り上げられているから、逆に言うと、それによつ
て地価の変動が少ないんじゃないかということを
指摘されている学者もいるんですよ。

ただ、先ほどから御答弁されていますけれど
も、この沖縄の軍用地の、この第六条、先ほどの
基準の要綱、損失補償等の要綱というのがあり
ます。やはりここで、昭和二十七年に、こうい
う形で大体の賃料は算定しましようという基準を
つくつていいんじゃないですか。なぜこの基準どお
りにこれが行われていいのか。もしこの基準ど
おりに算定が行われていいのであれば、まずこう
いう値上がりの仕方というのはしていいと私は
思います。

それも質問主意書で、政府に対し、当該土地
の固定資産税の総額を出してくれと再三申し上げ
ましたけれども、これは地方税法によるところだ
から国は固定資産税の額を把握していないという
答弁がありました。答弁書に書いてありました
しかしながら、これでは本当にその土地の算定基
準がクリアなものなのか、オープンに
できるものなのかということが議論できないんで
すよ。再三資料請求をしているんですけども、
資料も出てこない。全く、じゃその目安をはかる
うと思つて固定資産税の評価額を資料請求して
も、それも出てこない。

結果的に防衛施設庁が交渉に当たつているん
だから、価格は防衛施設庁だけが知つていればい
いんだというような態度で今ずつといらっしゃ
るわけあります。そういう態度の中、今回の特
別会議も、それが土地を借り上げる有事法制の議論、
ここをまことに民有地を借り上げる有事法制の議論、
すしつかりただしていかなければできないんじや
ないかというふうに私は指摘をさせていただきました
とおっしゃつていたのが、三・五%に上がつてい
ます。

そして、平成十二年度も全く同じであります。
防衛施設庁、これも、当初においては三%が精つ
ぱいの数字でありとなつていますが、関係国会議
員の全面的なバックアップにより三・五%の七百
九十四億を要求することとなつたと。

また、その次のページ。二%以上は難しいと
おっしゃつていたのが、三・五%に上がつてい
ます。

そこで、平成十二年度も全く同じであります。
地価動向が鈍化し、下落傾向にあるほか、国の嚴
しい財政状況から一・七五%が限度であるという
ところも、これは関係国会議員に強力に要請する
と三・三%に上がるわけであります。

この状況をまず見ていただきたいというふうに
思つてます。これが、八百億の話です

から、一%で八億なんですよ。大きな金額なん
ですね。それが、毎年毎年、関係国会議員に要請行
動をすると、こうして金額が上がっていくという
事実。これは、土地連が自分のところの事業報告
で書かれている事実なんです。

このことについて、いかがでしょうか。

○鷲口政府参考人 土地連がこういうふうな事業
報告を出しているということござりますけれど
も、今読みました。しかし、それは、土地連の内
部でいろいろな事情があつてこうすることを書い

す。

そして、その次の資料をごらんください。これ
は、土地連の平成九年から平成十二年までの事業
報告書であります。

この中に下に線を引いたところがあるんです
が、防衛施設庁は当初において、概算要求として
前年度を下回る二%後半が精いっぱいであり、防
衛予算の圧縮からこれ以上の上積みは厳しいとの
態度を示していたが関係国会議員の全面的な
バックアップにより三・二五%の七百六十七億を
要求することとなつたと。このとき、防衛施設庁
は二%台後半しか難しいというふうにおっしゃつ
ていただらしいんですけれども、その折衝の結果、
三・二五%に引き上げられた。

次のページの平成十一年度をごらんください。
防衛施設庁、これも、当初においては三%が精つ
ぱいの数字でありとなつていますが、関係国会議
員の全面的なバックアップにより三・五%の七百
九十四億を要求することとなつたと。

また、その次のページ。二%以上は難しいと
おっしゃつていたのが、三・五%に上がつてい
ます。

そこで、平成十二年度も全く同じであります。
地価動向が鈍化し、下落傾向にあるほか、国の嚴
しい財政状況から一・七五%が限度であるという
ところも、これは関係国会議員に強力に要請する
と三・三%に上がるわけであります。

この状況をまず見ていただきたいというふうに
思つてます。これが、八百億の話です

から、一%で八億なんですよ。大きな金額なん
ですね。それが、毎年毎年、関係国会議員に要請行
動をすると、こうして金額が上がっていくという
事実。これは、土地連が自分のところの事業報告
で書かれている事実なんです。

このことについて、いかがでしょうか。

○鷲口政府参考人 土地連がこういうふうな事業
報告を出しているということござりますけれど
も、今読みました。しかし、それは、土地連の内
部でいろいろな事情があつてこうすることを書い

ているのでありますて、そういうことについて申し上げる立場にございません。土地連の内部のことについて申し上げる立場にございません。

そういうことでありますて、私どもは、この数字が一%後半とかいうことについては、いろいろな形で折衝しながら、いわば交渉でございますので、そういう数字が出たのかもしれませんけれども、毎年毎年契約でしなければいけません。もしも、契約に応じていただけなければ、楚辺の通信所のよう、あいう時期になりますと一年間不法占拠状態に近い状態になってしまふということもありますので、粘り強い交渉をする。もちろん、土地連の人たちは、地主さんの方々は、自分たちの生活がかかつてゐるわけですから、それだけ向こうも強く粘つてくる。という中で、こういう数字で落ちついているということをございます。

○鶴野(頼)委員 これは、先ほどの損失補償等の要綱に、関係国会議員に強力に要請しろと書いてありますか、この六条に。どうですか。この要綱に基づいて地代を算定しているわけでしょう。違いますか。にもかかわらず、こうして関係国会議員の要請によって地代が上がつていくという現実。

○鳴口政府参考人 先ほども申し上げておりますように、この要綱は要綱でございまして、政府部内の基準でございます。

もちろん、沖縄の土地の借料というのは、いわば日米安保条約を運用する上で沖縄の基地が非常に重要でございます。米側に私どもは基地を提供する義務があるということでございます。日ごろから使つてゐる土地でござります。新たな取得ではございません。現在使つてゐるものでございません。そこで穴があいては絶対困るということでございます。穴があきますと、繰り返しになりますけれども、楚辺の通信所のように約一年にわたつていわば不法占拠状態になつてしまふ。これは、日米安保関係、日米関係においても大変信頼を損なうことだということで、何としても私どもはそ

れは避けたいということでおざいます。

その上で、沖縄の基地問題については重要な政策課題になつておりますので、関係の先生方に、こういう状況になつていますということを説明に行なうことがあります。土地連は土地連でまた、自分たちの生活を守るために関係の先生方に行くのかかもしれません。土地連が関係の先生方に働きかけることについて、私どもは否定することもできません。あくまでも契約の当事者は土地連でござりますので、その間で、お互いに粘り強く交渉して円満な解決を図つてあるということをございます。

○松野(頼)委員 いや、そういう話をしているんじゃないで、これは土地の借料の問題なんですよ、借料の問題。

確かに私も、沖縄に基地が集中して沖縄の県民の皆さんに過重な負担をかけている、そのことに對しては国は補償していくかなければいけないといふふに私も思います。日米安保条約もこれはしっかりと守つていき、日本はアメリカと最大のパートナーとして行動していくかなければいけない、これは私、個人的にも思います。

その話とこの借料の問題というのは違うのですよ。日米安保条約に、三十年間で六倍の土地の値段を払えなんてどこに書いてあるのですか。そんな話をしているんじゃないのです。きちんと借料は借料で、個人の私有財産を借り上げた場合の、それが聞いても理解できるような評価をつくらなければいけないんじゃないですかといふ話を私はしているのです。

今回のこの有事法制三法の中でも、これから同じことが行われると思います。これは武力攻撃事態に備えた場合の基地をつくるための土地だから、これは借りておかなければ大変だということになります。穴があきますと、繰り返しになります。

○鳴口政府参考人 先生御指摘のとおりでござ

料を算出したのかといふことを、質問主意書まで

書いて私は要求しているのです。だから、そここのものは全く異なる要素がある。しかも復帰後、四十七年に復帰されてから以降ずっと、お互いに円満な関係で、それぞれ不満があるのでしょう、また土地連の方々も不満があると思います。そういった中で、長い経過を経てこういう関係を保つているということも御理解いただきたいと思いま

す。

○松野(頼)委員 いや、ですから、では概算要求基準で概算要求する場合に、要是基準値があるわけですね。その基準値の価格、過去のものでいいから出してくれと私は言つてゐるわけです。といふのも、先ほど出した数字を見ても、その借料として概算要求をしているわけですね。借料です

よね。借料として概算要求をしているにもかかわらず、借料というのは地代なんですよ。地代だということで概算要求していながら、これだけ毎年上がつていくのはおかしいんです。だから、ここに着目をして質問をさせていただいているわけであります。

これは、もう一回この場でお伺いしますけれども、賃貸借契約と申しますけれども、私どもは、米軍に基地を提供している、継続して提供している。基地機能を麻痺させてはいけないということです。毎年毎年契約更新を迫られているという中で、また他方において、地主さん方は自分たちの生活がかかるつていますから、当然高く借りてくれといふのは私はよく理解できます。私どもは、他方、

これは概算要求基準のときに決めておきませんと、お金がないまま契約更新しなきやいけないということになりますから、概算要求基準のときに何とかその資本を確保したい。

ただ、繰り返しますけれども、私どももその中で、財政事情が厳しい、御案内とのおり、防衛関係費もほとんど横ばいの中でのやりとりをやつてこのお金を捻出している。でも、でき

ます。

○松野(頼)委員 では、資料の八番をこちらください。

これは防衛庁の内部の資料だということで、その次のページでございます。防衛施設庁が、質問に対する答弁についてということの中での九番の中で、これはきちんとした防衛庁の内部の資料であるということをお認めになつてある資料であります。

○鳴口政府参考人 では、資料の八番をこちらください。

これは防衛庁の内部の資料だということで、その次のページでございます。防衛施設庁が、質問に対する答弁についてということの中での九番の中で、これはきちんとした防衛庁の内部の資料であるということをお認めになつてある資料であります。

この下の方のアンダーラインのところに、見てください、「前沖縄開発庁長官である鈴木宗男衆議院議員にお願いしたことから、当庁は鈴木議員の御指導を頂き三・五%を確保したところであ

り、土地連も対前年度比三・五%で内諾をしているところである。」という文章が、これは防衛庁の内部の資料で、防衛庁もお認めになつてゐるところとしてあるわけです。

こういう状況を踏まえて、これは別に私個人のことを言つてゐるのじやないのです、一つの借料を決める尺度の内容としてこのことを出させていただいているのですが。こういう状態で借料に手心が加わるということを自分のところでお認めになつてゐるじやないですか。そのことについてお伺いします。

○鷲口政府参考人 「平成十一年度概算要求(沖縄借料)について」、平成十年八月二十六日というペーパーは、これは石井先生の方から御指摘を受けまして、私も探したところ、ありましたといふペーパーでございます。

これは、このペーパーというのは私どもも余り見たことのないような異例な形式のペーパーでございまして、ということもありまして、当時の関係者に聞き取りをいたしました。これは、そのとく部内で説明用に使つたということでございました。

その中で、やはり「なお」ということで、二の「対応」で、土地連の方は六・一四%の増額要請があつた、「なお」ということで、「土地連は平成十一年度概算要求増額要請に当たり、前沖縄開発庁長官である鈴木宗男衆議院議員にお願いしたことから、当庁は鈴木議員の御指導を頂き三・五%を確保」ということでございますが、この概算要求の確保をしたというのは、ちょっと意味がよくわかりません。何でこんなことを書いたのかあれなんですねけれども、いざれにいたしましても、これはうちの内部の文書であることは間違ひございません。

ということで調べたところ、六・一四といふこともござりますけれども、土地連の方はですね、私ども、厳しい財政状況でございますから、そんなの到底払えないということで、いろいろな交渉をした。そういう中で、前、当時、このときは内

閣官房副長官であられたと思ひますけれども、いろいろ説明を行つた際にそういうこともあつて、手心が加わるということを自分のところでお認めになつてゐるじやないですか。そのことについてお伺いします。

○鷲口政府参考人 「平成十一年度概算要求(沖縄借料)について」、平成十年八月二十六日というペーパーは、これは石井先生の方から御指摘を受けておりました。私は、このペーパーでございました。

これは、防衛庁が出された書類だと思いますが、當時、官房副長官をされていたことから、特に沖縄の基地の安定的使用に関心が深かつたこともあり、防衛施設庁と土地連との厳しい調整状況について対前年度伸び率を含めた具体的な説明を行つた書類です。

ですから、土地連との厳しい交渉の中とか、日本安全保障の根幹だからこの土地が借りられないかつたら大変だとかいう、そういう情緒的な話をしているんじゃないのです。借料を借料としてきちっと決めていかなければいけないんじやないかというのを、これは公平、公正な形で決めていかなければいけないんではないかということをここでは議論をしているわけです。

先ほどまで答弁をされていました、「一番最初の、お示しをした第六条のこの算定基準、閣議決定との書類との整合性についてお伺いいたします。○鷲口政府参考人 昭和二十七年の閣議了解、それに基づきまして、さらに、近傍の価格等もございますので補正をしている、そういう算定基準を使つて私どもは金額を見積もります。

ただ、これは政府部内の話でなくして、あくまでも沖縄の地主さんの方々から土地をお借りするという契約交渉でございます。毎年やつている交渉でございます。そういうものでございまして、ものでいいから出してくださいというふうにお願いをしているわけですよ。例えば、交渉ですかね、土地連側はそれは高く要求するでしょう。防衛施設庁は安く要求する。その一番根底になる支払い側と受け取り側の、支払い側はこの金額だ、受け取り側はこの金額だ、一番基礎になる金額を過去のものでいいから出してくれということを再過去のものでいいから出してくれということを再びました。

○松野(頼)委員 資料の十をごらんください。こ

れは、土地連が政治連盟をつくつて政治献金をしているんです。その土地連の政治連盟の政治資金収支報告書のコピーであります。こうして平成十二年度、約六百万円という政治献金をしている。先ほどからお示しをしている資料の中で出ている関係国会議員への要請行動、そして防衛庁の先ほどの内部の資料、こういうのをトータルして、これは防衛施設庁の方針に理解を得ていたという状況を示した書類であると。これも防衛庁が出された書類です。

そこで、会計検査院の方に参考人として来ていただいていますので、会計検査院として、沖縄の借料が適正なものであるのかどうかということを

お伺いしたいと思います。

○増田会計検査院当局者 お答え申し上げます。私どもといたしましては、沖縄における土地借料の額が非常に多額に上つておるということでありますので、当局から提出されます証拠書類等に基づく書面検査、それから、毎年那覇防衛施設局に検査を行つておるわけですが、その際の会計実地検査の際に、地価の動向等を踏まえながら、借料の額が妥当なものであるかどうかといったようなことを中心に、算定方法等につきましても十分注意しながら検査を実施してきているところでございます。

適正かどうかということにつきましては、現在まで検査したところでは、沖縄における土地借料が著しく高いものになつておるというような認識はないところでございます。

ただ、本院といたしましては、先生が今いろいろと御指摘になつた点を十分踏まえながら、今後の検査に当たりたいというふうに思つております。

○松野(頼)委員 いや、だから、算定基準を過去のものでいいから出してくださいというふうにお願いをしているわけですよ。例えば、交渉ですかね、土地連側はそれは高く要求するでしょう。防衛施設庁は安く要求する。その一番根底になる支払い側と受け取り側の、支払い側はこの金額だ、受け取り側はこの金額だ、一番基礎になる金額を過去のものでいいから出してくれということを再びました。

○増田会計検査院当局者 那覇防衛施設局に対する会計実地検査は毎年行つております。

○松野(頼)委員 会計検査院として何回沖縄に飛んでございましたか。

○増田会計検査院当局者 那覇防衛施設局に対する会計実地検査は毎年行つております。

○増田会計検査院当局者 お答えいたします。

具体的な周辺の地価との比較につきましては、

今ちょっと資料がございませんので申し上げられませんけれども、当然、検査の際には周辺の地価を十分勘案しながら、その価格が妥当であるか見ているところでございます。

○松野(頼)委員 では、その周辺の勘査した価格は何ですか。

○増田会計検査院当局者 一般的に、実勢価格でありますとか、あるいは国土交通省で出されております土地公示価格、そういうものを参考にしながら検査をしているところでございます。

○松野(頼)委員 ですから、一般論ではなくて、例えば、では、平成十二年度に防衛施設庁が概算要求をしたこの地代に対し、適正であるというふうに算定をした、比較をした土地は、どこの住所のどの場所ですか。

○増田会計検査院当局者 今手元に資料がございませんのでお答えはできないわけですが、一般的に、概算要求の際の借料の額ということではなくて、実際にそれぞれの地主さんに支払われた額が妥当なものであるかどうかということを私どもとしては検査をしているところでございます。

○松野(頼)委員 これは地主さんへの補助金がないんです。土地の値段なんです。賃料なんですね。ですから、その賃料を、どこの賃料と比べてこの価格は適正であるというふうに評価されたかを伺っているのですが、もう一回答弁してください。

○増田会計検査院当局者 お答えいたします。

ただいま具体的な資料がございませんので、それは後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○松野(頼)委員 でも、これは通告してあったはずですよ、会計検査院さんに。この沖縄の土地の賃料が適正であるかどうかということを会計検査院さんにお伺いいたしますということで、きのうの夜、きちんとお話をもしておりますし、時間もとつてお話をもあります。

ですから、地代としてこれが適正な地代であるというふうに判断をされた基本的な地代、これは

後でも結構ですから出してください。こここの土地とこの土地を比べて遜色がなかつたから、それによって適正だったというふうに多分比べられているんじゃないかと思うんですけれども、それがどうのような形で行われていたかということ、これは後で提出をいただきたいというふうに思いました。

今回の有事法制の中で、私も、日米安保条約、これはしつかりと守つていかなければいけないし、戦後、日本が敗戦後にこうして米国を基軸として安保体制の中で安全保障を守つていくという議論、これは、先輩たちが本当に苦労されて、安保反対のデモに囲まれて実際に安保を守つたという歴史があるわけですよ。

しかしながら、何十年かの歴史の時代の流れの中で、こういう形で、安保の根幹にかかる沖縄の基地の問題、そして、この基地の地代の問題が、地主さんたちが、政治連盟をつくつたり政治献金をしたり、そして毎年毎年陳情の要請行動をしたり、また、政治家の介入によって当初の防衛施設庁の提示した額から何%か上がる。米価じやないんですよ、これは。ですから、そういう形で地代が決まる、毎年毎年何%アップ、また、関係国会議員が働くとそこに少し上乗せをされて何%か上がる、こういう状態の中で、安全保障上の土地の値段、安保の根幹である部分がこういう形で決まっていくって本当にいいんでしょうか。

これから、今回のこの法案の中でも、個人の所有の土地を借り上げるということは起つてくると思います。その中でもまたこういうことが行われていくんじゃないかな。今度は、緊急事態だから土地を借り上げるというその土地に対し、また

そこが政治連盟をつくつて政治献金をし出すんじゃないかな。こういうことが行われるんじゃないかな。やはり、そこはしつかりと、今回、個人の憲法上の、理由に、憲法上の財産権を、国が有事だということである程度制限を加えていくわけですから、そこはモラルというものをしつかりとつづいていただきたい。

○石井(紘)委員 私は、特に今防衛庁と外務省に対しまして、これはこの法案の主要な所管官庁でありますので、やはり、国民の命を、あるいは國の将来を、責任を持つて、場合によつたら戦争状態というようなことの議論をするわけでありますから、きちんとしないなければ、これは、国民はさまざまこの法案に示されている内容について素直に従う気にはならぬでしょう。そういう意味でいろいろと質問させていただきたいと思います。

まず、外務省、先日、海自の幹部が横須賀を訪れて、横須賀で在日米軍のチャップリン司令官に対して、日本に対するイージス艦の派遣要請をしてくれ、そういう話をしたんだという報道がござります。これがもし事実だとすれば、これはシビリアンコントロール等々の観点から非常に重大な問題でございます。

まず、この事実関係について伺いたいと思うのですが、防衛庁長官にまず伺います。この、四月十日に海自の幹部が在日米軍のチャップリン司令官を訪れたということは事実なんでしょうか。事実だとしたら、それはだれが訪れたんですか。

○中谷国務大臣 四月十日にチャップリン在日米海軍司令官と当庁の海上幕僚監部の防衛部長との会

そして、今の防衛庁のこの沖縄における土地の地代の算定の仕方、今回こうやって質問させていただけばいたくほど不透明でなりません。補償などのか地代なのか、それをしつかりとこは区分けをしていかなければ、今回の二年後に出していく法案の中でも、どうかしつかり、地代を、個人の土地を借り上げる場合の算定の基準、そして、どういうルールのもとで幾らを払うのかということをぜひ法案の中に盛り込んでいただきたい。

そして、きちんと防衛庁も、今までまでは個人の財産を制限するこの議論で、全く納得がいかないということを最後に指摘させていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○瓦委員長 次に、石井紘基君。

○石井(紘)委員 私は、特に今防衛庁と外務省に対しまして、これはこの法案の主要な所管官庁でありますので、やはり、国民の命を、あるいは

國の将来を、責任を持つて、場合によつたら戦争状態というようなことの議論をするわけでありますから、きちんとしないければ、これは、国民はさまざまこの法案に示されている内容について

すぐさまこの法案に示されている内容について

そのままこの法案に示されている内容について

談が行われたというのは事実でございます。このように在日米海軍司令官と懇談をするというのは月に一度か二度ございまして、双方の情報の連絡等、業務について会合することがございます。

○石井(紘)委員 名前は言われませんでしたが、その会談の内容について、概要を、言える範囲で言つていただけませんか。

○中谷国務大臣 五月六日にこの新聞の報道がございましたして、この点につきまして、この報道にあることが事実かどうかという点を確認いたしましたところ、報道にあるように、アメリカ側から海上自衛隊のイージス艦やP-3Cをインド洋に派遣することを要請するように働きかけたという事実はないということを確認いたした次第でございました。

○石井(紘)委員 そういう事実があるかないかということを聞いたんではなくて、その会談の内容について、言える範囲で言つてほしいと言つたんですけど、そのほかについては、全くこれは秘密に属することですか。

○中谷国務大臣 この内容等につきましては、防衛庁内で所要の者が聞き取りを行つたわけでございますがけれども、私に伝わってきたことにつきましてはこの報道に関してでございまして、報道にありますように内容の話をしたと、いう事実はないといふことです。

○石井(紘)委員 そういう事実があるかないかということを聞いたんではなくて、その会談の内容について、言える範囲で言つてほしいと言つたんですけど、そのほかについては、全くこれは秘密に属することですか。

○中谷国務大臣 この内容等につきましては、防衛庁内で所要の者が聞き取りを行つたわけでございますがけれども、私に伝わってきたことにつきましてはこの報道に関してでございまして、報道にありますように内容の話をしたと、いう事実はないといふことです。

○石井(紘)委員 その後、四月の二十九日に与党三党の幹事長がワシントンを訪れた際には、ウォルフオービツツ国防副長官から、やはり派遣の要請が行われた。この四月十日から十九日後ですね。

それから、五月六日の新聞には、イージス艦を政府が派遣するという方向で再検討をしておるといふ記事が載つてゐるわけですが、外務省は、このイージス艦の派遣に関する、今の海自の、海幕の幹部とチャップリン司令官との会談をも含めて、この経過を把握しておられますか。把握しておられる範囲で御答弁をいただきたいと思います。

○川口国務大臣 まず、海幕の、一番最初におつしゃつた件については、外務省といたしましては

承知はいたしておりません。

この件についての関連で私どもが承知をしておりますのは、四月の二十九日に、訪米中の与党三幹事長がアメリカの国防省でウォルフオビツツ国防副長官とお会いをいたしました際に、副長官からアフガニスタンにおけるテロとの戦いの状況につきまして説明がございまして、その際に、海上自衛隊のイージス艦やP-3Cを利用できるようになれば非常に有用であるという御趣旨の発言があつたというふうに聞いております。それから、二日に安保関係の議員団がアーミテージ国務副長官とお会いいたしました際にも、日本が決めることであるけれども、イージス船の派遣が実現すれば大変に有意義であるという御発言があつたといふことは承知をいたしております。

ただ、これはいずれも、両方ともアメリカ側の考え方の説明でございまして、要請があつたといふふうには承知はいたしておりません。

○石井(紹)委員 防衛庁、日本ではイージス艦を、私も見に行つてしまひましたが、たしか四隻保有していると思いますが、米軍のイージス艦の保有等の状況、あるいはまた日本における米軍基地にあるところの、存在するところのイージス艦の状況、これについて、これもまた可能な範囲ということになるでしょうが、お知らせいただけますか。

○守屋政府参考人 お答えいたします。

米海軍のイージスシステム搭載艦の保有状況でございますが、アメリカ全体で巡洋艦二十七隻持っておりますけれども、この二十七隻がすべてイージスシステム搭載艦になっております。それから、駆逐艦でございますが、これは五十六隻ござりますけれども、そのうちの三十四隻がイージスシステムを搭載していると承知いたしております。(石井(紹)委員「日本の米軍基地では」と呼ぶ)

日本に駐留していることにつきまして、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、と今資料を持ち合わせておりませんので、

○石井(紹)委員 これはやはり重大な関心の持た

れるところですので、どうかひとつ、きょうはここまでにしておきますけれども、いわゆるシビリ

アンコントロールとの関連で、防衛庁長官が知らない、あるいは防衛庁の防衛当局が知らないことが直接制服によつて行われる。今、現に防衛庁長官の答弁でも、イージス艦の派遣の要請をしてく

れとということの要請をしたかどうかだけは聞いたことがありますので、ひとつ十分全体を、やはり情報の把握をしていただかなきやいけない。外務省についてもそうだと思いますので、それは、ぜひよろしくお願いします。

統いて、外務省でございますが、大変たくさんの国民の不信を買う疑惑が外務省から噴出してきたわけであります。そういう中で、外務省は、単に国内だけではなくて、諸外国からもともすれば白い目で見られる、日本の外務省、確かにされるような状況に立つておるということだらうと思うわけであります。

そこで、先日、ある委員会で、前次官の林さんと柳井さん、それから川島さんの、これは責任を持つていわば辞職をさせた、そういう二人であります、この方々の退職金というものについて答弁を拒まれたそうでございますが、ここで改めて、その退職金というものは、今や政治への信頼という角度から国民の重要な关心事になつておりますし、また外交機密費等の使途についても不信が高まつている中で、公金でありますから、国民のまさしく税金から支払われている公金の使途でありますから、これは明確に御答弁をいただきたいと思います。

○北島政府参考人 お尋ねの件でござりますけれ

ども、これまでも答弁させていただきましたけれども、特定職員の退職金の額については、個人情報に当たるため、回答を差し控えさせていただきたいと思います。

他方、国家公務員の退職金は、国家公務員退職

手当法等に定められた一定の基準に従つて支給されておりますので、一般論として、一定の官職を経た者の退職金の額について把握できるものといふふうに考えております。

その上で、一般論として申し上げることでお許しをぜひとうだいしたいと思いますけれども、

今、委員から三人の名前が言及されました。事務次官につきましては、指定職十一号俸、これは俸給月額百三十四万円……(石井(紹)委員「額を聞いて

いるんだから、そんなことどうでもいいんだ」と呼ぶ)はい。指定職十一号俸……(石井(紹)委員「言わないなら言わないでいい」と呼ぶ)いえ、勤続年数が三十年、五十九歳で勧奨退職する場合ですと、約九千万円の退職金が支払われております。

その上で、事務次官をやめた後、さらに特命全権大使ということになる場合に、これにつきまして、現在一号俸から四号俸のいずれかが適用されています。

その上で、大使をやめる際の退職金が約二百七十万円となります。○石井(紹)委員 それで、何ですか、私に計算しろというんですか。そこまで言つたんなら、数字を言ひなさいよ。

○北島政府参考人 お答え申し上げます。

事務次官として勧奨退職でやめる場合に約九千円、それから、その上で、仮に大きな国に大使として赴任して二年でやめるなしは四年でやめると、二百七十万円ないし五百萬円程度の退職金が支払われるということをございます。

○石井(紹)委員 あなた、私が聞いていることを

ちゃんととらえて答弁しているのかね。

そうすると、一々これ今ここでやらなきゃならないの、林さんは何年大使やつたとか柳井さんは何年やつたとか。わかっているんでしよう、それでは。あなたの方は質問時間の時間稼ぎをやつちやだめだよ。はつきり言ひなさいよ。

委員長、これは私の記憶する限りでは、たしか平成九年に建設委員会で、委員長も建設大臣やられましたけれども、それ以前の、多分龟井静香さんが建設大臣だったころだと思います。それ以降

は、その数字をはつきりと出したんですね。それまでには、今の人のように、「プライバシー」だ何だかんだとぐずぐず言つていました。それ以降ずっと、各省庁では退職金の額を出しているんですけど、つい最近は、これは農水省が出しましたね、熊澤さん、八千八百七十四万円だと。これ、外務省だけがどうも秘密主義。外務省というのは、何を聞いても自分の都合のいいことしか言わない。内部情報も、自分の都合のいいことしか持つてこない。いまだにこれ、さんざんやられてるのに憤りない。

○川口国務大臣 外務省の情報を公開することには心がけて出すようにしてきましたつもりでございまい、大臣。

ただ、何をお出しして何をお出ししないかといふことは、私は就任以降、透明化ということには心がけてお出しますが、そのときの基本的な考え方方に基づいてお出しをしています。○石井(紹)委員 それで、何ですか、私に計算してお出します。私は就任以降、透明化ということには心がけてお出しますが、そのときの基本的な考え方方に基づいてお出しをしています。○川口国務大臣 特に外務省に関係が割にござりますのは、一つは、これは個人のプライバシーということござりますし、もう一つは相手国との関係ということでござります。

その情報公開法の判断の基準といたしまして、

特に外務省に関係が割にござりますのは、一つは、これは個人のプライバシーということでござりますし、もう一つは相手国との関係でござりますし、それからまた、内部の検討の状況についての資料は、これも情報公開法のつとりましてお出しをしていないということでございま

す。すべてについて、そういう考え方で判断をさせていただいているわけでございまして……（発言する者あり）

○瓦委員長 答弁中ですから、静粛に願います。

○川口国務大臣 今回申し上げましたことについても、そういうことで判断させていただいてお出しをしているわけでございます。

私としては、できるだけ外務省も透明な情報を公開していくということは大事だと思っております。

○石井（紘）委員 個人の情報を出さないって、これは別に外務省の情報とも必ずしも言えないかも言つてあるんじや。どこの省庁も、あの武部さんでさえも出したんだよ、農水省の。だめだね、もう。

委員長、これは、ここで退職金の数字を出さないといふのは大変問題ですね。大体、今の話を聞いてみると、大体全部一億何千万かになるんだよ。（発言する者あり）

○瓦委員長 石井君の質問中ですから、静かにしてください。

○石井（紘）委員 いやいや、これは私は質問できない、こういうことじや、委員長。

これは早く出してください、退職金の数字を。どこでも全部出しているんだから。これは、もう長年にわたる国会の慣行なんだから。これは、ずっとどこの省庁でもやつてきてるんだから。出そんなら、委員長、あの人を指名してみてくださいよ。同じようなことを言つてはだめだよ。そうしたら、もうこれは質問できないよ、同じようなことを言つていただつたら。

委員長、強力に指示してください。

○北島政府参考人 委員から、農水省についての武部大臣の御発言についての御説明がありまし

私たちの理解では、外務省だけが出していないということではないというふうに理解しております。（石井（紘）委員「そんなこと、どうでもいいんだよ。退職金の額を聞いているんだよ」と呼ぶ）

それで、先般の外務委員会で、私、同じ質問をちょうどいいしまして、では、その基本的な考え方を説明しろということも言わされました。その上で、先ほど、情報公開についての基本的な考え方を述べつつも……（石井（紘）委員「委員長、これは、國民がこういうことじや許さない。これ、やめてください、もう」と呼ぶ）

○瓦委員長 しばらく待つてください。待つてください。答弁中です。答弁中です。

○石井（紘）委員 だめだ、そんな答弁。そんなのは質問の妨害だ。この答弁は質問の妨害だ。

○瓦委員長 それはいけません。各党理事、お集まりください。

○石井（紘）委員 だめだ、質問時間が過ぎるばかりじゃないか。

○瓦委員長 委員長の許可をもつて……

○石井（紘）委員 だめだ、質問時間が過ぎるばかりだ。だめだ、そんな答弁は。（発言する者あり）

○瓦委員長 北島官房長、席へお帰りください。速記をとめてください。

〔速記中止〕

○瓦委員長 速記を起こしてください。

○川口外務大臣 先ほどの、次官の、元次官の退職金のことですけれども、先ほど官房長から申し上げましたように、これは個人のプライバシーの問題であるということで先ほどの御答弁を申し上げたわけでございますけれども、また同時に、国家公務員の給与であるという側面もある

○川口国務大臣 先ほどの、次官の、元次官の退職金のことですけれども、先ほど官房長から申し上げましたように、これは個人のプライバシーの問題であるということで先ほどの御答弁をとめてください。

〔速記中止〕

○瓦委員長 速記を起こしてください。

○川口外務大臣 ただいま人事院に聞きに、連絡をとらせております。

○石井（紘）委員 わかりました。その点については、それは間もなく出てくるだろうという前提で質問を進めます。少なくともこ

○石井（紘）委員 大臣、あなたは都合のいいときには、各省庁共通のことだと、これは外務省のことだとか、秘密だとか言うんだけれど、これは人事院に聞く話じゃありません。外務省、あなたがあなたのところで今発表するだけでいいんです。それはどこにも迷惑かかりませんし、人事院の関係することじやありません。出してください。いいですか、どこでも出しているんですよ。みんな出ているんですよ。大臣も、あなた役人やいたんだから、出しなさいよ。

○瓦委員長 いいですか、どこでも出しているんですよ。そんなことわからないの。だめじゃありませんと言いますよ。それだったら、すぐ、今待つていてるから、こことめて、人事院に聞いてみたが、ちょっと人事院に電話してきなさいよ。ちよと人事院に電話してきなさいよ。そこで、私は、この一年間、防衛庁が関連企業に防衛装備品の発注をするのに、払い過ぎをして、天下りを入れてもらうために必要より何倍か多く払って、そしてそれをごまかしごまかしてきました。ちょうど最後に、平成十年の九月三日について防衛庁に東京地検の強制捜査が入りました。それを契機にがらつと久間長官は、あのときはもうかわっていましたかね、がらつと答弁を一変させましたですかね、がらつと答弁を一変させました。野呂田長官になりましたから、それは出せばいいだけの話で、理事会は関係ないです。

○瓦委員長 それに対しまして外務大臣からの答弁がございましたが、石井委員からその答弁はな

お承服できないということの応酬でございますので、この件につきましては、後刻理事会で取り計らいたい、こう申し上げておるわけです。速記はとめてください。

〔速記中止〕

○瓦委員長 速記を起こしてください。

○川口外務大臣 ただいま人事院に聞きに、連絡

○石井（紘）委員 事ほどさよう、その後は額賀長官でしたね、額賀長官が、久間長官のかわりにじやないと思うだけれども、ついに辞職をせざるを得ないといふことに追い込まれたのですね。

その後、野呂田長官ということですが、野呂田さんもまたうそをついてきたんですね。

つまり、これから私が取り上げるところの空白の初等練習機の契約について、平成十年に、ちょうどその強制捜査が入った前後ですよ、ここで、行っていたところの富士重工に当時の次官がわい

るを受け取つておつたとか等々のことがまた問題になつて、そして富士重工が選定をされたんだけれども、入札契約はまだ予算がついてなかつたか

れは、午後まで私の質問はまたがりますので、遅くとも午後一時は、人事院と電話するだけですから、それは人事院は関係ないことですけれども、答弁がいただけるという前提で進めた思います。

○瓦委員長 次に、外務省と同時に防衛庁も、どうもこれは國の、國民の命を不安なく任せることでありますから、それは人事院は関係ないことですけれども、答弁がいただけるという前提で進めたいと思います。

らしていなかつた。平成十一年にその契約をする予定だつた。ところが、そういう事件が起つたものですから、二年間の取引停止ということになつたんですね。

しかしながら、野呂田長官は、平成十一年の二月に、これはその年の春にでも再度、もう一回その選定をして入札をやります、練習機がもう古くなつてるので、新しい練習機を導入しなきやいかぬということはもう至上命題だからそれをいたしますという答弁をしておる。しかしながら、その年はずっとやらなかつた。翌年もまた半年以上やらなかつた。そして、ちょうど富士重工の処分の期限が明けるのを待つかのように再び初等練習機の入札というものをやつたわけです。そこでも野呂田長官もまたうその答弁をされておるわけですね。

そういうように、これまでの歴代の防衛省長官は、後でやり玉に上げるところの中谷長官だけじゃない、ずっと、どうも本人がうそをついてきたのか、あるいは役所の事務方に言われたままを答弁していたためにそういうことになつたのか、これはわかりませんが、そういうことであつて、まことにふがいない、頼りない。これが歴代の、最近の、久間先生を前にして大変言いにくいのであります。が、歴代の防衛省の長官であつた。そしてまた、防衛省そのものも大うそをついてきたといふことは厳然たる事実なんですね、かつての装備局長、あるいは防衛局長といふのも。事実であります。

そういう中で、最近、私は、中谷さんが小泉内閣になつてから防衛省長官になられたので、再三、あなたはひとつ慎重に、間違わないよううそを言わぬいように、そしてかつ責任を持つてとすることを繰り返し繰り返し申し上げてきました。この初等練習機の調達問題においても、私は、数えてみたら都合十一回、これは議事録を集めて中谷長官が当初就任をされたころには幾つかのやり

とりがございます。

例えば、中谷さんは、いわゆる不正入札というものについて、自分の在任中のことではないのでわからないというような答弁をされましたので、私は、それでは時間を差し上げますから、よくひ

とつ研究をし、調査をしてみてくださいというこ

とで、その二週間後にまた質問をし、さらにまた一週間後に質問をし、中谷さんにその都度確認をしてきたんですね。そうしましたら、中谷長官

は、よく調査をいたしましたという答弁でした。よく調査をしたというんだつたら、例の不正のボ

イントになつてゐるところの維持経費については数字は聞いたのかと言いましたら、いや、数字は聞いておりませんというよくな、非常に頼りない答弁でございました。数字は聞いていないんだつたら、もう一回また来週までよく聞いてくるよう

にと言いましたら、数字は聞きました、しかしそれは申し上げられません、こういうよくなことでありました。しかし、いずれにしても、私は責任を持つてこの入札は公正公平に行われたというこ

とを断言いたしますという答弁でありました。

したがつて、行政の継続性ということとからいつても、あるいは大臣の再三再四にわたるところの適正、厳正に行われたというその答弁からいつても、もしこのことが事実でなかつたら、おつしやるとおりの事実でなかつたら、これは重大な責任を負つていただかなければならぬ、そういう問題であります。

そこで、私は、この十一回に上るところの質問の、きょうは集約的な、いよいよ決着をつけるといいますか、そういう質問をさせていただきました。こういうふうに思うわけであります。

まず、最近の中谷長官の幾つかのうそについて指摘をせざるを得ません。

あなたは、スイス政府、その前に概要を申し上げたいと思うんですが、これは平成十二年に、防衛省が総合評価落札方式という方式で空自の初等練習機四十九機を購入するところの入札を行つた。それに対して、富士重工とスイスのピラタス

社が提案書を提出して応札をしてきた。それで、さまざまな経緯があつて、十二年の九月の三十日に富士重工に落札された。入札の提案書、密封された提案書の中にあつた数字はといえば、これは最初の一機分、四十九機買つところの二機分が入札にかけられたわけですが、この二機分の数字が、スイスのピラタス社の提案が三億五千五百万円に対し、富士重工の提案は四億八千九百万円。したがつて、一機分にいたしますと六千万円以上富士重工の方が高い。にもかかわらず、富士重工が落札をした。

これはなぜかというと、このいわゆる総合評価方式という口実をもつて、三機目以降買つ分については一切封をせずに、受け取つてすぐ空幕に運び込んで、これも答弁の中に明らかになりましたが、空幕に運び込んで、深夜、翌朝、早朝までかかつてさまざま、どういう作業をしたかはつまりかではありませんが、その書類の差しかえが行われたとすることも、少なくともこれは答弁の中で出てきたわけであります。

そういうことを行った上で、この、将来七回にわたつて、都合七回にわたつて買うところの、全体でこれは二百十二億円くらいの買い物でありますから、最初の一機分は四億ですから、その将来の機体の価格とメンテナンスの、メンテナンスはこれは相当かかるんですね、その価格を合わせたもの、これは——外務大臣、どうも御苦労さまでした。後で、退職金の額をお待ちしておりますので。

ということで、その将来のかかるはずの金額と

いうものの、これは密封していないから、入れかえ差しかえ自由なわけですね。そつちの方は富士重工の方があかつたんだということにしたわけですか。

ところが、その将来かかる、最も値段の張るもののは何かといいますと、機体定期整備、いわゆる三年に一度ぐらいに定期整備をする、これに一番金がかかるわけです。車でも、買つと車検に一度にわたつてピラタス社が縮め出された事件が

レディック・シャルル氏の記事の一部を紹介しますと、航空自衛隊練習機調達をめぐる受注競争で二度にわたつてピラタス社が縮め出された事件が日本の国会で今日再び取り上げられた、同社が日本にかかることとは疑う余地がない、あるいは、当時の防衛政務次官にわいろを贈つていた、あるいは

期準備をやる都度、どこの会社に発注するかといふことを競争入札で決める、そういうことになつてゐるわけですから、これは将来にならなければわからない価格なんです。それを含めて富士重工の方が安かつたと言つたんだから、では、その数字は幾らに出したんだということを言いなさいと言つたら、一年かかつても二年かかつても防衛庁は、さつきの外務省じやないけれども、どうしても言わない。この数字を出さない。

これまで、全部出してきていたんです。整備の費用を全部出してきているんです。T3あるいはT5という飛行機を買ったときも、買った当初に、契約金額の中の明細として、将来のライフサイクルコスト、そしてIRANという定期整備、こういう金額は全部出してきていたんです。ところが、これだけはどうしても出さない。

そういうさまざまな、もつとたくさんあるんです、これは切りがない、さまざまな疑惑、重要な疑惑が指摘された中で、会計検査院が検査をするということになつた。会計検査院が昨年、夏から十一月までかかつて検査をして、十一月に検査報告が出された。

その間、スイス政府は七回にわたつて防衛庁に抗議をしてきた。外務省を通して防衛庁に抗議をしてきた。スイスの国内では大きな問題となつてゐるわけであります。現に、ここに二つだけスイスの新聞を持ってまいりましたけれども、スイスの新聞でも、大新聞ですよ、スイスの大新聞が何回にもわたつてこうして大きな記事を書いておるわけですね。

この翻訳の一部を紹介いたしますと、こういうことを、最近、四月三日にスイスで出た新聞のフ

レディック・シャルル氏の記事の一部を紹介しま

すと、航空自衛隊練習機調達をめぐる受注競争で二度にわたつてピラタス社が縮め出された事件が日本にかかることとは疑う余地がない、あるいは、当時の防衛政務次官にわいろを贈つていた、あるいは

は、会計検査院の調査においても、調査担当者は評価手続のための行政的ガイドラインが不十分だったと回答しているとか、そういうことを、要するに日本政府は自国の軍需産業を外国のあらゆる競争相手から保護し続けているのであるということを、再三スイスでも大きくマスコミが扱っているというわけあります。

この点で、そのイスラムとの七回のやりとりの中、
新初等練習機の調達についての会計検査報告の
中で、昨年十二月に防衛庁はイスラム政府に対し
て会計検査院の検査報告というものを送付したわ
けであります。お手元に資料として配らせていました
が、これは防衛庁がイスラム政府に
送った書類です。このタイトルには、「防衛庁の
新初等練習機の調達についての会計検査報告のボ
イント(会計検査院作成)」、こういうふうに書いてあるん
であります。英文の方にはもつと赤裸々に、会
計検査院というふうに書いてあるんです。
そして、そこに要点が三つ書かれておるけれど
も、その三つとも会計検査院の報告の中に書かれ
ていません。

令等に照らして特に不適切と認められる事態は見受けられなかつた。」こういうことを書いているわけですね。これは、先日の安全保障委員会あるいは決算行政監視委員会において会計検査院に確認をいたしました。会計検査院長は、これに対し明確な答弁をいたしております。

会計検査院長の答弁、その前に、中谷防衛庁長官は、会計検査院とこれは基本認識が同じだからいいんだという答弁をしているんですよ。それに対して会計検査院は、こういうふうに金子検査院長は答弁をしているんです。

我々の検査結果は、検査報告の中に記述してあるとおりであるわけです。したがつて、これ以外のこと、あるいはこれ以上のことは、我々は述べておりません。したがつて、検査報告について、防衛庁が我々の意見と同じであるということであれば基本認識は一致していると思いつますけれども、そうでないということであれば

認識は一致していないことになると思います。

「 」 というふうに、非常に立場の弱い会計検査院は微妙な言い方をしているわけでありますけれども、これははつきりと、検査報告に書いていないことがあります。はは我々の基本認識ではないんだ、したがつて、防衛省がつづつこの文書は、あるいは方當に長官

答弁、川口さんは、この英文は防衛庁の方で作成したものでありますて、外務省が作成したものではありません、こういうふうに答弁をしているわけです。

ですから、防衛庁はそういうふうにして、中谷長官、あなたがいろいろとおっしゃったことは結構、大変うそが多かったこと、うこここなつまではあります。

文書を送った件でございますが、これは昨年十一月三十日、平成十二年度会計検査院報告書が内閣に提出されました。イスラエル政府は、かねてからこの会計検査院報告書というものに対しては大変関心を持っておりましたので、私どもはイスラエル政府にこの新初等練習機の調達に係る会計検査院本文書を送ることにしております。ござ、このふた

が言うところの基本認識が一致しているということとは、会計検査院はそうは認識していないんだ。この文章も違うし、防衛庁長官の答弁の基本認識が一致しているところも違うんだということをはっきりと答弁をしているわけであります。あるいはまた、中谷長官は、このスイスに発したところの回答書簡、この英文がついているわけですが、英文は外務省がつくったものだとあります。しかし、川口外務大臣は、この四月十七日の答弁の中でも、はつきりとこういうふうに述べております。

その前に、中谷長官はこういうふうに言つているんですね。「事実関係としましては、この報告そのものの英文、仮訳は、スイス側の理解を得るべく外務省の方で作成をしております」「報告の概要については防衛庁が作成をいたしました」と。そして同時に、これはだれがどういう責任で出したんだと言つたら、中谷長官は、「私の責任において出したものでございます」というふうに言つているわけですね。さらにもう一回中谷長官は繰り返して、「英訳につきましては、外務省の方で作成をしていただきまして、防衛庁の方で確認をしたわけでございます」、こういうふうに述べている。

そうすると、今度は、たまりかねて川口外務大臣が答弁を求めてきたわけですよ。川口外務大臣は、その前に、外務省の佐々江局長、これは防衛庁の方で会計検査院の確認を得てこの文書は作成したものだというふうに理解をしていたんだと。だから、外務省の方もこれはだまされたといふことですね。それで、今言つた川口外務大臣の

要するに、当初は、これは防衛庁がスイスに対して、この文書は防衛庁が会計検査院といかに打ち合わせたかのごとくおつしやったのですね。昨年十二月に、打ち合わせをしました。それで出したものですというふうに答弁をした。会計検査院は、いや、それは、何か回答を出すということは聞いていたけれども、しかしどういう文書を出したのかということは出した後で知ったんだということを会計検査院の方は答弁しております。この会計検査院の名前を使ったということについても、会計検査院は、私に指摘されて、この四月の三〇日の日に防衛庁に抗議文を発したんじゃありませんか。そういうことを受けて、防衛庁はスイス政府に対してもうそを言つていたということははつきりしたわけですね。

これは、防衛庁としてはうそを言つていた。イスに対して、実存しない、事実でない会計検査院の報告を偽装して出した。少なくとも、最初にくつつけた文書は偽装したものだ。それから、中の英文における翻訳も一部これはごまかしがわけですがね。そういうことを防衛庁はここでもつて最終的に認めになるのかどうなのか、そして、それに対する防衛庁の対処方といいますか、防衛庁はどういう善後策をとるのか、それを伺わせていただきたいと思います。

○守屋政府参考人 先生から今、このピラタスレーモーから富士重の航空機の調達の件について御説明がございましたが、私、論点が幾つかございまして、その論点ごとに申し上げたいと思います。

スイス政府に、防衛庁が会計検査院作成とい

計検査院本文は、送ったわけでございますけれども、これは内容が専門的かつ詳細なということことで、約七千字、十三ページにわたる報告書であつたことから、私どもしまして、平易な、わかりやすい要約をつけるべきであると考えたことが一点点でございます。

それから、会計検査院では、この案件は、特定検査対象に関する検査状況というふうに処置されておつたわけでございます。

それで、私どもの方としましては、会計検査院の報告には、不当事項、それから意見表示・処置要求事項、処置済み事項、特記事項、それから国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況の五つに分類されているということをございまして、これを御説明する必要があつたと。ということで、この特定検査対象に関する検査状況については、これは会計検査院のパンフレットにはございますが、私が先ほど申し上げました不当事項、意見表示・処置要求事項、処置済み事項、特記事項という四つには至らなかつた事項であるが、違法または不当事態であるとの指摘をしたり、改善処置をとることを求めたりするものではなく、国民の関心の高い問題について会計検査院の検査状況を明らかにしたもの等がある。こういう性格でございます。こうした報告書の性格づきについて、適切にイスラエル政府に伝える必要があると考えたことでございます。

以上の観点から会計検査院報告のポイントを作成しまして、先ほど申し上げました会計検査院報告本文とともに、昨年十二月十九日、外交ルートを通じてイスラエル政府に送付したものでございます。

しかし、この文書は、先ほど先生がおっしゃいましたように、この会計検査院の報告のポイントをごらんになつていただきますと、本院のこれまでの検査では、今回の新初等練習機の調達に関し、入札、契約手続、総合評価、契約内容等について、会計法令等に照らして特に不適切と見られる事態は見受けられなかつたという文言があります。それから、クレジットとしまして、会計検査院に断らず「会計検査院作成」という記述をつけましてスイス政府に送付したということは先生御指摘のとおりでございまして、防衛庁としては遺憾であり反省しているところでございます。その旨、外交ルートを通じまして、五月七日、スイス政府に伝えたところでございます。

それから三項目。どうしてそういうふうな、本院のこれまでの検査では、今回の新初等練習機の調達に関し、入札、契約手続、総合評価、契約内容について、会計法令等に照らして特に不適切と認められる事態は見受けられなかつたのかということでございますが、ここは、私ども、昨年十一月三十日の会計検査院報告の内閣への送付後、防衛庁として、特定検査対象に関する検査状況として報告されました性格づけにつきまして、会計検査院に、これはどういうふうに国民、国会に対して御説明したらいかということで確認して作成したもの、防衛庁として検査院とも相談の上作成したものでございます。

それで、この件につきましては、四月一日の安全保障委員会で会計検査院からも、新初等練習機の調達につきましては、検査をいたしました結果、法令、予算に違反し、または不当と認めた事項として取り上げられるような事態は見受けられなかつたという御答弁をいただいているところでございます。

ただ、いずれにしましても、先生が御指摘になりましたように、私どもの思いが、会計検査院報告本文が大変長文にわたりまして、日本の会計檢

査院制度の特色をわかりやすく説明するという思いでに出たものでございますけれども、会計検査院報告の本文に記載したことと、それから防衛庁が作成したにもかかわらず、会計検査院に断らず「会計検査院作成」という名称を使つたといふことは、大変防衛庁として遺憾であり申しわけなかつたと思っておりまして、この旨、国会でも大臣がおわびしたところでございますし、スイス政府にもその旨、そういう内容を五月七日、送つたところでございます。御理解いただきたいと思います。

○石井(紘)委員 大変重大な問題であります。たゞ、今、前段にこの内容のことについて触れられたので、私の方からこれははつきりさせておかなければいけない。この検査院の検査の種類というものをいろいろ言われた。そんなことは関係のないことで、国会でこうやつて議論をして問題があるから、会計検査院がそれを受けて検査をした。

そして、その結果、検査報告はまさにこういうふうに書いてあるんです。公正性、透明性を高める必要があるんだ、この点において問題があつたからこそ、公正性、透明性が欠けているからこそ、これを高める必要がある、そして書類は、入札の場合は封印が必要だということを書いています。それは、入札は封印をやるのが当たり前なんですよ。封印をしないで、後でもつて差しかえるような入札というのはどこにあるんだ。そういうことが検査院の報告の中には書かれているわけだ。

あるいはまた、価格その他の費用、入札書にこうした費用を付記させる必要もあるじゃないか、購入経費とか維持費等の費用を書かせる必要があるじゃないか。あるいは、落札者が将来においてその出した価格に拘束されるべきところの主要な項目も示さなきやいけませんよ、提示内容に係るところの詳細なデータを提出させたりする必要もあるんじゃないですかと。

そしてさらに、もしこの落札者がその提案内容に違反をしたら、履行しなかつた場合は、どうい

う責任を負わせるのかとか損害賠償をとるのかと、いうようなことも防衛庁はやつていなかつた等々、防衛庁は、この入札が必ずしも公正性、透明性を貫いていないということを打ち出しているわけですよ、報告で。いかにも、先ほどの答弁を聞いていますと、違法じやなかつたとかなんとかなど、いいんだというふうに印象づけたいというふうに受け取れます。

ところが、この総合評価方式で、例えば防衛庁がやる総合評価落札方式の入札については、この法律の所管が、この部分は防衛庁になるんですね。

公正であつたか、国損を与えていないか、透明性を欠いてないかということになると、

あると指摘しているんですよ、ここで検査院は明

らかに。だから、あなた方が書いたのは、これは捏造したんだけれども、中身の意味は違つてない

こと、検査院自身が、検査院長自身が言つていい

るわけです。

こういうものを出した、今の答弁で、五月の七日にはスイス政府に対して防衛庁から何か書簡を出しましたということになりますが、それをお示しいただけますか。

○守屋政府参考人 文書はすぐお渡しいたしたい

と思います。

○石井(紘)委員 私も今初めていただきまして、初めて目にするものでございます。十四年四月三十日付、英文の方は読みませんで和文の方を読みます。「防衛庁」と書いてございます。読み上げさせていただきます。

新初等練習機の調達に関する会計検査院の検査結果については、二〇〇〇年度会計検査院報告書に記述されていとおりであります。

これに関して、報告書に併せて送付致しまし

た「防衛庁の新初等練習機の調達についての決算検査報告のポイント(会計検査院作成)」について、この文章は会計検査院が作成したものではなく、防衛庁が作成したものであります。

また、メイン・ポイント中の「本院のこれまでの検査では、今回の新初等練習機の調達において、この文章は会計検査院が作成したものであります。

そこで、この検査院が作成した文章であるかのような誤解を、また、報告書にはない文言をメイン・ポイントの中に会計検査院に断らず「会計検査院作成」と記述した点については、あたかも会計検査院が作成した文章であるかのような誤解を、政府に与えてしまつたことになり、遺憾であります。

防衛庁と致しましては、このメイン・ポイントの中に会計検査院に断らず「会計検査院作成」と記述した点については、これがあたかも報告書の中に記述されているかのような誤解を貴国政府に与えてしまつたことになり、遺憾であります。

こういう文書を送られたそうであります。さて、これは、物事は、子供がやつたはずは、反省して将来直せばいい、謝つて済む。しかし、謝つて済むことと済まないことがある。ましてや、この日本じゅうの、日本の歴史と文化とすべての人の命を、それに責任を持たなければならぬところの、有事法制を所管する中心的な役所であるところの防衛庁が、あのたび重なる事件において、その出た価格に拘束されるべきところの主要な項目も示さなきやいけませんよ、提示内容に係るところの詳細なデータを提出させたりする必要があります。

二月にスイス政府に送付された書簡は、明らかに公文書偽造、そして、その行使に当たります。

公文書の偽造、行使は、これは刑法の百五十五条から四条にわたつて百五十八条までに記載をされております。これは片仮名も含んでおりますので読みにくいでありますけれども、結論は、これを偽造し、行使した場合には、五年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処すというわけであります。公文書の偽造と偽造公文書行使であります。

これは、防衛庁長官が私のすべての責任においてこれは行つたものであるという答弁を先日されているということは、お認めになると思います。こうなりますと、これはもう日本有事どころか、防衛庁有事ということになつてくるじやありませんか。

中谷長官は、大変ある意味では温厚で、誠実で、よくお仕事をされる方で、私も、かつて安保委員会と一緒に理事を務めさせていただいて、個人的には本当に立派な方だなというふうに尊敬を申し上げているわけでござりますけれども、しかし、あなたのこうした答弁と、そしてまた防衛庁に対する指導力と、そして防衛政策に関する責任という点においては、私は、あなたの大きな責任をここで追及をしなければなりません。これについて、こうした一連のあなたのうそ。

あなたは田中真紀子さんと親しいようござりますけれども、田中真紀子さんは、外務省に対して、あの事務方はだめだと言つて、いろいろと、随分、内部の改革と申しましようか、内部のことについて率先してある意味ではこの問題に対しても聞つてきたというところはあります、あなたは、きのうのこの本委員会の場面を見ても、ごとく今のように、こういう絵が、守屋さんがそこに、あなたのそばに行つて、そして打ち合わせをして、聞いて、そういう場面ばかりじゃありませんか。あなたは、事務方の守屋さんの方も、現場、制服の方に物が言えなかつたんじやありませんか。

私は、これはもう足かけ三年にわたつて取り上げていることです。現場に対して、あなたは物が言えなかつたんじやありませんか。守屋さんが言えなからず、あなたはまだ就任して二、三ヶ月しかたつておりませんから、あなたじやありませんが、防衛庁長官、あなたの重大な責任をここで聞かぬかと思ひますが、どうですか。

○守屋政府参考人 大臣が、国会で、石井先生の

御質問に対しまして、防衛庁長官、このことをあなたは知つていたのかということに対しまして、先ほど石井先生が言われたようなことをとつさの御発言でなされたということは私も承知いたしておりますけれども、当時の担当者に聞きましたところ、これは、当時の、所掌するのは防衛局でございまして、防衛局長どまりの決裁で終わつておられます。大臣には御報告されていないということを改めて国会で明らかにさせていただきたいと思います。

○石井(紘)委員 これはまた重大な発言ですよ、守屋さん。委員会では、大臣はこのことを把握しているというふうに答弁をされたんですよ。そうすると、もう一つそがふえたんですか。

それから、こういう重大なことを大臣に報告していなかつた、大臣はまたそれに対して閑知していなかつた。大臣の方のこの責任はさらに大きいですよ。これはまさに、防衛庁の統制はそれでいて、言わざるを得ませんね。

防衛庁長官、あなたの責任は重大です。どうぞ。

○中谷国務大臣 防衛庁におけるすべての責任は、私がございます。本件につきましては、石井委員からこの一年間厳しく御指摘いただいた点、また私なりに正直に包み隠さず答えたつもりであります。が、一点、外務省に翻訳をお願いしたという点は、私の認識不足でありまして、その点につきましては、さきの委員会でも訂正をしたわけでございます。

この報告につきましても、内容については報告を受けておりまして、このポイントにつきましても、内容につきましては、今でも会計検査院と認識は一致しているというふうに思います。

ところは、この会計検査院の報告に指摘された事項を記述いたしておりませんし、この会計検査院の報告内容につきまして、私も素人でけれども、会計検査院のパンフレットを見ますと、一から四の事項が不適切な事態の記述で、通常、指摘事項と呼ばれているものですということとで書かれています。

ておりますとして、このポイントの文書を見まして、も、「会計法令等に照らして特に不適切と認められる事態は見受けられなかつた」ということでありまして、この認識は同じだと私は思つております。

しかし、会計検査院作成という点で発出をされることは、自分に対して、さらに、もっともつと注意省をし、そして、このようなことがないよう厳しく省内においても注意をし、やっていきたい。また、自分に対して、さらに、もっともつと注意深く省内を監督しなければならないというふうに思つております。

そして、この会計検査院から御指摘をいたいた事項につきましては、次年度以降、入札等について、なかなかた。大臣の方のこの責任はさらに大きいですよ。これはまさに、防衛庁の統制はそれでいて、つまして、原本を封印させる、また、拘束内容等につきまして、入札の実施の段階で説明を徹底する、また、この内容を確実に履行するなどの履行の措置を行ふ等改善に努めまして、先生からこのように言わざるを得ませんね。

防衛庁長官、あなたの責任は重大です。どうぞ。

○石井(紘)委員 今のお話をお聞いてみると、認識はまだ一致しているとかなんとか言つて、これはそういう認識じや全然だめですよ。これは事実と違うんですから、検査院、言つてはいるんですから。

午後から私、もう一回検査院を呼びます。あなたの今の答弁では、責任感という点では、全然これはもう話にならない。これは、午後からさらに私はこの問題を続けさせていただきますので、防衛庁長官、昼飯まづいかもしれないけれども、よく、慎重にお考へいただきたいと思ひます。

○瓦委員長 午後零時十七分休憩

この際、お詰りいたします。
政府参考人として法務省刑事局長古田佑紀君の出席を求め、説明を聽取いたしたいと存じます
が、御異議ありませんか。

○瓦委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

のよう決しました。

○石井(紘)委員 先ほど引き続きまして、防衛庁長官、防衛局長官の答弁は、スイスに対しても発したところの会計検査院の検査報告、ここに書かれてあるところの会計法令に違反していないといふ部分、これが基本認識だという答弁であります。それで、大体いろいろな点については、申し上げた点について、捏造された、偽造された公文書、これの内容においては反省をされるという意思表示はあったようでありますけれども、この重要な点について、捏造された、偽造された公文書、これの内容においては、依然として間違いを認めておりませんので、これでは話にならない。したがつて、この点を明らかにしなければなりません。

そこで、急遽、先日の四月十七日の決算行政監視委員会でも御答弁をいたいた金子検査院長においでをいただきました。御多用のところ本当に恐縮でございますが、金子院長に私はもう一度質問しなければなりません。会計法令に照らして特に不適切と認められる事項は見受けられなかつた、これが会計検査院の検査報告の要約となると、いう点について御見解を求めるわけでござります。

検査院は、検査報告というものはこういうことが内容として当たつてはいるのかどうなのかということを御答弁いただきたいと思います。
○金子会計検査院長 石井議員の決算行政監視委員会での御質問にお答えしたとおりであります。防衛庁作成のポイントは、会計検査院の報告書に書いていない事項が書いてございます。会計検査院の見解は、検査報告に書いてあるとおりで

午後一時二分開議

○瓦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ございます。したがいまして、防衛庁が会計検査院の検査報告をそのままお認めになるのであれば、基本認識は一致しているということになると考えております。

○石井(紳)委員

そうしますと、先日の答弁ともあわせて考えますと、今の防衛庁の基本認識は、会計検査院の検査報告そのままでですね、それより以上でも以下でもないと言つてあります。そこで、検査報告に書いてあるそのままでいることであれば基本認識は一致するんだけれども、ここに書いてある以外のことだと、これは基本認識に一致しないんだというのが会計検査院の答弁だと思いますが、防衛庁長官、先ほど基本認識が一致していると。もし一致していると思われるなら、これはあなたの主觀にすぎないのであって、これは一方の、検査報告を出したところの検査院は今のように言つているわけですから、客観的には、基本認識は、あなたのところは、こういうことだとすれば、間違っている、あるいは一致していないというふうに言うべきじゃありませんか。もう一度はつきり答弁してください。

○中谷国務大臣 今般、会計検査院の検査を受けたわけでござりますけれども、会計検査院の御報告にある事項につきましては、まことにごもとものなことと思っておりまして、それと防衛庁といたしましても全く認識が同じでございまして、御指摘を受けた事項につきましては改善をいたしました。ふうに考えております。

○石井(紳)委員 そうすると、スイスに送られた、ここに書かれた文言は、すべて撤回をすることです。

○中谷国務大臣 今回、会計検査院から検査をいたしました検査状況につきましては、個別の検査結果である指摘事項の一から四に至らなかつたものに関して、特に会計検査院の検査状況を明らかにするための記述であるといふ検査でございましたして、当方としてはそのことを記述させていただいたわけでございますが、この点につきましては、防衛庁の見解でござります。

○石井(紳)委員 それじゃ、あなた、基本認識は、ここに書いてあるけだから、検査院と違うんだ。一致していないんだよ、検査院と基本認識が。だめじゃないですか、そういうわけのわからぬ答弁をしたんじや。この期に及んで何ですか、中谷防衛庁長官。

○中谷国務大臣 その点につきましては、先ほど石井議員にも文書をお渡しましたし、スイス政府にも御返答をさせていただきましたけれども、当該ポイントに「会計検査院作成」と記述した点について、あたかも会計検査院が作成した文書であるかのような誤解を与えたことになる、また、

会計検査院報告本文にない文言を記述した点については、これがあたかも報告書の中に記述されているような誤解を与えたことになり、遺憾であって、これは一方の、検査報告を出したところの検査院は今のように言つているわけですから、客観的には、基本認識は、あなたのところは、こういうことだとすれば、間違っている、あるいは一致していないというふうに言うべきじゃありませんか。もう一度はつきり答弁してください。

○中谷国務大臣 今般、会計検査院の検査を受けたわけでござりますけれども、会計検査院の御報告にある事項につきましては、まことにごもとものなことと思っておりまして、それと防衛庁といたしましても全く認識が同じでございまして、御指摘を受けた事項につきましては改善をいたしました。ふうに考えております。

○石井(紳)委員 そうすると、スイスに送られ

た、ここに書かれた文言は、すべて撤回をすることです。

○中谷国務大臣 今回、会計検査院から検査をいたしました検査状況につきましては、個別の検査結果である指摘事項の一から四に至らなかつたものに関して、特に会計検査院の検査状況を明らかにするための記述であるといふ検査でございましたして、当方としてはそのことを記述させていただいたわけでございますが、この点につきましては、防衛庁の見解でござります。

んで、それ以外のものは会計検査院の認識に外れるところだということを明確に言つておられます。にもかかわらず、あなた、中谷長官は、この内容ではなくて、内容は撤回もしなければ反省もしない、しかし、会計検査院の名をかたつて出したところについてこれを改めることであります。まして、これでは防衛庁長官、これは私は納得することは到底できませんね。

しかもここには、会計法令に照らして特に不適切と認められる事態は見受けられなかつたというふうに書いてあるけれども、あなたのところでつかつた英文には、法律に照らして違反していない

というふうに、これまでさらにはじ曲げて出しておる。ましてや、会計検査院は、会計法令等に準じて、この違反しているかという点でもつて調べたというよりは、会計検査院の検査は、この入札にさまざまな問題があり、不正があり、不透明があつたのではないかということを検査をして報告を出しているわけですよ。

○石井(紳)委員 今長官の答弁に対してもつてやるんだから。じゃ、いいよ、簡単に触れてください。

○守屋政府参考人 この問題については、先生この委員会で経緯を述べられたとおりでございまして、そういう経緯を経まして、今度の五月七日に、私ども方が先ほど先生に示しました文書どおりの考え方でござります。これは会計検査院の認識とも一致いたしております。

○中谷国務大臣 先ほどと同じでございます。

この会計検査院が作成した文書であるような誤解を与えたたり、また報告がない文書を掲載した点については、あたかも報告書の中に記載されていなかったかのような誤解を与えたことになり、遺憾であり、反省しているところでござります。

○石井(紳)委員 これは、会計検査院は検査報告に書いたのみが検査報告であると言つて

いいですか、このライフサイクルコストという全体の二百十二億円の相当部分を構成するところの将来にかかるお金の中の主要なものは、IRA Nという機体定期整備の費用なんです。この機体定期整備の費用は出されていないのです。出されていなくて、それを含めた六項目の全体の維持経費、全体の経費として八十六億円という数字が出されたのです。細目はどうしてもお出しにならない。

では、この八十六億円というのがどういうふうに出でくるのかということを積算いたしますと、T3改という購入をされることになったところの

この練習機は、従来海自が使つてT5と同型機種であります。T5の場合にはすべてこの数字が出されておりますから、その数字を当てはめて計算をしていきますと、実際にこれは百十七億円になるんです。この機体定期整備の費用だけです。費用がそういうふうになる。そうすると、こに三十一億円の差が出てくるんです。

あるいはまた、スイスのピラタス社の場合も三十六ヶ月で定期整備をするということにして、一方の富士重工の場合には四十五ヶ月まで定期整備しないでいいですよということでもつて価格をはじき出した。それをもし、ピラタス社の場合も富士重工と同じように、富士重工よりはるかに優秀な飛行機なんですから、これははるかに優秀なんだけれども、富士重工と同じレベルに合わせて三十六ヶ月で定期整備をした場合には約五十九億円、五十九億円弱ができるんです。

そういたしますと、この公表されている数字と比べてみると、二十七億円も安くなつてくるんですね。ちなみに、全体の購入価格は、全体の四十九機分の購入価格は、富士重工が先ほど言いましたように入札で示された価格ですが、約二百十二億円ですね。それに対して、わずかに十三億円高い、三百二十五億円ですか。十三億円しかいづれにしても差がないのですね。だから、防衛庁は、その十三億円、いろいろな操作をして十三億円ピラタス社の方が高いように出して、そして富士重

工に落としたわけです。

それで、その今申し上げた I.R.A.N.、機体定期整備というのは、毎年、将来機体整備をやる都度公開入札を行って、そして初めてその結果価格が決まるものなんです。ですから、あらかじめこの価格を算出することはできないのです。

お配りした資料の中の二枚紙になつておりますところの、富士重工の I.R.A.N. 等の工数を明らかにした場合はどうなるか。一枚になつておりますが、これは実は防衛厅から私のところに持参されたペーパーなのであります。

これを見ますと、簡単に言いますと、もしこの I.R.A.N. の価格を公表した場合には、将来、定期整備の入札をする際に、富士重工が、下の方から言いますと、一〇〇というふうにしますね、その方がわかりやすいか下から言いますと、「一〇〇」とした場合、別の企業が入札に参加してきて九九の値段を出した場合に、富士重工は負けてしまふ。そうすると、富士重工に対して損害賠償しなければならなくなる。あるいは、富士重工が九八という数字を出して別の会社が九九を出して、富士重工がどつたとしても、それは二の損失になるから、その分を富士重工に対して補償しなければならないというのが一枚目の紙であります。二枚目も同様の説明をしたものでございます。

ということは、既に富士重工から飛行機を貰つて、富士重工から買うと、機体整備をする企業はどこの会社かというと、富士航空整備という会社になるわけですね。この富士航空整備には防衛厅・自衛隊から一佐以上の方が百二十名天下つて再就職を、天下りといいますか再就職をしていれる会社であります。富士航空整備。これに、要するに、どうしてもこの仕事が行くようについてとも含めて、富士重工にこれを決めなければならぬ。そういう前提があることは明らかであります。

しかも、あらかじめ将来行われる入札に反対する、これは法律に違反することになります。

談合であります。明らかであります。こういうことになるとまで行って、この数字を出さない。つまり、どういう角度から見ても、この入札は不正に行われた疑いが強いのであります。

防衛厅の長官、中谷さんは、四月の二日の安全保険委員会で答弁をしているわけですが……（中谷国務大臣「四月はまだ防衛厅じゃ……」と呼ぶ）そうですね。ごめんなさい。四月の十七日、初は、防衛厅長官に就任したてのころは、数字を見ておりませんと。それじや困るからよく聞いてきなさいというふうに言いましたら、数字を、結局、聞いてきたけれども、言えないんだと。

そのことも、今私が申し上げたことは、つまり、数字を出さなければ、これが、あなたもこの入札がどういうふうに行われたかということが理解できるはずがないんですよ。あなたたつてその数字を見た上でよく比較対照をしてみてわかると思うんですけれども。そういう点においても、あなたはこの問題に関して、内容においても認識が不十分なのか、あるいはいまだに、そうしたさまざまざな不正に対して、これは厳正に公正に行われたというふうなことを繰り返しておる。そういう点においても大変大きな問題があるし、それから、聞いたと言つたり、聞かなかつたと言つたり、答えられないと言つてみたり。そうして、確かめてみると、そうすると、いや、実は聞いてなかつたんだというようなことを言われてみたり。

そういう、非常に優柔不断といいますか、責任ある立場に果たしてたえられるものかどうかということが大変心配になるわけですよ。

いざれにしても、先ほども申しましたように、あなたはこの内容は間違っているんだということを認めませんけれども、その認めないことにも含めて、これは公文書の明らかな偽造でありまして、これを行使したら五年の懲役という、これは重刑なんですね。重罪に当たる、そういうたぐいのものなんですね。私がこれを訴えたら、あなたがなるかだれがなるか知らないけれども、防衛厅は公文書

偽造、行使、その罪に問われるということになるかも知れない、そういう問題なんですか。これは内容も間違っているということを認めなければ、この国際問題はまだまだ尾を引いていくとで済むと思うのが、そもそも大きなあなたの認識だい。

○中谷国務大臣 会計検査院の方から御指摘いたしました点につきましては、まことに「もつともなことでございまして、その事項につきましては改善をいたしたいというふうに思つております。

この会計検査院のポイントというものは、防衛厅が作成した文書でございまして、そういう点で、会計検査院の名前をかたつたり、また記述されていない文言が書かれていた点につきましては、まことに遺憾でありまして、心から反省をいたしておりますし、関係者の方々に御迷惑をかけた点につきましておわびを申し上げたいというふうに思つておりますし、私自身も監督不行き届きの点があつたことを深く反省いたしている次第でございます。

これは、いずれにしても富士重工には二十名近い天下りが、高級官僚が天下つて行つておる、そして整備をする富士航空整備には一百十八人も行つておる、そういう中で起つた不正じゃありませんか。防衛厅長官、そのような答弁では、これは国民は許しません。あなたの答弁は非常に適切を欠いております。これは、あなたの責任は重大である。

きょう、私は、この場でもつて、本当はあなたがもう少しすかつと男らしく責任を明確にすると思つて期待をしておりましたけれども、そうなりそうもありませんので、これは、きょう総集編と約等につきましては公正、透明に行われるようになりますに努めたいというふうに考えております。

○石井(総)委員 初は四社事業といつて、四社、四つの会社に払つて、これが公文書の明らかな偽造でありまして、これを行使したら五年の懲役という、これは重刑です。重罪に当たる、そういうたぐいのものなんですね。私がこれを訴えたら、あなたがなるかだれがなるか知らないけれども、防衛厅は公文書

私たちとはその当時から言つていたんですよ。四社でもつてわずか二十一億円の払い過ぎだったと言つていたんですよ、ずっと一年間、一貫して。そうしたら、これが、捜査が入つて、その後いろいろ明らかになつてきたら、何と七百数十億円に膨れ上がつたんですよ。はつきり答弁してください。

今この入札の問題だって、これは海上自衛隊で使つている T5 というものと比較してみたら、T5 の方が、そうすると、結果的には海上自衛隊が数百億円も公金を浪費している、どこかへうやむやにしているということになつてしまふんですよ。もしあなたたちのやつたことが正しいと言うんですよ。国損を生じているんですよ。

社だけで、そんなことがあるはずがない。七百八十社も企業に装備品を発注していて、それぞれみんな、多かれ少なかれやつているんだろうと言つていたんですよ。そしたら案の定、当時は四社でもつてわずか二十一億円の払い過ぎだったと言つていたんですよ、ずっと一年間、一貫して。そうしたら、これが、捜査が入つて、その後いろいろ明らかになつてきたら、何と七百数十億円に膨れ上がりつたんですよ。はつきり答弁してください。

今この入札の問題だって、これは海上自衛隊で使つている T5 というものと比較してみたら、T5 の方が、そうすると、結果的には海上自衛隊が数百億円も公金を浪費している、どこかへうやむやにしているということになつてしまふんですよ。もしあなたたちのやつたことが正しいと言うんですよ。国損を生じているんですよ。

私は、この場でもつて、本当はあなたがもう少しすかつと男らしく責任を明確にすると思つて期待をしておりましたけれども、そうなりそうもありませんので、これは、きょう総集編と冒頭に申し上げましたけれども、総集編になりました。さらに引き続いてやらせていただきますことを申し上げまして、終わります。ありがとうございました。

あつ、外務大臣にさつきの、これは質問時間外だから、外務大臣にさつきの答弁を、再三御足労いただいておりますので、退職金の答弁をお願いします。

○川口国務大臣 石井委員の御質問にいかに前向

きにお答えをさせていただくかとということと個人情報の保護という二つの間でどういうお答えの仕方があるかと考えまして、これから申し上げるようなことでお答えをさせていただきたいと思います。

それから、先ほど午前中に、人事院に聞いてというふうに申し上げましたけれども、人事院ではなくて総務省の人事局でございまして、総務省の人事局に問い合わせましたところ、総務省の人事局からは、この問題については、個人情報のプライバシーの問題なので出さないというガイドラインを持つているというお答えがございました。

ということでございまでの、三つのケースを申し上げさせていただきたいと思います。

仮にAというふうにいたします。A、B、Cについて申し上げますが、A、この方は勤続年数三十七・五年でございまして、退職時の退職金は、四捨五入いたしまして九千百万円でございました。それから、B、次官退任時に三十八・五年の勤続年数でございまして、その後、大使を一・五年務めまして、両方の合計の退職金は八千九百万円でございました。それから、C、次官退任時に勤続年数が三十七・五年でございまして、大使を約四年半、四・四年務めまして、退職金が九千五百万円でございました。

以上でございます。

○石井(紘)委員 もう大体これで、Aの人は川島さんですか、これは、B、Cは……(発言する者あり)いや、私がさつき名前を挙げて聞いたものですから。

○瓦委員長 石井紘基君の時間が過ぎておりますので。

○山田(敏)委員 民主党の山田敏雅でござります。

きょう有事法制、非常に重要なポイントは、防衛庁の信頼性というか、国民にとって信頼に足り得る省庁であるということが非常に重要だと思ひます。今回、その信頼性が大きく失われる事件が

ございまして、きょうはそれを御議論させていただきたいと思います。

台湾の国家安全局の機密文書が、三月二十日以降、かなり報道されるようになりました。中身は、李登輝さんの指示によつて百三十億円の工作資金、これは秘密の工作資金ですが、これがいかに使われたかという内容でございます。対日工作及び対米工作でございます。問題は、この中に日本本の政治家の名前、そして、防衛庁の幹部の方の名前が出てまいります。それが大変詳しく載つている機密文書がござります。

私は、台湾に行つてまいりまして、いろいろ調査をしてまいりました。その機密文書のコピーが手に入りましたので、この中に書いてあることをちょっと申し上げます。

最初に、外務省にお聞きしたいんですが、このようないちごい対日戦略の、具体的にお金がいろいろ動いて日本の政治家及び官僚が動かされた、この情報収集とその分析はどういうふうに今回されたでしょうか。お答えください。

○田中政府参考人 お答えを申し上げます。今、委員御指摘のような報道が行われているところは事実でございまして、委員御案内のことおり、私ども、台湾との関係では外交関係を有していない、したがつて、民間の窓口でござります交流協会を通じて一定の情報収集に当たっているといふことでございます。

現在の状況を申し上げますと、台湾の検察院が告発を受けて機密漏えいの疑いで捜査をしているということ、それから、台湾の国家安全局自身も内部の調査をしているということ、それから、台湾の立法院におきましても、調査委員会を設ける等の内部調査を行つているというようなことがございます。

私は、一定の関心を持って調査を、情報収集といふことをやつておりますけれども、今報道されている、特に日本との関係においてそれが事実であるといったような情報は一切ございません。

○山田(敏)委員 台湾に参りました、今、大使館

に当たる、純粹には民間機関なんですけれども、も、現実にどんな感触で、どういうルートで、どういうふうに流れてきたのか。私は二日聞いたわ

本側としても、これはどういう情報が正しいのか

正しくないのか、あるいはこれはどういう日本と

して影響があるのか、こういうことは余り前向きにやらない、こういうふうなお話をございました。したがつて、今おっしゃったような、こうい

ういろいろな機密文書、現物も出しているわけです。

情報収集能力、これは在外公館ですね、私は去年、タイのODAの調査を行つてまいりました。バンコクに下水処理場の七百億円のプラントがございましたけれども、ODAは外国の政治家の汚職と環境破壊についてはやらないという原則があるわけですから、そのケースは、五年前からタイの政治家が地上げをやつて、それを政府に売りつけるという汚職が、その責任者なんですかども、あるということを、五年も前から現地のジャーナリストが丁寧に追つている。私がたつた三日間いる間で、そのジャーナリストに聞けば、幾らで農民から買って、幾らでどういうことをやって、この汚職は成り立っているんだと。在外公館のODA担当の方にお伺いしたら、これは汚職があるんじゃないですかと。これは汚職はありません、どうしてですか。それは、タイ政府がこなれは汚職じゃないと言つてはいるから汚職じゃないんだと。その言つてはいる本人が、副大臣で、この汚職事件の張本人なんですよ。こういう情報収集能力では、非常に私は心もとない。

今回も、今おっしゃつたように、この「壹週刊」という雑誌、この中に初めて出てきたわけですねけれども、実際の現物のコピーも全部入つていませんけれども、これを書いた記者は、七年間この件をずっと追つていた人は今の交流協会の方に、事実はありませんとおっしゃつたんですけれども、これを書いた記者に接触したこともない、会話だけですが、そんな人間でもできることを、在外公館の情報収集能力、非常に心もとないと私は思つたんですが、大臣、今私が話したこと、いかがお考えでしようか。

○川口国務大臣

一般論で申し上げまして、いい外交を行つていくことのためには、いい情報収集ができるというのは一つの大重要な要件であると思っております。外務省の情報能力あるいは日本政府としての情報能力が一〇〇%満足できる水準であるかということ、まだまだ努力する余地はあると思っております。

○山田(敏)委員 私も交流協会の方に直接お会い

いたしましたが、私の印象では、この件について真剣に情報収集を行つていない、質問したことがほとんどちゃんと調査されていないというふうに印象を受けましたので、もう一度、この件は非常に重要な問題でござりますので、ぜひお願ひいたします。

法務省に來ていただいていますので、ちょっとお伺いいたしますが、事後取締の件について、これはどういう要件で事後取締が成り立つか、

お伺いいたしましたが、事後取締の件について、これはどういう要件で事後取締が成り立つか、

○古田政府参考人 お尋ねの件につきましては、公務員であつた者が、その在職中に請託を受けまして職務上不正な行為をしたこと、または相当の行為をしなかつたということに関しましてわいろを受け取つたり、あるいはその要求、あるいは受

け取る約束をしたということが犯罪とされているものでございます。

○山田(敏)委員 法務省の方はもう結構でござります。

この機密文書の中の一九九九年十二月十五日付に詳しい経緯が載っております。防衛省前事務次官秋山さんが米国に研修する際にどういうふうに援助するかという案が載っております。これはその機密文書、極秘という文書の原文でござります。

これによりますと、秋山さんは日米安保の新ガイドラインを順調に通過させていただいたキンバーソンである、日本で最高レベルの国防官僚である、それから秋山さんがやめられた経緯が、辞職されたわけですけれども、台湾に対する労をねぎらうためにハーバード大学の研修を手配した、感謝するためにハーバード大学の研修を手配した、こういうふうに書いてございます。今後、ハーバード大学以降、学者、専門家として再度台湾に協力していくことが可能だ、これがございました。次に、具体的にお金の払い方なんですけれども、一年間に五万ドルずつ二年間、計十万ドルをこの費用として支払う。その払う責任者は、これは彭さんという台湾輸送機器の会社の会長さんなんですけれども、この方に指示する、こう書いてござります。

ここにその彭さんの、これは原文のコピーなん

ですけれども、領収書、一千万ドル受け取りまし

たという領収書、それから、ミッショント

りませんか、今のために受け取ったかという書類ですが、何のために受け取ったかと

その中に対日工作という言葉が出てまいります。

これは、この「壹週刊」という雑誌の記者に

会つて私も確かめたわけですけれども、これについて、前回、外務委員会で防衛省副長官にお伺いいたしました。その時点で、どういうふうに思われますか、今後この件についてどういうふうな責

任のとり方があるかということをお聞きしたんで

すけれども、きょう副長官来ていらっしゃいます

が、もう一度この件について、その後、調査を踏まえてお答えいただければと思います。

○萩山副長官 お答えいたします。

前回の外務委員会において、あなたの質問の内容について、防衛庁が仮にこういうことがあるとすると、副長官としてその責任をとるということをあなたに答弁いたしました。今も変わりはございません。

○山田(敏)委員 この文書の裏づけをとった方が

いらっしゃいます。ワシントン・ポストの北京の駐在記者なんですが、台湾に飛んで、それからこの舞台になつたハワイに行つて証言をとつてまいりました。その報告書をきょう、私は手に入りましたので、御披露したいと思います。

この中で、台湾の機密文書に書いてあること

と、アメリカ側の受け取った方の側が同じことを書いてございます。この責任者の方の証言です

が、CSIS、センター・フォース・トラベジック・アンド・インター・ナショナル・スタディーと

いう組織でございますが、この副代表でこの組織のスポーツマン、要するに正式に見解を表明する方です。パラーさんという方ですが、この

方が、四月四日にワシントン・ポストの記者にコ

ンファームしたと英語で書いてあります、確認

をしたと。一九九九年一二〇〇〇年、二回にわ

たつて五万ドルずつのお金を受け取りました、そ

のお金はハーバード大学に秋山さんのフェロー

シップの費用として払いました、こういうふうに書いてございます。この事実を御存じだったで

しょうか。防衛庁、お答えください。

○柳澤政府参考人 お答えいたします。

今先生がお挙げになりました事実関係と申しま

すが、私どもも、そういう報道がなされている

その報道の中で御指摘のようなことが言われてい

ることは承知をしております。

○山田(敏)委員 官房長、前回の委員会のとき

に、秋山さん本人に調査をいたしましたというお

答えをされましたが、前回のときは、秋山

さんはこのお金はだれが払つたかわからない、こ

ういう調査結果だと思いますが、その後、何か調査は進みましたでしょうか。

○柳澤政府参考人 先般も御答弁申し上げましたように、私どもとしては、基本的に御本人から当

時の状況をお伺いするということを行つておりますなら、副長官としてその責任をとるということをあなたに答弁いたしました。今も変わりはございません。

いずれにいたしましても、秋山さん御本人は、ハーバードのエズラ・ボーゲル、ジョセフ・ナイと御相談の上、ハーバードに御自分の希望で留学をされたわけであります。それで、研究室とアパートメントとそれから若干の研究費を提供を受けたわけでありますが、そのハーバードにおける財源手当がどんなふうに行われていたかということは、一貫して御存じなかつたということを言つておられるわけであります。

○山田(敏)委員 もう一枚書類がございまして、その後のことが書いてございます。

○山田(敏)委員 今申し上げましたように、この台湾のお金を払われた経緯と、ワシントン・ポストのそれを受け取つた側の人の証言と、これは一致するわけですね。それから、秋山さんが二年間ハーバードに行かれたという事実も、この機密文書の中と一致するわけですね。

それから、その後に、この件について、二〇〇

〇年二月一日付の機密文書にはつきりと書いてあ

ります。これは、秋山氏が国家安全局に連絡を入れた、お札を述べた。この件について、資金が提

供されて、自分がハーバードに行くということについて、連絡を入れてお札を述べた。その後、書

いてあることは、これは中国語で書いてあるんで

すけれども、台湾の在日工作の人間になると書い

てあるんです、これは日本語の訳ですけれども、

それで、その後に、これを踏まえて、十万ドルの支出を審査の上許可する、引き続き秋山氏と連絡をとり続ける。許可する条件に引き続き秋山さんと台湾側は連絡をとり続けるということが、二〇〇〇年二月一日の文書に載つております。これは

香港の新聞に載りました。その原文を私持つておられますけれども、新聞に載った報道であります。

○柳澤政府参考人 その報道に関しましても御本

人のお話を聞いておりますが、御本人が、要は、台湾側の関係者と連絡をとつたのは、実は、平成十二年の四月にハーバードの旅費負担で台湾を訪問しておられます、ちょうど二月ごろというこ

とでございますので、その台湾旅行のアレンジのための電話を入れたことはある、そして、たしかそのアレンジをしてくれることに対するお札は述べたことはあるかもしれない。しかししながら、ハーバードに留学すること自体について台湾側とパートメントとそれから若干の研究費を提供を受けておりましたが、そのハーバードにおける連絡をとつたり、あるいはそのお札を述べたりといふことは一切なかつたというふうに伺つております。

○山田(敏)委員 御本人が言わされたからこれで調査は終わりということにならないですかね。本人が言われていることが本当かどうかを調べるのが調査だと思うんですけども、今私申し上げましたように、客観的なドキュメントといいますか、この双方のドキュメントがある。なおかつ、今おつしやつたように、事実として、台湾に行かれかれたという事実も、この機密文書の中と一致するわけですね。

それから、その後に、この件について、二〇〇

〇年二月一日付の機密文書にはつきりと書いてあ

ります。これは、秋山氏が国家安全局に連絡を入れた、お札を述べた。この件について、資金が提

供されて、自分がハーバードに行くということについて、連絡を入れてお札を述べた。その後、書

いてあることは、これは中国語で書いてあるんで

すけれども、台湾の在日工作の人間になると書い

てあるんです、これは日本語の訳ですけれども、

それで、その後に、これを踏まえて、十万ドルの

支出を審査の上許可する、引き続き秋山さんと

台湾側は連絡をとり続けるということが、二〇〇〇年二月一日の文書に載つております。これは

香港の新聞に載りました。その原文を私持つておられますけれども、新聞に載った報道であります。

○柳澤政府参考人 前回も御答弁させていただきましたが、基本的には御本人にお話を確認する以外に私どもとしては、あるいは当時の実は官房の関係者にも聞けるところは聞いてございますが、何よりも御本人のイニシアードおやりになつていて

ことですので、御本人のお話を伺うということが基本であるというふうに思います。

報道等で新しい事実関係が御本人の関係で報道されれば、その都度私どももさらにまたお話を聞くなりして確認をしていきたいと思つております。

○山田(敏)委員 先ほどの法務省の見解にありますように、公務員が在職中に何かの委託を受けたとして、やめた後そのお札を受け取る、これは事後収賄という要件が成立するわけですが、この疑いがこの文書の中から出てきたわけですので、今のような、新聞に出るかもしれないし、出ないかもしれませんし、出たときにはやります。でも、調査をやろうと思ったら、このワシントン・ポストの記者みたいにお金が入ったところを見ればいいんです。ハーバード大学が払つたと言うんだから、払つたお金はどこかから出でてくるんだから、簡単に調査できるわけですから、中谷防衛庁長官、今、私、三十分やりましたけれども、いかがお考えですか。その責任について、調査に対する責任についてお伺いしたいと思います。

○中谷国務大臣 確かに、秋山氏は事務次官でもございましたし、防衛庁のOBとして働いていたことがあります。その後、秋山さんとどういふうに、だれが責任を持って渡つて、その後どういうふうに受け取つて、その後、秋山さんとどういふうに連絡をとつたかと書いてありますので、参考人に招致をお願いしたいと思いますが、委員長、検討していただけますでしょうか。

○瓦委員長 後ほど、理事会にて取り扱わせていただきます。

○山田(敏)委員 以上で、私の質問を終わりました。防衛庁の人間が御指摘の行動に対して関与したり関係があつたりという点につきましては調査いたしますけれども、それ以上の調査をする必要があるかどうか。私は、防衛庁の職員がかかわつたという範囲におきましては調査をいたしました。

○山田(敏)委員 中谷長官、私がきょうやつたことをよく、それは役人が書いた答弁書を今お読みになつたんですねけれども、きょう私がやつたことは、法務省を呼んで事後収賄の要件は何ですか

聞いたんですよ。やめたからもう関係ないといふことは今の要件の中に入つていません。

じゃないです。公務員が在職中に行つたことに、事後においてやつたことは要件としてあると言われたじゃないですか、ここで。聞いていいな

かつたんですか。やめたから、もう関係ないから調査しません、そんなのはおかしいんじゃないですか。もう一回、ちょっと答弁してください。

○中谷国務大臣 防衛庁といたしましては、現在業務をいたしておりますけれども、その職員にかかる問題につきまして、重要な問題でありました責任において調査をいたしますけれども、そ

ういった退職をした人間につきましての調査、捜索等につきましては、司直並びにしかるべきところであつたが適当ではないかというふうに思います。

○山田(敏)委員 私の質問と答えは全然がみ合わないんで、これは、一回その経緯を秋山さん自身にこの場に来ていただきお聞きすれば、今私どもが持つている資料、その経緯、詳しく述べてあります。何年何月の、いつ、どこに、どういうふうに、だれが責任を持って渡つて、その後どういふうに受け取つて、その後、秋山さんとどういふうに連絡をとつたかと書いてありますので、参考人に招致をお願いしたいと思いますが、委員長、検討していただけますでしょうか。

○瓦委員長 次に、金子善次郎君。

○金子(善)委員 民主党の金子善次郎でございます。まず最初に、防衛庁長官にお伺いしたいと思います。

今度の有事法制、緊急事態に対しまして万全の対策を講じていくという一連の流れの中での法案作成ということになつてくるわけでございますけれども、現行法、この状態で、仮にあした他国から武力攻撃を受けたというような場合でも今の自衛隊は対応できる、そういう態勢になつてゐるのかどうか、そこをまず最初にお伺いしたいと思います。

○中谷国務大臣 現在、有事法制をこの委員会で審議をいただいておりまして、この法案の成立に基づいて対処できる面がありますが、現在そういう事態が発生したというでしたら、現行の範囲内で対処するわけでございます。

○金子(善)委員 私の質問と答えは全然がみ合わないんで、これは、一回その経緯を秋山さん自身につきましては、非常に能力的には、日々から訓練をし、装備も有しておりますけれども、最も、肝心のソフトの面におきまして支障がある面もございますが、自衛隊としては、最善を尽くして国土に被害が及ばないようにいたしたいというふうに思つております。

○金子(善)委員 今お伺いしていますと、そのためにこの法律をつくっていくんだということにはつながつてくるんだと思ひますけれども、大変心配な答弁だつたというふうに思ひます。

そこで、お伺いしたいんですけども、今度の一連の法改正の中で、防衛庁の職員の給与等に関する法律、これは昭和二十七年の法律第二百六十六号でございますが、この改正がうたわれているわけであります。

この第三十条に「出動の場合の特別措置」という規定がございます。その中で、出動を命ぜられた職員に対する出動手当の支給、災害補償その他給与に関し必要なものは特別の措置を講ずるといふことで、それを法律で定めるというふうにこの法律にはなつてゐるわけでございます。昭和二十七年にできた法律でございますけれども、恐らく、まあ詳しく調べておりませんけれども、この第三十条という規定はその当時規定されたんではないかと思います。

考えてみますと、大変長い間、先ほど冒頭質問いたしましたけれども、自衛隊員のいわゆる待遇、そういう問題について、防衛庁は今まで放置されてきたのか。その辺につきまして、万が一今度の法律が通らない状態において、現実問題としてはあり得ないことかもしませんけれども、あした、あさつて、突然の緊急事態が生じたというような場合は全く規定はないわけですが、とにかく、昭和二十七年以来この規定が何ら発動されることがなく今日まで至つた、その経緯についてお伺いしたいと思います。

○金子(善)委員 金子先生の御指摘のとおり、防衛庁設置法、また防衛庁職員給与法等が制定され以来、この給与法の第三十条におきまして、從来から出動手当を別に法律で定めるようにしてきては我々自身も反省をいたしておりますけれども、大変長い間放置をされてきたわけでございます。

我々もいたしましては、早期にこの法律を制定して手当を制度化すべきというふうに考えておりましたけれども、なかなか国会でそういった御審議をいただくような状況にすることがきずんに本日まで至つております。こういう点につきましては我々自身も反省をいたしておりますけれども、大変早い時期に制度化しなければならないという気持ちはずつと持つていて次第でございます。

○金子(善)委員 そこで、お伺いしてまいりますけれども、昨年の不審船事件、昨日で沈没した状況の調査が一応の終了を見たというような報道に接しているわけでございますが、この海上保安庁の職員に対しまして、いわゆる特殊勤務手当、これは支給されたのかどうか、これにつきましてお伺いしたいと思います。

○繩野政府参考人 お答え申し上げます。

不審船に対する強制的な停船などに関する業務に対する手当としまして、人事院規則に基づいて、四隻の巡視船艇の職員六十三名に対しても、先月でございますが、四月十六日に支払つてございました。

○金子(善)委員 これは、ただいま答弁がございましたように、人事院規則の改正、人事院規則の九一三〇、特殊勤務手当という人事院の規則があるわけでございますが、この改正によりまして、

週及適用いたしまして、昨年の不審船のいわゆる対応について特殊勤務手当が支給されるようになつたということです。

そこで、人事院総裁がおいででござりますのでお伺いしたいと思いますが、これは、特殊勤務手当の金額というか、どういうような手続で、どういうような基準での金額というものが決定されるものなのか、その辺につきましてお伺いしたいと思います。

○中島政府特別補佐人 お答えいたします。

不審船に対する停船業務あるいは検査業務といふのは、今海上保安庁長官から答弁がありましたように、危険な業務に従事するということで特殊勤務手当の一つに位置づけられておりますが、國家公務員が従事する業務の中には、それ以外にも著しく危険な業務がございます。

例えて言いますと、爆発物取り扱いをする、あるいはまたブルトニウムを積載している艦艇を護送する、さらには法律違反を犯しておる船舶といふものを停船させ検査する、そういう業務がございまして、それぞれに特殊勤務手当が支給されておりますが、不審船への強制的な検査等に係る業務は、それらの中にありますても特に危険性が高いということで、今申し上げました業務に対する手当も高い手当を支給するということで、現在の手当額というものが定められておるということです。

○金子(善)委員 今、人事院総裁の御答弁を聞いておりまして、私は、どういう基準で、どのような考え方で、どういうことで御質問をさせていただいだわけですけれども、今までの特殊勤務手当、その他の特殊勤務手当といつものがあるて、それとの比較考量で決めているんだというようなお話だったと思います。

とはいって、実際のこところ、この特殊勤務手当は、なかなか納得でき

る御説明じやないような気がしているわけなんですね。その辺について、総裁、どんなふうにお感じでございますか。

○中島政府特別補佐人 その基準というのは数学的に一足す一が二というふうにはつきりは出てまいりませんけれども、先ほど私が御説明申し上げました三つの危険な業務に対する手当がございまして、その手当というものをすべてプラスいたしまして七千七百円というのを出したわけでござります。なかなか数学的にこういうことだといふことは申し上げられませんけれども、現在、危険な業務とされておる業務に対する手当をプラスして七千七百円という額を算出しております。

○金子(善)委員 そういうようなことで決めておられるということがわかりました。そこで、お伺いいたしましたけれども、私は、あくまでもこういう業務に対してそれなりの、特殊勤務手当と申しますが、そういうものを出していくのは当然のことだと思いますし、そうあるべきだというふうに思つて立場から御質問をしております。

つまり、私がなぜ今こういうことを申し上げているかといいますと、今、なかなか民間の世界も厳しい時代になつてまいりました。やはり、この決め方というものがもつと透明性があつていいのではないかなどというような気がしているわけなん

です。

一般職の公務員の給与というようなものは、民間の世界を対象に調査をいたしまして、それを基準として定めてきているというようなものがある

わけです。特殊勤務手当、民間に類似のものがな

いわけですから必ずしもそろはできないんです

が、ただ、少なくとも、透明性、情報公開と申しますが、実は私自身も、不審船の作業に従事され

た海上保安庁の職員の方々、大変な御苦労があつたということは想像にかたくないものでございま

すけれども、週及適用しましてこういう手当が出ましたということは、皆さん知つてのことかも

ね、そのときには七千七百円という一回出動当たりのお金であったわけですが、この出動手当、どういうような基準、あるいは諸外国の例、いろいろなものがあるんだろうと思ひますが、これは政令におろされてしましますので、法律の審議の段階で基本的な考え方を明らかにしていただきたい

と思います。

○中谷国務大臣 今回の防衛庁職員給与法改正案

におきましては、防衛出動手当の趣旨及びほかの手当との併給調整に関することを定めて、手当の額、手当の対象から外される職員の範囲、給与方

でございます。

それで、週及適用、一般論としてで結構でござりますけれども、特殊勤務手当というようなものも週及して適用していくくといふようなものと考えていますけれども、特殊勤務手当はどんなふうにお考えでいらっしゃいますか。

○中島政府特別補佐人 週及適用というのは、一般的には行わないわけでござりますけれども、法律に根拠があり、その法律で授権された規則等で定める、しかも、週及適用することによつて本人にプラスになる、不利益にならないというときに

は今まで週及適用というのを行つた例がござります。

今回も、こういう事件についての手当支給ということでござりますので、法律論に違反しないと切つたわけでござります。

○金子(善)委員 ただいまの総裁のお話ですと、一般論としては適当ではない、ただ、いろいろな事情によって、全体から考慮して、週及適用が適当であるというような判断で踏み切つたというようなお話だつたというふうに理解しております。

そこで、お伺いしたんですが、これは防衛庁長官にお伺いするということになろうかと思いま

すが、出動手当、これは政令におろしていく話になつていくわけでござりますが、どんな基本的な考え方でこの出動手当というものを考えておられ

るのか。不審船で銃撃戦が現実あつたわけですね、そのときには七千七百円という一回出動当たりのお金であったわけですが、この出動手当、どういうような基準、あるいは諸外国の例、いろいろなものがあるんだろうと思ひますが、これは政

令におろされてしましますので、法律の審議の段階で基本的な考え方を明らかにしていただきたい

と思います。

○金子(善)委員 防衛庁長官の答弁の形で進めていくということに、これはなると思ひますが、先ほど私も申し上げましたが、もう少し国民に説明と申しますが、政令の段階で、法律が通つた場合

という前提でござりますけれども、政令でいくと申しますが、政令の段階で、法律が通つた場合

といふことは決めていくといふような形でこういうものは決めていくといふような形をぜひとつていただきたい、要望をいたしておきます。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

外務大臣にお伺いいたしますが、連休中でござ

いますけれども、アフガニスタンを訪問されま

で、研修を行うういうようなことを表明された

法等の事項について政令で定めることにしたところでありますけれども、この額につきましては、脅威の形態や自衛隊の行動に係る地域の範囲、危険度等を総合的に勘案するとともに、支給調整されるほかの手当の額及びほかの危険度の高い業務に対する特殊勤務手当の水準なども考慮し、また、米国を初めとする諸外国軍隊の戦時給与の制度等も参考にしつつ検討してまいりたいというふうに考えますが、非常に、防衛出動の際は戦闘状況が切迫する中で行動する危険な中の行動でございます。

一般に、その業務の内容、業務の危険、不快、不健康の度合い、困難度、その性質、継続期間や勤務環境等を勘案して設定をしてきて、いるところでござりますが、この平時の手当の評価要素に加えて、防衛出動時における勤務の強度、勤務時間の特殊性、危険困難性、戦闘またはこれに準ずる業務に対する危険性の評価を行うことになるわけ

です。

法等の事項について政令で定めることにしたところでありますけれども、この額につきましては、脅威の形態や自衛隊の行動に係る地域の範囲、危険度等を総合的に勘案するとともに、支給調整され

るほかの手当の額及びほかの危険度の高い業務に対する特殊勤務手当の水準なども考慮し、また、米国を初めとする諸外国軍隊の戦時給与の制度等も参考にしつつ検討してまいりたいというふうに考えますが、非常に、防衛出動の際は戦闘状況が切迫する中で行動する危険な中の行動でござります。

一般に、その業務の内容、業務の危険、不快、不健康の度合い、困難度、その性質、継続期間や勤務環境等を勘案して設定をしてきて、いるところでござりますが、この平時の手当の評価要素に加えて、防衛出動時における勤務の強度、勤務時間の特殊性、危険困難性、戦闘またはこれに準ずる業務に対する危険性の評価を行うことになるわけ

です。

ということでの報道がございましたが、これは事実かどうかということと、どんな内容を考えておられるのか、それをお伺いしたいと思います。

○川口國務大臣 每年五人受け入れるということを申しました。

ただいまアフガニスタンが必要としていることの中には、さまざま多くのことがござりますけれども、一つがやはり行政機構についてキャパシティービルディングをする、人材育成をするといふことでございまして、そういう意味で外交官について行うということとございますが、その研修の内容につきましては、今検討をしているところでございます。

○金子(善)委員 これは冗談ではなくて、私も何人かと、この連休中ですが、大臣の行動を見た方が言つていていることとして聞いてもらいたいですが、今、外務省の信用というのを本当に失墜している、日本の外務省で何を研修するんだというようなどころまで話が出ちやつてゐるわけなんです。まさかプール金のつくり方を教えるわけでもあるまいというような話まで、実際のところ出ているんですよ。これが今の外務省の置かれた実態だと思います。

このことについては、外務大臣もいろいろ言いたいことはおありかもしれませんけれども、振り返つてみますと、昨年の一月一日、大新聞の一面にスクープされました松尾事件以来、大変なことが次々と起きました。在外公館それから沖縄サミット、APEC、すべてこれは不正経理、それから本省におけるプール金、それから特定国会議員による国の外交政策の歪曲と申しますか、こういうのまで、いろいろ挙げますと切りがない、こういうような状態になつてゐるわけなんです。それで、私が申し上げたいのは、いろいろな問題が報道され、いろいろなことが明らかになつてきている中で、まだ国民の目もあれかなというような状態にあるということかもしれませんのが、基本的に何かけじめがついていない、けじめをつけた姿勢が外務省に足りないではないかという感

じがするわけですが、この点について外務大臣はどういうふうにお考へでいらっしゃいますか、今

の外務省の置かれた立場というものに。アフガニスタンから外交官を呼んで研修する、何をするのかと言われるような、こういう状態を外務大臣としてどう思うか、お答え願いたいと思います。

○川口國務大臣 金子委員と常に意見が一致をすれども、アフガニスタンの研修生の受け入れ等につきまして、これはアフガニスタン政府から要望を受けて受け入れるということにしたのでございますが、外務省で、日本の、我が国の外務省で研修をしたいという要望につきましては、アフガニスタンだけではなくて、アメリカからもほかの国からもあるわけでございまして、それなりに外務省の仕事に対する評価というのばかりでありますけれども、いろいろ御指摘をいただいております。

その上で、外務省の今の状況ということとございますけれども、いろいろ御指摘をいただいて、ただいま外務省として、改めるべき点というのはもちろんたくさんあると思っていまして、変える会、あるいは俗称変わる会、これは外務省の中の組織で、自発的に改革をどうやって進めるかということを考へておられる方たちも御提案をいたしましたし、さまでありますけれども、いろいろ御指摘をいただいて、ただいま外務省として、改めるべき点というのはもちろんたくさんあると思っていまして、変える会、あるいは俗称変わる会、これは外務省の中の組織で、自発的に改革をどうやって進めるかといふことを考へておられる方たちも御提案をいたしました。それで、外務委員会の方で理事会の方にお預けいたしまして、その点については理事会の方でよく話を聞いていただくところになりますと、外務省の方ではある程度の資料を出したつもりでおられるかもしれませんけれども、私の目から見ればまだ話にならない。

こここの場でこれ以上、この外務省の問題についてはちょっと申し上げたくありませんので、大臣から、少なくとも今現在民主党が要求している資料については速やかに提出してもらいたい。大臣、いかがですか。

○川口國務大臣 今ちょっと私手元に、民主党の御要求の資料がどれぐらいお出ししないままに残っているのかという情報を持ち合わせております。それで、よくわかりませんけれども、できるだけ外務省としては透明性を増すということが望ましい、外交の信頼を増すためにも望ましいと思いまして、お出しをするということで考へております。そして、情報公開法の基準、これは相手国があつて外交をやつているという立場でもござります

かれた外務省というような形で今努力をしていますとよく言われるんです。

私が、なぜこの点について再度こういう形で外務大臣に対しまして直接質問をさせてもらつていいかといいますと、要は、我が党、民主党でござりますが、いろいろな資料要求をいたしております。これも、ただ単に資料を要求するということではなくて、いろいろな問題点について、やはり広く国民の間にも知らせる必要があるし、おかしい点については、我々野党的立場からも、いろいろ直してもらつようにより求もしていかなきゃならない。そのための基礎的な資料というものがどうしても必要になつてくるわけです。

この間の外務委員会でも、外務大臣に対しまして私申し上げましたように、一般の民間の方が情報公開法で要求した資料よりも、国会議員が国政

調査に基づきまして要求した資料の方が情報量が少ないと、いうのは、余りにもひどいじゃないかとも思はります。それで、外務委員会の方で理事会の方にお預けいたしまして、その点については理事会の方でよく話を聞いていただくところになりますと、外務省の方ではある程度の資料を出したつもりでおられるかもしれませんけれども、私の目から見ればまだ話にならない。

こここの場でこれ以上、この外務省の問題についてはちょっと申し上げたくありませんので、大臣から、少なくとも今現在民主党が要求している資料については速やかに提出してもらいたい。大臣、いかがですか。

○川口國務大臣 今ちょっと私手元に、民主党の御要求の資料がどれくらいお出ししないままに残っているのかという情報を持ち合わせております。それで、よくわかりませんけれども、できるだけ外務省としては透明性を増すということが望ましい、外交の信頼を増すためにも望ましいと思いまして、お出しをするということで考へております。

○金子(善)委員 それでは、次のあれに移らせてくださいたいと思います。

民主党といたしましても、緊急事態における国等の対応を法的に規定するとともに、基本的人権、そして民主的統制というものをしっかりと守つて、国民の生命の安全あるいは財産の保護保全、こういうものを確保するためには緊急事態に備える

法整備が必要である、こういう基本的な立場には立つてゐるわけであります。

ただ、今回の提出されております三法案については、幾つかの点で不備があるというふうに言わざるを得ないわけであります。私どもは、基本的には、テロ対策の問題あるいは大規模災害というような問題を含めたいわゆる緊急事態、国民にとつて大変な状態といふものをカバーするような法体系というものが必要なんではないかというふうに思つてゐるところでござります。

しかも、今回の法案、三法案でございますけれども、これについても、私どもの同僚議員の方でもいろいろ質問をいたしておりますけれども、武力攻撃事態に関する概念あるいは定義、それから国民の基本的人権の制限の問題や、それから地方公共団体の役割の問題、在日米軍の活動との法案の関係、その後いろいろ新聞報道でちょっと出たりはいたしておりますけれども、法体系として、国会に提出する法律としては、まだすべての体系が見えてきていらないというのが実際のところではないかというふうに思ひます。

今度の事態対処法の第五条で、地方公共団体は必要な措置を実施する責務を有するという表現がござります。ところが、この規定だけ見ますと、極めて漠然とした規定でございまして、地方公共団体が何をまず必要な措置、必要な措置とおいて認識すればいいのかはつきりしていない。この点についてまずお聞きをいたしたいと思ひます。これは官房長官に。

○福田国務大臣 武力攻撃事態対処法案の第五条で必要な措置ということになつておりますけれども、避難のための警報の発令、伝達、被災者の救助、施設及び設備の応急復旧等の諸措置について一定の役割を担つていただきたいことを期待いたしておるわけでございまして、今後の個別の法制の整備に当たつても、地方公共団体の意見を踏まえつつ、適切に対処してまいりたいと思っております。

○金子(善)委員 基本的には、ただいまの答弁を聞いていますと、これからだといふことの取扱いというものが余りにもなさ過ぎたんではないかも、それはともかくといたしまして、いろいろ新聞報道等によりますと、この法律案が策定される段階において地方公共団体との意見交換や意見聴取というものが余りにもなさ過ぎたんではないかも、それは恐らく実名入りの知事あり、市町村長の方々

置、これを広く想定しておるところでございます。それで、なお申し上げれば、地方公共団体が実施する対処措置につきましては、現行法制において実施し得るものもありますけれども、基本的に定めていくことになるというふうに考えております。

○金子(善)委員 ただいま官房長官が御答弁されましたように、一般論的なものとしては、確かにこの法律にも、これから先のいわゆる有事法制というような枠組みの中でそういうものを今後詰めていくというような形をとつてあるということは、ある程度は理解できますけれども、それでもまだ抽象的で漠然としているというが実態のところだというふうに思ひます。

そこで、例えば責務と必要な措置という場合ですが、これは総務大臣にお伺いした方がよろしいのかもしれませんけれども、原子力発電所が所在する地方公共団体、こういうようなところを前提にして物を考えた場合、必要な措置というものはどういうものが考えられるでしょうか。

○片山国務大臣 突然のお尋ねで私も困つておりますが、原子力発電所所在の地方団体は、まず住民の生命・身体・財産の保護を考えていく。消防的な仕事が中心、あるいは救助的な仕事が中心になると思いますけれども、しかしその間は原子力のいろいろな施設の監督官庁との十分な連絡調整を図つていく、こういうことが当面の責務ではなさうかと考えております。

○金子(善)委員 私が御質問しましたのは、必要な措置ということで、責務ということになりますとまた別の観点の質問の方があるんですねけれども、それはともかくといたしまして、いろいろ新聞報道等によりますと、この法律案が策定される段階において地方公共団体との意見交換や意見聴取というものが余りにもなさ過ぎたんではないかも、それは恐らく一年以内で全体像をまとめるというような形になつてゐるわけでございますが、少な

が新聞紙に登場いたしまして、発言をされているわけでござります。

この法案をつくるに当たりまして、何よりもこの有事法制というのは、国だけでもできない、これは地方公共団体その他、民間の企業もそうですが、いまの官は、今後整備されてまいります個別の法制の中では、これから詰めていくんだというようなお話をだつたと思ひます。

○片山国務大臣 ただいま官房長官が御答弁されましたように、一般的な意見でござりますが、有事の場合は、やはりいろいろなことでだれが対応するというようなことは、いろいろな応用問題が出てくるんだろうと思いますが、現在の消防、これは原子力といふものに対する対応できる状態になつてているんだけれども、その点、これは官房長官にお伺いしたらよろしいんでしょうか。

〔米田委員長代理退席、委員長着席〕

○福田国務大臣 今回の武力攻撃事態対処関連法案につきましては、内閣官房が、総務省とともに連携いたしまして、地方公共団体に対する情報提供に努めてまいりました。また、総務省及び防衛庁とともに、これは内閣官房が一になってということもありますけれども、内閣官房が、総務省とともに連携いたしまして、地方公共団体に対する法の説明などを行つております。

また、実際の武力攻撃事態において、地方公共団体には、避難のための警報の発令、伝達、被災者の救助、施設及び設備の応急復旧等の諸措置について一定の役割を担つていただきたいことを期待いたしておるわけでございまして、今後の個別の法制の整備に当たつても、地方公共団体の意見を踏まえつつ、適切に対処してまいりたいと思っております。

○金子(善)委員 基本的には、ただいまの答弁を聞いていますと、これからだといふことの取扱いというものが余りにもなさ過ぎたんではないかも、それはともかくといたしまして、いろいろ新聞報道等によりますと、この法律案が策定される段階において地方公共団体との意見交換や意見聴取というものが余りにもなさ過ぎたんではないかも、それは恐らく一年以内で全体像をまとめるというような形になつてゐるわけでございますが、少な

くとも今回の法律はその中の基本中の基本であるふうに思います。そういうことで、地方公共団体の方に対し適切な意見聴取なり相談といふものが余りなかつたというのが、ただいまの官房長官のお話を聞いておりましても、これから詰めていくんだというようなお話をだつたと思ひます。

そこで、これは総務大臣にちょっとお伺いしておきたいと思つておりますけれども、一つの例で申し上げてみますと、有事の場合でござりますから、いろいろなことでだれが対応するというようなことは、いろいろな応用問題が出てくるんだろうと思いますが、現在の消防、これは原子力といふものに対する対応できる状態になつてているんだけれども、その点、これは官房長官にお伺いしておきたいと思つておりますけれども、一つの例で申し上げてみますと、有事の場合でござりますから、いろいろなことでだれが対応するというようなことは、いろいろな応用問題が出てくるんだろうと思いますが、現在の消防、これは原子力といふものに対する対応できる状態になつてているんだけれども、その点、これは官房長官にお伺いしておきたいと思つております。

ば、成立しないとすれば、地方自治法等の一般法の適用ですね。そうしますと、例えば法定受託事務、今地方の事務は自治事務と法定受託事務に二分されているんですよ。法定受託事務についてちゃんと地方団体がやらないという場合には、指示ができるんですね。ただ、これは事後ですね、是正の指示ができる。しかも、それをさらにやらなければ一般法です。法定受託事務はそういうことで対応できるだけれども、それ以外の事務についてはできませんね。

したがって、今回のこの武力攻撃事態対処法があれば、いろいろな場合について、要件をきっちり厳重に決めながら、いろいろな意味での指示や代執行やそういうことができる、こういうことがあります。

○金子(善)委員 ちょっとと時間の関係もござりますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

四月二十六日の外務委員会で、外務大臣に私はこういう質問をいたしました。アメリカの一九九九年度の米国国務省テロ年次報告書、これで、北朝鮮についてはテロ支援国家と考えているというようなことをこの報告書に書いてあるわけでございます。それに対して外務大臣は、我が国は少なくともテロ支援国家という概念を持つていませんというような趣旨の答弁であったかと思ひます。

テロかどうかということはともかくといたしまして、テロのいろいろな概念というか範囲もあるかもしれませんので、それはさておきまして、拉致問題を国際的な犯罪であるというふうにとらえておられるのかどうか、外務大臣にまずお聞きしたいと思います。

○川口國務大臣 犯罪と考えるかどうかというお話をございまして、いずれにしても非常に重大な問題であるという認識はいたしておりまして、北朝鮮に対しては、これが我が国としては国民の生命財産に係る重要な問題なのできちんと対応すること、国交正常化の過程でこの問題は避けて通る

ことができないということはきちんと言つております。

その上で、例えば国際法上、これがどういう問題になるか、犯罪と国際的に認識をされるかどうかといつたようなことについては、そういういたり約なりなんなりということは存在をしないと思ひます。

○金子(善)委員 非常に外務大臣の答弁というの

は、そういう姿勢で日本政府はこれまで来ているのかと。私は、犯罪だというふうに認識をいたしております。

警察厅にお伺いいたしますが、八件十一人につ

いて、拉致をされたということを公式に認定されておりますが、これは犯罪行為による拉致なのか、その辺についてどういう認識を持っておられるか、警察の方にお伺いしたいと思います。

○金子(善)委員 今お尋ねいたしましたが、北朝鮮による拉致の疑いがある事案、こういうこ

とでありまして、これを法律に適用した場合には何罪に当たるか、こういうことになるだろうと思

いますが、八件十一名については、基本的に、法

律に違反しているというふうに認識しております。

○金子(善)委員 今お尋ねいたしましたが、北朝鮮によ

る拉致をされたということを公式に認定され

てあります。この資料を見ていたら

三十八カ所あります。この資料を見ていたら

三十八カ所あります。この資料を見ていたら

この拉致に関連まして、「わが朝鮮総連の罪と罰」、こういう本でございますが、つい最近で出版されました。これは、北海道から九州まで三十八カ所あります。この資料を見ていたら、わかりかと思いますが、そのほかにも、恵谷治さんという方が書いた「北朝鮮 対日謀略白書」というものもござりますけれども、警察厅はこういうことは当然把握されておられたのではなかと思いますが、海上保安庁も含めまして、どういうような認識でおられるか、質問をしたいと思います。

○漆間政府参考人 私どもが北朝鮮による拉致の書物については、私も存じ上げております。

それで、具体的に、「私がつくった北朝鮮工作船着岸ポイント三十八カ所」、こう出ております

が、この辺について、三十八カ所と私どもが認定

しているかどうかは、これは別問題でございま

すが、この辺について、三十八カ所と私どもが認定

赤十字会談で有本さんのことについても何にも出でこなかった、非常に多くの方々ががつかりしたことがあつたわけでございます。外務大臣はやはりそのときに、これは報道で見た表現でございま

すからこのとおりだったかどうかわかりませんけれども、行方不明者の調査再開が確認されたことはよかったです。日朝間の人道問題解決の一つの前進

だと述べたというような報道がございました。

これは、ずつとこういう表現が繰り返されております。

され被害者を行方不明者と呼んでみたり、その

犯罪で拉致された方を、人道問題というような、何と申しますか、問題の本質をねじ曲げた表現であります。

外交の最高責任者がそうしたコメントをなさると

いうのは、私としては大変納得がいかない感じを

しているわけでございます。それは恐らく、また

答弁を求めてても同じようことが返つてくる

のではないかと思いますので、何としても、こ

れは北朝鮮に対して厳しい姿勢で臨んでもらいたい

い、これを要望いたしておきます。

そこで、これも報道でございます。外務省の方

の話をよく聞いておりませんけれども、近く外国

で、外務省と北朝鮮の当局がまた接触をするとい

うような報道も、きのうございました。そ

れはともかくいたしまして、小泉総理大臣は、

拉致問題の解決なしに食糧支援というものは今後

困難だというようなことを言っておられるわけでございます。

現実に、これも報道でございますが、米国の大

臣の言葉は重いわけでございますが、拉致問題の

解決なしには米支援はあり得ない、これが現在の小泉内閣の姿勢であるというふうに受けとめてよろしいのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○川口國務大臣 食糧支援につきましては、政府いたしまして、今まで、人道上の考慮に加えまして、さらに種々の要素を総合的に勘案をいたしまして検討し、実施をしたものについては実施をしたということをございます。

ただ、現時点で、食糧支援を北朝鮮に対して行なうことについて、具体的な検討は全く行っていないということをございます。

○金子(善)委員 どうもよくわかりにくいくらいで、官房長官にぜひお伺いしたいと思います。

小泉総理の、拉致問題の解決なしで食糧支援は困難というこの姿勢は、拉致問題の解決を見ない限りは、米、具体的には米の支援でござります、過去七回にわたりまして支援を行つてまいりました。二〇〇〇年の河野外務大臣の時代には、WFPですか、世界食糧計画、この機関が日本政府に對して十五万トンの援助をしてほしいというような話で來たのにかわらず、五十万トンを出した。しかも、外務省は発表ではいわゆる国際価格での発表をいたしておりますが、現実には農林省のいわゆる食管会計の米を使いましたので、二〇〇〇年度だけで一千億円を上回る援助がなされたわけです。

そのときも、拉致問題とかいろいろな日朝交渉というものをうまくするために日本もそういう援助をしていかなきやならないんだというような説明だつたと思いますが、何ら進展を見てこなかつたという経過があるという前提におきまして、官房長官の御答弁をお願いしたいと思います。

○福田國務大臣 拉致問題と食糧支援との関係につきましては、今外務大臣から答弁を申し上げたおりでありますけれども、今現在、食糧支援をする計画がないということあります。これでは、我が国の、北朝鮮に対するいろいろな問題に

対して、国民感情としてそれが許されないということだと思います。

そういう意味において、この拉致問題を北朝鮮が前向きな姿勢をとつて積極的に対応してくださる、そういうことが必要なんだうと思いますので、そういう北朝鮮側の対応の仕方、今後の対応を見ていろいろと総合的に判断していくべきものだろうというふうに考えております。

○金子(善)委員 それでは、昨日まで大変な苦労をなさったようございますが、いわゆる例の工作船。不審船と呼んでおりますけれども、工作船だと思います。この工作船が、まだ引き揚げてみないと北朝鮮のものかどうかというのははつきりしないというような報道もなされております。

それは、政府のしかるべき方がそう言われているから、そういうふうな報道がなされているんだというふうに思いますけれども。

これは仮定の話でございますが、北朝鮮のものと判断されたという仮定をした場合ですが、この制裁措置、どういう制裁措置を講ずるのか。我が国領海を侵犯されて、しかも銃撃戦までなつた。しかもけがをした人まで出た。こういうものに対しても北朝鮮のものということがはつきりした場合。

これとあわせてお伺いいたしますが、これまでも政府の中でもいろいろ議論があつたやに聞いております。具体的には、いわゆる新潟港に寄港しております万景峰号、これは港湾法上なかなかつまりその寄港させるとかさせないとかということは港湾法の管轄ではあるけれども、港湾法だけではそういうことが、つまり制裁があつた場合に寄港させないとかそういうことは法律上できないとありますけれども、それ以上に何ができるかといふことがあります。

○金子(善)委員 それに関連いたしまして、せつかり財務省の方からもおいでいただいているかと思いますが、実はすべて、この本の話ばかりして恐縮なんですが、事実そうだと思つんですね。大きな金をとにかく、こう手提げで運んだということが、どここの金かこの本に書いてござりますけれども、その際に税関を通る場合にほとんどノーチェックだつたというようなことがこの本には書いてございます。

○岩村政府参考人 北朝鮮から来る船の入港を拒否するということ、これにつきましては、現在の港湾法は港湾の管理運営に關し不平等な取り扱い

を禁止しておりますので、これを一律に拒否するということは現行法制では可能ではございません。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御質問がございました点につきまして上げましても、するのかしないのかというところから始めていろいろな可能性というものがあるんだろうと思いますが、少なくともこの「わが朝鮮総連の罪と罰」という本、これは朝鮮総連の大幹部が、万景峰号でお金を運んだというようなことをなさいました。この工作船が、まだ引き揚げてみないと北朝鮮のものかどうかというのははつきりしないというような報道もなされております。

これは場合によつては改正しなきやならないといふふうに思つてございますが、その点、どうお考えでしょうか。

○福田國務大臣 万景峰号については、今までいろいろな疑惑と申しますか、ございました。制裁とかそういうことを関係なしに一般論として申し上げれば、これは、関税法に基づいて指定された長官、この法律そのものでござりますけれども、これは場合によつては改正しなきやならないといふふうに思つてございますが、その点、どうお考えでしょうか。

○金子(善)委員 それに関連いたしまして、せつかり財務省の方からもおいでいただいているかと思いますが、実はすべて、この本の話ばかりして恐縮なんですが、事実そうだと思つんですね。大きな金をとにかく、こう手提げで運んだということが、どここの金かこの本に書いてござりますけれども、その際に税関を通る場合にほとんどのノーチェックだつたというようなことがこの本には書いてございます。

○金子(善)委員 これは非常に、今御答弁いたいたのは建前はそうだと思いますが、その点、よく今後も気をつけさせていただきたい、それは強く要望いたしておきます。

最後になりますが、せつかり人事院総裁がおいでございますので、いわゆる各省庁で官房付としてございますので、いつのポストがござります。こういうポストがございます。こういうポストというのは、何のために大体あつて、どういうようなときにはそのポストが活用されるものであるか、一般論としてお答えいただければと思います。

○中島政府特別補佐人 いろいろなケースがあると思います。

金子議員も御存じだと思いますが、地方の副知

ことが言われてきたこともあります。新聞報道でも結構ありました。その点、財務省として、税関業務についての何かコメントはございますか。

事から本省に帰つてくる、次の異動まで待機するということです。異動待機のための官房付というのもございます。また、現在内閣で特殊法人の改革付にし、あるいは審議官にするとか、あるいは課長相当職に任命して内閣の方に派遣するというような意味において官房付にしていることもございます。

あるいはまた、総理大臣の秘書官というものを、総理大臣によつては非常に格の高い人を要望されることがある、そういう場合にも、官房付にして、審議官ということで総理大臣の秘書官に任命するということがございますので、いろいろなケースがございます。

いずれにいたしましても、公務員としての一つ

の官職でございますから、それにふさわしい仕事をしていただかうということだと思います。

○金子(善)委員 これで、質問を終わります。あ

りがとうございました。

○瓦委員長 次に、樋高剛君。

○樋高委員 自由党の樋高剛でございます。

どうございました。

きょうも質疑の時間をいただきまして、ありが

とうございました。

きょうは、主に官房長官と議論をさせていただ

きたい、というふうに思います。

総理は、このいわゆる有事法制の審議に当たりま

まして、備えあれば憂いなしという言葉を何度も

何度も繰り返しおしゃつておいでありますけ

ども、まず冒頭申し上げたいのは、この政府

案、備えあれば憂いなし、改め、この備えあれば

大いに憂いありであると断言を申し上げたいとい

うふうに思います。

今回の有事法制関連の三法案というのには、第

一に、あるべき緊急事態に対する総合的な国行

政また統治の機構のあり方、ビジョンがそつくり

そのまま抜け落ちているというだけではなくて、

国民の生命と財産をどのようにして守つていくのか、いかようにして守つていくのかという観点が

ないわけであります。これがないと有事法制であるとは言えないわけであります。政府案は、一言で言うならば、時代錯誤そのものであります。まさに支離滅裂、国民の生命財産を本気で守るうと考えたとは思えない代物であります。

自由党は、かねてから眞の有事法制の制定を強く主張してまいりました。今日まで提出すらされてこなかつたことは遅きに失したものと言わざるを得ないわけであります。政府案は、旧世纪の古い戦争概念にとらわれております。冷戦後の安全保障環境を踏まえておらず、時代おくれのものとなつてゐる。これでは、国民の生命、財産、人権、自由、文化、これらも守ることは到底できません。いんではないかというふうに考えるわけであります。

しかも、国家の根幹にかかる安全保障の原則、自衛隊の行動の原則を明確にしていないのは、有事法制の名に値しない。政府案には自衛隊の行動に関する原則がない。だから、テロやいわゆる大規模災害などの、直接攻略よりも現実に起こり得る、あり得る事態を平氣で除外しているわけであります。

自由党は、国家テロ、大規模災害を初めとするあらゆる緊急事態に対応し得る法案を今まとめている最中であります。今国会に提出したいといふふうに考へておられる次第であります。

我々は、今回、日本国有事のために法律を整備しようとしているわけであります。みずから日本國民を守るために、なつかつ積極的に確立すべきである。にもかかわらず、今回の政府案は、独立国家として、みずからのこととはみずから守る、自分自身のこととして有事に対処していく精神が余りにも希薄であると言わざるを得ないわけであります。今回の法律案は、没主体的、つまり主体的でないと言わざるを得ないのであります。発想が根本的に間違つていると指摘せざるを得ないわけであります。

そもそも、我々は米国のための有事法制の整備を行おうとしているのではないであります。日本で守る、あるいは守ろうとするのが当たり前だと思ひます。この政府案は、入り口から、根本から間違つてゐんではないか。いざとなつたらアメリカがやつてくれると思ってるからこういった中身であります。この政府案は米国への便宜供与法案ではないかという指摘も一部ではなされているぐら

であります。が、私には発想 자체が理解できないであります。だれが主体的に有事に対応しようとしているのか、全く見えてこないのでありますけれども、官房長官、いかがお考えでありますか。

○福田国務大臣 いろいろと今回の法案に対しても御不満がおありのようござりますが、最後に主體性云々という御指摘ございましたので、そのことについてお答えいたしますと、我が国の安全保障を確保するというたために、政府としては、外交努力を通じて安定した環境形成に努める、その一方紛争が発生した場合への備えとして、我が国自身の適切な防衛力の整備を図りながら日米安保体制を堅持するということが重要な柱でござります。

そして、このことは、我が国の安全保障を米国任せとしていることを意味するものではなくて、日米防衛協力の指針においても、これは九七年でございますが、我が国が武力攻撃に対して主体的に行動し、米国がこれに適切に協力する旨を確認しておるものでござります。

また、今回、「国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、武力攻撃事態において、我が国を防衛し、國土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有する」ということを第四条に明記しているわけでございまして、この法案の御審議をお願いしていること自体、我が国の安全保障に対する政府としての主体的な取り組みの決意のあらわれであるといふように御理解をいただきたいと思っております。

○樋高委員 問題は決意ではなくて中身、決意はあって当たり前だと思うんです。防衛は、自分で

本のためについてであります。自分のことは自分で守る、あるいは守ろうとするのが当たり前だ

と思いますけれども、法律の中身をよく検証してみると、主客逆転、主客転倒していると思うのであります。

この政府案は、入り口から、根本から間違つてゐんではないか。いざとなつたらアメリカがやつてくれると思ってるからこういった中身であります。この政府案は精神が自立していいであります。人任せで国の防衛ができるのかといふふうに思うわけであります。そもそも、日本の防衛イコール米国に協力するという概念がすっかり抜け切れていないのではないかというふうに思うのです。最初から米国頼みというのはだめであります。人任せで国の防衛ができるのかといふふうに思うわけであります。

私は親米の立場から申し上げてるのでありますけれども、米国が日本防衛の主力であり、それを補完して日米共同防衛に当たるという考え方があります。最初から米国頼みというのはだめであります。人任せで国の防衛ができるのかといふふうに思うわけであります。

抜け切れていないのではないかというふうに思うのです。この政府案は精神が自立していいであります。人任せで国の防衛ができるのかといふふうに思うわけであります。

誤解しないでいただきたいのは、軍備を拡張したりしてしまっている、頭に印刷されてしまつてゐる。

誤解しないでいただきたいのは、軍備を拡張したりしてしまっているのではないのであります。この政府案は精神が自立していいと申し上げてあるわけであります。防衛とは、自分で守ること。先に米国あります。防衛とは、自分で守ること。この政府案は精神が自立していいと申し上げてあるわけであります。

例えば、自分の家に強盗が押し入ってきた。家族を守るのに任せにするんでしようか。官房長官、いかがですか。

○福田国務大臣 強盗が入ってきたら、まず家人が協力してそれを取り押さえるということだろうと思います。警察に連絡するということもあるかもしれませんけれども、その前に、やることはやらなければいけないということだと思います。

法案の第三条第五項において、「武力攻撃事態への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力しつつ、国際連合を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにならなければならない。」ということを規定いたしておるわけです。

そういうように、この法案におきましては、ア

メリカ合衆国ということを特記しておるのありますけれども、これは、アメリカ合衆国と日米安保条約を締結しているというからでございました。また、国際連合とか国際社会の理解及び協調的行動を得ることの重要性についても基本理念としているわけでございます。したがつて、本法案が、アメリカ合衆国が我が国にかわって戦つてくれるという考え方に基づくものではございません。

○樋高委員 今、官房長官みずからおっしゃつていましたけれども、第二条、第三条、定義とか基本理念のところに特定の国の名前が書いてあるということでありますけれども、これは法律でありますから、一回つくつて、日米同盟堅持、そして向上すべきだ、私もそういう立場でありますけれども、しかし、未来永劫にわたつてそうであるということではないわけですから、もしそうでなくなつたときに、これは法律をまた改正しなくちゃいけないという話になるわけです、そこに特定の国の名前を入れるということは。

ですから、まず、こういうところから見てしても、ちょっとこつけいな感じが私は否めない、これでは諸外国から笑い物になつてしまふのではなく、いうふうにまず申し上げておきたいと思います。

次に、見えざる敵との戦いという意味でちょっと質問をさせていただきたいと思います。

今から二十五年前、昭和二十二年、官房長官のお父様、福田内閣のときに有事法制研究が始まられ、それ以来、四半世紀にわたつて有事法制の整備が怠けられてきた。これは政府の怠慢そのものであります。しかしながら、まず今ここで考えなくてはいけないのは、原点に立ち返つて考えなくてはいけないのは、二十五年前と安全保障環境はがらりと変わつて、いわゆる戦車に代表されるような古い戦争観はもう通用しなくなつていい、そのときと今と、イメージがやはり違うのじゃないか。

そんな中につけて、官房長官伺いますけれども、危機管理というのは、やはり起つて頻度の高いところから対処をする、発生する可能性の高いところから対策を考えいくというのを私は常識だと思いますけれども、いかがお考えになります

も、危機管理というのは、やはり起つて頻度の高いところから対処をする、発生する可能性の高いところから対策を考えいくというのを私は常識だと思いますけれども、いかがお考えになります

でしょうか。

○福田国務大臣 今回の武力攻撃事態対処法は、独立国家として当然の、また最も重要な責任、責務をございまして、政府も、国及び国民の安全を確保するために、いかなる事態にも対応できる安全部門として、武力攻撃事態という国家及び国民の安全にとって最も緊急かつ重大な事態への対応を提案しているわけでございます。その取り組みの一環として、武力攻撃事態という国家及び国民の安全にとって最も緊急かつ重大な事態への対応を、國全体としての基本的な危機管理体制の整備を図るために、この対処法案三案を提出しているところでございます。

今おっしゃられましたよな、武力攻撃事態以外の緊急事態のことをおっしゃつておられるんだ

うと思ひますけれども、これに対する対処を迅

速かつ的確に実施するための必要な施策を講ずる

旨、この法案に規定をいたしております。

テロや不審船、そしてまた武力攻撃事態以外の緊急事態については、これまで、警察・海上保安

関係法、自衛隊法、災害対策基本法などによりま

して体制を整えてまいりましたけれども、今後ど

も、これを一層改善強化するための措置を講じて

まいりたいと考えております。

○樋高委員 リスクマネジメントというの、ブ

ライオリティーを考えるというのが大前提、基本

ではないかと思うのであります。

今回の有事法制で言いますいわゆる武力攻撃事

態以外、例えば国家テロ、ゲリラ、大規模灾害、

裏側から電話回線一本で、しかも、電話回線とい

うのは遡及していくのが物すごく難しいんだそ

うです、技術的に。しかも、全世界を張りめぐらさ

れて、いろいろなところを経由すると、その特定

の組織、国家もしくは個人でやつているのかも、

本当に特定するのが難しいということを伺つたこ

とがあるのでありますけれども、昨今では、コン

ピューターを若い中学生、高校生が大分研究な

さつて、大手企業のホストコンピューターに平気

で侵入する、パスワードを何かこう、どういうふ

うに捜すのかわからないのですけれども、という

事件もあるぐらいであります。また、先般、外務

省のホームページ、日本の役所のホームページが

外国からアクセスされて、それで書きかえられた

としてもわからないのであります。なぜなん

ていう事件まで起つてているのは記憶に新しいことだと思うのであります。

こういつた電気通信回線を使つた犯罪は、国境を越えて物すごい勢いで起きておりますし、いわゆるサイバーウォーという言葉、電子戦争とでもいふんでしょうか、インターネットを使って、例えればビルごと、電気、水道、ガスを止めることができますね。また、例えれば大手銀行のホストシステムに入り込んで、例えれば大手銀行のホストシステムに入り込んで、それを麻痺させることによって経済を混乱に陥れるということも可能なのであります。

そういうこともよく考えた上で今回有事法制を考えなくちやいけないと、私はこのことに対しても、これまでつて白衛隊法及び海上保安庁法を改正して不審船や武装工作員等に対する武器使用権限の強化なども行つてきてるわけでございまして、こういう対処態勢を一層改善強化するために、この対処法の関連の法整備は二年と言つておりますけれども、これはもう隨時必要な措置を講じていこうというようになっており、また、法制も整備していこうということで、総合的に考えてまいりたいと思ってるところでございます。

○樋高委員 要するに、どうしてもよく納得できないのですけれども、これはもう随時必要な措置を講じていこうというようになっており、また、法制も整備していこうということで、総合的に考えてまいりたいと思ってるところでございます。

○樋高委員 要するに、どうしてもよく納得できないのですけれども、一番求められているもの、講じていこうというようになっており、また、法制も整備していこうということで、総合的に考えてまいりたいと思ってるところでございます。

○樋高委員 要するに、どうしてもよく納得できないのですけれども、一番心配なことに対する国会が法律を整備するのが私は物事の順番であると

いうふうに思つてますけれども、次に進みたいと思います。

○樋高委員 総務大臣伺います。

昨日ではインターネットが普及して、私が今回、考えますのは、やはりサイバー・テロ、地獄の裏側から電話回線一本で、しかも、電話回線とい

うのは遡及していくのが物すごく難しいんだそ

うです、技術的に。しかも、全世界を張りめぐらさ

れて、いろいろなところを経由すると、その特定の組織、国家もしくは個人でやつているのかも、本当に特定するのが難しいということを伺つたこ

とがあるのでありますけれども、昨今では、コン

ピューターを若い中学生、高校生が大分研究な

さつて、大手企業のホストコンピューターに平気

で侵入する、パスワードを何かこう、どういうふ

うに捜すのかわからないのですけれども、という

件もあるぐらいであります。また、先般、外務省のホームページ、日本の役所のホームページが

外国からアクセスされて、それで書きかえられた

としてもわからないのであります。なぜなん

ていう意味で、我々も、このセキュリティー

対策、サイバー・テロ対策というものを大変重要なことを考えておりまして、今、内閣の中にセキュリティー

対策推進室というのができまして、内閣、警察

府、私どもの総務省あるいは経済産業省が集まるとして、もう既に不正アクセス防止法というはあるんですよ。しかし、これが、今委員言われましたように、相手がなかなかわからぬ、特定できないんですね、どこからでも入ってくるわけですから。

だから、こういうことを含めての技術開発、人材育成、あるいは電気通信事業者にしつかりやつてもらう、危機管理計画をつくってもらつて、あるいはウイルス対策をやつてもらう、あるいはファイアーウォールをコンピューターの利用者につくつともらうような総合的な対策を今までおこなつて、今後、法制的な措置を含めて十分な対応をしてまいりたい。こっちの方はこっちの方でやる、サイバーテロの方はサイバーテロの方でやらせていただく、こういうことでござります。

○樋高委員 しっかりとお願いをしたいと思いますけれども、サイバーウォーというのは電話回線一本ですから、相手が一人であることもあるんですけど、一人で国家の機能を麻痺させるということも現実にあり得るわけですから、今回の有事法制の法案とは関係なく、そちらの方、しつかりと対策を打つていただきたいというふうに思いました。

やはり見えざる敵、いわゆる直接の武力攻撃以外については、国家テロ、例えば原発事故なんかもそうであります。原発事故というと、すぐ外から攻撃をしかけているという感じではなくて、電話回線で中のコンピューターを麻痺させるという可能性が高いんだそうです。また、エネルギーことで原発事故が想定され得る、そちらの方が可能であります。また、エネルギー危機、大規模自然災害、爆弾テロ、それらやはり蓋然性が高いものを後回しにするというのが、どうしても私理解に苦しむのであります。

昨日の議論も聞いておりまして、まずスタンダードな部分から整備するんだということありますけれども、それをもし、この古い対策をスタンダードとするのであれば、その発想自体が本当に古いんではないかというふうに思うわけであり

ます。また、ミサイルや生物・化学・細菌兵器など、いわゆる国際法で認められていない事態もあるんですよ。しかし、これが、今委員言われましたように、相手がなかなかわからぬ、特定できないんですね、どこからでも入ってくるわけですか。

そんな中でありますて、官房長官にお伺いしますが、いわゆる有事ということに対する言葉の定義、どのようにお考えでしょうか。

○福田国務大臣 国及び国民の安全を脅かすさまざまな事態に対する対処は、独立国家として当然の最も重要な責務でございまして、政府としては、いかなる事態にも対応できる安全な国づくりを進めていくことといたしております。これは先ほども申し上げましたけれども。

この法案におきまして、武力攻撃事態への対処は、自衛隊による武力攻撃の排除を含め、「国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。」ということにしております。

○樋高委員 して、また、武力攻撃事態以外の緊急事態への対処を迅速かつ的確に実施するための必要な施策を講ずる旨も規定いたしております。

こういう自衛隊の活動も、こういう政府としての幅広い取り組みの一環として考えるところでございまして、こういう緊急の事態を、これを有事の事態であるというように考えておるところでございます。

○樋高委員 有事というのは、いわゆる国家の緊急事態、非常事態ということではないかと思うのでありますけれども、議論を私もずっと追いかけております中で感じたのは、いわゆる今回、内閣が責任を持って、強い決意のもとで国家国民を守っておりますが、有事の際の最も重要なファクターといいます。私は、情報があるというふうに思いますが、私は、情報収集、分析の体制の確立抜きにしてありますけれども、この政府案では、武力攻撃事態の場合、いわゆる対処基本方針をつくって、閣議決定を経て、武力攻撃事態対策本部を設置して、そしてその後また国会に承認をとつて

例えばミサイルが飛んでくるような事態が仮に起つたときに、こうした手続の間に、すぐに対応できないのではないか。ミサイルが落ちてからどうするのか考えるのが対策本部になつちやうんさまざま非常事態、先ほどのサイバーテロ、

国家テロ、大規模災害、すべてが同列の非常事態であるという認識をまず持つて、それらをすべて、非常事態、起こり得る事態をすべてテープルの上にのせて、それで安全保障の全体像をみんなで明らかにして、そしてオープンな議論をしていく

ます。そしてその本質は何なのか、全体の安全保障はどうなのか、その中で自衛隊はどういうふうに動くべきなのかという考え方方に立つて議論をしていく

のが順序だと思うんですけれども、今回、何を慌てていらっしゃるのかわかりませんが、自衛隊の行動だけを先に考えようとするから話がおかしくなっちゃうというふうに私は思うわけであります。

まず土台そのものから、安全保障はいかにあります。そこで、お伺いをいたしますけれども、今申し上げたような政府案で、国家の危機に迅速に対応

することができる本気で考えていらっしゃるのか、その理由も含めまして、わかりやすく説明いただきたいと思います。

○福田国務大臣 迅速に対応できると本気に考えております。

武力攻撃事態への対処には、国として総合的な意思決定と各種の措置の実施を的確かつ迅速に行なうことが重要でござります。このため、今回提出しました法案におきましては、安全保障会議の機能を強化しました。そしてまた、対策本部長での方針の迅速な策定とともに、対策本部長であります内閣総理大臣に総合調整権を付与するということなどによりまして、対処措置の的確かつ迅速な実施を図ることができるようになります。

○樋高委員 次に、情報収集について申し上げたと思います。

これは防衛庁長官にお伺いしたいと思うのですが、有事の際の最も重要なファクターといいます。私は、情報の収集、分析の体制の確立抜きにしてありますけれども、この政府案では、武力攻撃事態の場合、いわゆる対処基本方針をつくって、閣議決定を経て、武力攻撃事態対策本部を設置して、そしてその後また国会に承認をとつて

例えばミサイルが飛んでくるような事態が仮に起つたときに、こうした手続の間に、すぐに対応できないのではないか。ミサイルが落ちてからどうするのか考えるのが対策本部になつちやうんさまざま非常事態、先ほどのサイバーテロ、任せたよというふうに言えるかどうか、やはりこの部分が私一番重要なことではないか。信頼される体制づくりこそ私は大切なではないかといふふうに考えるわけであります。

本理念の中には、武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならないことが定められています。云々と書いてありますけれども、これは当たり前のことでありますて、そのためにはやはり適切な情報収集、分析が必要不可欠である。

しかし、政府の情報収集に関する法的根拠といふのを調べましたところ、自衛隊については防衛府設置法の所掌事務に関する規定によつてしまつてあるというだけでありまして、極めて希薄なものであるというふうに思われるのです。

政府は、どのように積極的な情報収集・分析体制を確立していくのか、そして有事に必要な情報収集に関する法制についてどのようにお考えあります。

○中谷国務大臣 防衛厅に限つての情報収集の体制でございますけれども、常に我が国周辺地域におきましての警戒監視活動等を通じまして必要な情報を収集いたしておりますし、在外の大使館やまた駐在武官等、外務省を通じましてその情報をいただております。

また、総理官邸には情報集約センターがございまして、内閣情報調査室その他の関係省庁との情報交換や、また書類、資料等の収集、整理、それぞれの外国の商業の衛星画像、こういうものによるデータを解析いたしておりますし、電波情報並びに外国の国防機関等との情報交換等を行いまして、非常に幅広い面で情報を収集いたしております。

防衛厅の中には情報本部というものがございまして、入手した情報を分析し、また活用できるよう体制づくりに努めているのが組織の状況でございます。

○樋高委員 今の中谷国務大臣の答弁を踏まえた上で官房長官にお伺いしますけれども、有事の際の情報というのは、黙つていても入ってくるものではない。むしろ、とりにいかなくちやいけない。しかもそれは、その情報に基づいて戦略とか対処方法を分析できるだけのインテリジェンスでなくてはいけないというふうに思うのであります。また、先ほど来申し上げましたとおり、私、そもそも親米の立場であり、日米安保同盟堅持、向上を目指す立場であります。が、やはり日本独自に情報を収集することが欠かせない。米国だけの情

報で判断をする、そこまで頼らざるをえてしまう米軍の立場に立つてみても、そこまで頼らざるをえてしまう。その情報によって国家存亡の判断をすることも想定し得る、可能性としてないわけではないということであります。

官房長官に伺いますけれども、やはり情報の分野でも、先ほども申し上げましたけれども、自立をして、もしくは自立しようという努力の上に立つてチェック・アンド・バランスを行う、これが有事法制にとって不可欠であるというふうに考

えますけれども、いかがお考えになりますか。

○福田国務大臣 最後におっしゃった、有事法制にとつて情報は欠かせない、これはまさにそのとおりだと思います。そのため、この有事法制とともに、いうことでなくて、もう既にそのような体制を整えるべくいろいろな工夫をし、また努力もしてきたところですけれども、今後とも

その方向でさらにそれを改善すべく努力をしてまいりたいと思います。

一つ例を挙げますれば、我が國も十五年の冬には、ということは一年後ですかね、一年以内です

かね、情報衛星を独自に打ち上げる、こういう今準備もしておるところでございますので、そのようなこと、手段によって我が国独自の情報を入手するという道も開きつつあるところであります。

○樋高委員 しっかりと取り組んでいただきたいと強く要望いたします。

次に、国民の権利の制限についてお伺いをいた

します。

今回の有事法制の中で、私権を制限する根拠はどこにあるとお考えか、また、どこまで制限されるのか、具体的に官房長官にお伺いいたしたいと

思います。

○福田国務大臣 この法案では、基本理念として、「日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる場合は、その制限は武力攻撃事態に対処するため必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適正正

な手続の下に行われなければならない。」と明記

しております。この基本理念は、日本国憲法における基本的人権についての考え方を規定したものでございます。

また、こうした権利の制限は、国及び国民の安全を保つという高度の公共の福祉のため、合理的な範囲と判断される限りにおいては、「国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

という憲法第十三条などの趣旨に沿つたものと理解をされております。

官房長官、きのうの総理の発言、取り消すべきだと思いませんけれども、いかがお考えになりますか。

○福田国務大臣 は、個別の法制整備におきまして、この今申しました基本理念にのつとり、制限される権利の内容、性質、制限の程度などと、権利を制限するこ

とにとつて達成しようとする公益の内容、程度、緊急性などを総合的に勘案してその必要性を検討

するということを考えております。したがつて、制限される権利やその内容については、武力攻撃事態対処法案の枠組みのもと、今後整備する法制において個別具体的に規定することとなつております。

○樋高委員 官房長官、その具体的な中身を伺いたいんです。要するに、どこまで制限をされるかということを。今、不安なんです。やはりこれをはつきりさせないと理解は得られないんですよ。

ところで、この公共の福祉という言葉、ありました。きのう、自由党の藤井幹事長、議論ありましたがけれども、私、この中で総理は失言をしたと

いうふうに思つてあります。

公共の福祉という言葉、いわゆる私権の制限に關して藤井幹事長からのお尋ねに対し、言葉といふのは幅があつていいじゃないかと、聞き直つた話であります。言葉といふのは、物事をある意味で限定するためにあるわけがありますけれども、いわゆるこの抽象的な言い回しもあつてもいいじゃないかと。私権の制限についてお尋ねをしているにもかかわらず、幅があつてもいいのではないかというのには、私は失言そのものではな

いかと。

憲法とか法律に対するいわゆるリーガルマインド、法を治める立場なんでありますから、そういう認識が余りにもちょっとといいかげんなんではないでしょうか。いわゆる民主主義の根幹を理解しているというふうには到底思えないというふうに思つてあります。総理みずからそういうことをおっしゃつてしまふから、国民も不安を感じます

であります。

官房長官、きのうの総理の発言、取り消すべきだと思いませんけれども、いかがお考えになりますか。

○福田国務大臣 は、個別の法制整備においては、基本理念とし

て、今申し上げましたとおりでござりますけれども、この制限は武力攻撃事態に対処するために必要な最小限のものである、かつ、公正かつ適正な手続のもとに行われるということをごぞいます。

私権の制限を伴う対処措置につきましては、個別の法制整備において、この基本理念にのつとつて、制限される権利の内容、性質、制限の程度等、権利を制限することによって達成しようとする公益の内容、程度、緊急性、これも今申ししておきますけれども、総合的に勘案をしてその必要性を検討すべきであり、私権の制限のあり方について一概に述べるということは、これは困難といふか難しいんですね、具体的に述べることは。

公共の福祉にかかる総理の答弁は、このような考え方について述べたものであると理解いたしております。

○樋高委員 具体的に述べることは困難では、国民の理解は私は得られないと思うんです。本当にこれが幅広く国民の皆様方の理解を得て、信頼を得て、じゃ、政府に任せた、自分たちの生命、財産、自由、人権、文化、任せたというためには、どこまで制限されて、どういうケースではどうな

のだとということをきちんと提示しないと、これ以上前に進むことはできないと思うんですよ。

やはり公共の福祉という憲法の中からだけ読み取るというのは無理がある。やはり一定の、もち

ろん、私権の制限をするというのは、私は、ある意味ではやむを得ない部分も当然あると思います。その部分は理解しているつもりなんですが、しかしながら、それが、事前にどこまで制限するんだよということがはつきりとイメージとして頭の中に浮かばない。抽象的なことばかりずっと並んで、やはりわからないんですよ。今お話をずっと伺いましたけれども、さっぱり、聞けば聞くほどわからなくなってしまうのであります。

だからこそ、やはりそこには、基本法なり新しくきちっと規定をして明確にするということが必要であると思いますけれども、官房長官、いかがお考えになりますか。

○福田国務大臣 この、より具体的なことにつきましては、基本理念にのつとつて、制限される権利の内容、性質、制限の程度など、権利を制限することによって達成しようとする公益の内容、程度、緊急性などを総合的に勘案してその必要性を検討するということで、より具体的に申し上げるということは難しい。

ただ、この問題については、なかなか具体的に申し上げることは難しいんじやないかと思いますよ。今決めましても、この法制を実際に活用するというような事態が十年後かもしれない、二十年後かもしれない。そういうときの日本の社会の状況はどうなっているか。いろいろなことを考えながら対応しなければいけないということも含めまして、このことについての規定は非常に難しい規定であるというふうに考えております。

○樋高委員 官房長官、十年後か二十年後かと言っていますけれども、法律案、これ、もし成立したら、「公布の日から施行」となっているんですね。ですから、もしかしたら、もうことじゅうに適用があるかもしれないんですよ。ワールドカップサッカーもありますよ。

総合的に勘案しなくて、意味わかりますか、皆

さん。要するに、それだったらば、じゃ、少しでも想定し得るケースをきちっと具体的に提示するのが国会の役割であると私は思うのであります。そもそも、有事の際に、やはり私権の制限に関する歯どめの考え方をきちっと提示するということがなくては、繰り返しになりますけれども、国民の理解は得られない。

○必要最小限度といふ言葉がありますけれども、これも極めてまた抽象的であります。どの程度が必要最小限度なのか、これはもつと、ケースによつて幾らでも解釈できちゃうわけでありまして、このいわゆる私権の制限について、どのように場合にどこまで制限するのかということをぜひとも明確にしていただきたい。そうしないと、職権の乱用、今いらつしやる方々は絶対そういうことはないとは思いますが、いろいろな方々がいらっしゃるわけですから、また、国民を無用に混乱に陥れてしまうこともあり得るわけありますから、人間のやることですから、しっかりと考へていただきたいと思います。

○私、質問通告しておりませんけれども、この法律案、よく、きのうの夜も、夜中もちょっと眺めてみたんですけども、例えば総理大臣の立場といふのは、これはさまざまなか役割を担うんですね、この法律案だと。いわゆる対策本部の本部長、行政府の長、閣議の長、安全保障会議の議長、自衛隊の最高指揮官、そしてその身分、役割を一人で演ずる。それが相互にどのように機能するのかというところは全然説明されていないというところを私思つたのであります。

また、別のある視点なんだけれども、この実態として、いわゆる自衛隊は国防に専念をする、そして国民の生命財産の保護は、結局、県知事さん、都道府県知事さんによだねているということが私に思つたのであります。

○樋高委員 も、いわゆる国家が国家防衛、知事が市民防衛を

担当という制度とも読み取れるのではありますが、そうしたときに、やはり知事さんにもそれなりの権限を与えては守り切れないのではないかといふいう問題点も私は御指摘を申し上げたいと思います。

○そして、きのう、総理の質疑の中でおっしゃつておりましたけれども、総理は不備があつたら指摘してくれといふことを堂々とおっしゃいましたけれども、まことに失礼な話だと思います。そもそも、気持ちとしておっしゃったのかもしれませんけれども、二十五年間温めてきて、国会に上程をして、その法律案は国民の生命と財産を守るという法律案なわけですから、不備なんかないんだと総理は言い切るのが私は当たり前の姿だというふうに思ひます。

○また、本当に話は尽きないのでありますけれども、湾岸戦争のときは派兵できませんでした。十年たつて、解釈を積み上げ、積み上げ、積み上げてきた。そして、昨年の秋、派遣できたわけでもありますけれども、解釈の積み上げによって、なぜこうも百八十度変わり得るのか。国民から見て、全然意味がわからない。十年前にできなかつたことがなぜできたのかということ、疑問あります。

○また、安全保障法制に関しましては、何があるたびに法律をつくったり変えたりしてきた経過があります。周辺事態法、またそのオーバーラップする部分はどこなのかなこと、これも一つの議論だと思いますけれども、またテロ特措法、そ

○樋高委員 よくちょっとわからなかつたんですが、いわゆる民間の放送局も、この有事法制、関係あるということのようであります。国民の生命財産を守るということでは有事法制の整備は必要でありますけれども、政府案のこの内容では、不備が多い上、根本から発想が間違つて、一步前進論などとんでもない、何歩も後退である、

○木島委員 次に、木島日出夫君。有事関連三法、とりわけその中心である武力攻撃事態法案についてお聞きをいたします。法案の提出者であります、所管大臣であります官房長官にお聞きをいたしました。

○木島委員 日本共産党的木島日出夫です。有事関連三法、とりわけその中心である武力攻撃事態法案についてお聞きをいたします。法案の提出者であります、所管大臣であります官房長官

武力攻撃という言葉の定義であります。二条一号に書かれております。「我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。」と書かれているだけであります。恐らく我が国法上初めての武力攻撃の定義だと思うんです。

そこで、端的にお聞きします。ここで言つていい

る「我が国」というのは何でしょうか。

○福田国務大臣 「我が国」というのは、日本国のことであります。

○木島委員 我が国の領域内にある国民、そして領域——領土、領空、領海、これが「我が国」の概念の一つであることは、それは私もわかるんであります。

お聞きしたいのは、我が国の領域の外にある我が国の軍用機や軍艦、船舶や航空機、これらもこの法案第一条第一号の武力攻撃の概念である「我が国」に含むんでしょうか。そういう意味であります。

○福田国務大臣 我が国の領域内において行われた場合に限らず、例えば、公海上の我が国の船舶等に対する攻撃が、状況によって、我が国に対する組織的、計画的な武力の行使に当たるという場合も、これも排除されないと考えております。

○木島委員 お認めになりました。これは重大な問題を含む問題だと思うんです。

今、公海上にある艦船と述べましたが、他国の領域内にある我が国の艦船、航空機、軍民両方あります、とりわけ軍用機や軍艦、これもこの概念の「我が国」の中には入るんですけど。

○福田国務大臣 それは入りません、基本的には。

我が国の領海外、公海でないところですね、ほかの国という意味ですね。我が国でない国の領域ということでしょう。基本的には入りません。

○木島委員 定義といふのは非常に大事なんですね。この法律によつて、我が国の武装部隊である軍がどう動くか、どういう場合に動くか、あるいは、その結果、我が国の財産等の私権がどう制限されるか、それが定義によつて決まるか

ら、非常に大事だということで、厳密にお聞きし

たいんです。

公海上にある軍艦は入るが、相手国領域内にあらうしてそういう解釈になるんですか。この法律からどうしてそういう解釈が出てくるんですか。この法律か

○中谷国務大臣 相手国の、領域国の領土、領海におきましては、相手国の管轄下にあるからでござります。

○木島委員 それじゃ、次に聞きます。

外国の領土内にある我が国の在外公館、大使館、領事館、公使館、こういうものは、この法律による「我が国」の中には含まれるんでしょうか。官房長官。

○福田国務大臣 他国にある大使館等公館が攻撃をされたというとき、それは一般的には該当しないと考へております。

○木島委員 そうすると、例外的には該当するどきもある、要するに例外的には在外公館に対する外部からの武力攻撃も本法の対象になるときもあるという答弁ですが、じゃ、例外というのはどういうときなんですか。

○福田国務大臣 それは、諸般の状況から考へて我が国に対する武力攻撃というように認定されるような状況においては、それは該当するのではないかということがありますけれども、通常においては、外國にある我が国公館については、その国に治安の維持とかそういうことは依存しているわざでござりますから、通常においては起こらないのではないかと思つております。

○木島委員 諸般の状況によつては在外公館もこの法律に含む、こんな答弁で

○木島委員 それが、どういう状況でそういう事態が起るかということが一つ問題だと思つてますけれども、そもそも、我が国の例え

たったときに、我が軍が動けるのか動けないのか

というとにかくかつきまして、自衛権を発揮するわけ

でございます。

○木島委員 領域内にあつたのは、じゃ排除され

るんですね。

少なくとも、相手国領域内、領空、領海、領土、あるでしよう、相手国。その相手国の領域

内で活動する我が国の軍隊、それはPKOのとき

もあるでしょう、周辺事態もあるでしょう、テロ

特措法のときもあるでしょう。それはこの法律の適用から外れるんだとはつまり答弁できるんです

か。それを聞いているんです。非常に大事なんですね。

題です。

○福田国務大臣 過去における答弁のことで申し上げますと、外国において日本人の生命、身体、財産または日本政府の機関が危険に瀕していると

いう場合に、特に第一要件である我が国に対する急迫不正の侵害があることという条件を満たすの

であろうかということを考へますと、これも断定的な答えをすることはできない場合ではあるうか

と思いますけれども一般的には直ちにこれらの要件に該当するとは考えられない、こういう答弁をしているわけでございます。

○木島委員 そんなあいまいなことで、この法律が適用される場合とされない場合が区分けされると

なんというのは、私は法律として全くまともなものが適用されることはできない場合ではあるうか

と思いますけれども一般的には直ちにこれらの要件に該当するとは考えられない場合が区分けされると

か。官房長官。

○福田国務大臣 他国にある大使館等公館が攻撃をされたというとき、それは一般的には該当しないと考へております。

○木島委員 そうすると、例外的には該当するどきもある、要するに例外的には在外公館に対する外部からの武力攻撃も本法の対象になるときもあるという答弁ですが、じゃ、例外というのはどういうときなんですか。

○福田国務大臣 それは、諸般の状況から考へて我が国に対する武力攻撃というように認定されるような状況においては、それは該当するのではないかということがありますけれども、通常においては、外國にある我が国公館については、その国に治安の維持とかそういうことは依存しているわざでござりますから、通常においては起こらないのではないかと思つております。

○木島委員 このテロ特措法、周辺事態法、またPKO協力法で、公海上で、また相手の政府の同意を得て相手国の領域内で活動する我が国の自衛隊、これに

対して外部から武力攻撃があつたときには、そう

するどうなるんでしょうか。公海上で活動する

自衛隊が我が国領域外に出動して活動する法制が

三つでき上がつてゐるわけであります。

具体的にお聞きしましょう。

このテロ特措法、周辺事態法、またPKO協力

法で、公海上で、また相手の政府の同意を得て相

手の船舶等に武力攻撃があつた際には、それが自衛

権に該当するかどうか、組織的、計画的なもので

あるかどうか、いわゆる自衛権発動の三要件に合

うかどうかにつきまして、自衛権を發揮するわけ

でございます。

○木島委員 領域内にあつたのは、じゃ排除され

るんですね。

少なくとも、相手国領域内、領空、領海、領土、あるでしよう、相手国。その相手国の領域

内で活動する我が国の軍隊、それはPKOのとき

もあるでしょう、周辺事態もあるでしょう、テロ

特措法のときもあるでしょう。それはこの法律の適用から外れるんだとはつまり答弁できるんです

か。それを聞いているんです。非常に大事なんですね。

また、先ほどの在外公館のことについていえば、この法律でもって決めているのは、我が国が武力攻撃を受ける、そういう事態で考えられた対応措置でございまして、その我が国がほかの国にあらうしてそういう解釈になるんですか。この法律からどうしてそういう解釈が出てくるんですか。この法律か

うしてそういう解釈になるんですか。この法律が

公海上にある軍艦は入らない。航空機も同じだ。それは、ど

うしてそういう解釈になるんですか。この法律が

す。根幹にかかる問題だと思いますよ。

○中谷国務大臣 相手国の領域内におきましては、第一義的に領域國の責任でございますが、そういう不測の事態等につきましては、正当防衛、緊急避難といったしまして、九十五条の武器防護を適用するというふうにテロ対策特措法でも定めています。

○木島委員 それは承知していますよ。そんなことを聞いているんじゃないんですよ。この法律第二条の武力攻撃の概念に入るのかと聞いているんです。今のは、入らないと明言するということですか。入らないから、正当防衛とか緊急避難とかそういう武器使用なんという概念で、攻撃に対しでは立ち向かう、そういう答弁ですか。そう聞いていいんですか。——分けて聞いているんです。

定義ですよ、定義。定義を聞いているんです。これ、定義を聞くということを通告しているので、時間をとめてください。答弁できまへんなら。○福田国務大臣 それは、相手国の領域の中にあります。通常はそういうことは、相手国領域の中で起こり得る、その場合には、相手国がそれを守るということが通常では起こるのではないかと思つております。

○木島委員 ですから、通常、相手国がまず第一義的に守る義務があるんだとか、そういう話を聞いているんじゃないんですよ。そういう前提抜きにして、そういう相手国、他国領域内にあって、三法、PKO協力法や周辺事態法やテロ特措法で動いてる我が國の軍隊に対する組織的、計画的な武力攻撃がなされたときに、この定義にのるのかと聞いているんです。はつきり答えてくださいよ。これは本当に大事なところなんですよ。

○福田国務大臣 繰り返しになりますけれども、我が国に対する計画的、組織的な攻撃だというよううに認定されるかどうかというところが問題だと思います。

○木島委員 そうすると、認定されるような状況があればこの法律が動く、適用になる、そう聞い

ていいんですね。

○福田国務大臣 理屈で言えばそういうことになります。

○木島委員 外務大臣に一つだけ聞いておきま

す。本法案第十八条によりますと、政府は、国連憲章五十一條及び日米安保条約五条二項の規定に従つて、武力攻撃の排除に当たつて我が国が講じた措置について、直ちに国連安全保障理事会に報告しなければならないという条文があります。

これは恐らく、我が國の講じた措置が、政府

告しなければならないという概念で、攻撃に対し

ては立ち向かう、そういう答弁ですか。そう聞いていいんですか。——分けて聞いているんです。

定義ですよ、定義。定義を聞いているんです。

これ、定義を聞くということを通告しているの

で、時間をおいてください。答弁できませんなら。

○福田国務大臣 それは、相手国の領域の中

で起つて、それが組織的、計画的な攻撃を受ける

ことがあります。通常はそういうことは、相手国領域の中

で起つて、それが組織的、計画的な攻撃を受ける

つ挙げています。
もう時間の関係上七つ全部挙げませんが、例えば第一は、「一国の軍隊による他の國の領土に対する侵入または攻撃、あるいは、たとえ一時的であれそのような侵入、攻撃の結果生じた軍事的占領、または武力の行使による他の國の領土あるいは、その一部の併合。」こういう概念、七つ挙がつてあります。その概念の四番目に、「他の國の陸海空軍が、外務大臣が、国連憲章第五十一條の武力攻撃と、今私が聞いております本法案第二条第一号の武力攻撃といふ概念は、同じ概念だと聞いてよろしいんでしょ

うか。
○川口国務大臣 基本的には同じ概念だと存じます。

ですから、今、官房長官、政府も、事実上法律

解釈としてはお認めになつたと私は承りました

が、外務大臣が、国連憲章第五十一條の武力攻撃と

この法律第二条第一号の武力攻撃と同じ概念だと

いうことになれば、その最大の直接国連憲章五

十一條の定義ではありませんが、最もそれに影響

を与えているこの国連決議によりますと、他國領

域内にある外国の軍隊、軍用機に対して、艦船に

対して武力攻撃がされたときには該当するんだと

いうことになつていています。よろしいですか、それ

で。いいですか、それで、この法律の解釈と

してもそれでいいか。官房長官でも外務大臣で

も。

○福田国務大臣 国連憲章上、侵略行為の存在を

決定する権限が安保理にあることを前提としつつ、このような行為も含めて侵略行為を列挙した

ものでありますけれども、本決議は、あくまでも

安保理による侵略行為の認定のための指針として

いかなる行為が侵略行為に当たり得るかを述べた

ものであつて、いかなる行為が武力の行使に該當するか否かを論じたものではございません。

○木島委員 定義を聞いているんですよ。一番大

事なのは定義なんですよ。

答弁大体お認めになりましたから、では続い

て、第二条第一号についてお聞きをいたします。
本法律の第二条第一号は、武力攻撃事態の定義です。第二号によりますと、武力攻撃事態には三つある。今私がさんざん聞いた第一号の武力攻撃が発生した場合、二つ目には武力攻撃が発生した場合、三つ目には武力攻撃が発生した場合、これはわからん

二号もそうですが、その後の条文、ずっと私読んでみましたら、「外部からの武力攻撃」という、

ところが、非常にわからないのは、この第二条

二号で言う「武力攻撃のおそれのある場合を括弧して書き込まれています。そしてもう一つが

武力攻撃が予測されるに至つた事態、三つあるこ

とは、これは法律を読めばすぐわかります。

二号で言う「武力攻撃を排除するため」

置のイの(1)「武力攻撃を排除するため」に必要な

この法律二号は使っていますね、二つの種類に使っているんですが、その後の条文、ずっと私

読んでいるんですが、物すごくたくさん武力攻撃

という言葉が出てきます。

二号で言う「武力攻撃のおそれのある場合を

この法律二号の(1)「武力攻撃を排除」

自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その

他の行動」、措置の中心ですよ。それに「武力攻

撃を排除するため」

二号の生の「外部からの武力攻撃」だけをこ

の「武力攻撃を排除」の概念を使つていてるわ

けです。ですから、この武力攻撃という概念に、

二号の生の「外部からの武力攻撃」だけをこの

「武力攻撃を排除」の概念を使つていてるわ

けです。ですから、この武力攻撃という意味で

おそれまで含まれた概念の武力攻撃という意味で

この二号六号イの(1)の「武力攻撃を排除」という言葉を使つていてるのか、決定的に意味が違つてく

るんです。それはわからん

いんですか。

二号六号イの(1)の「武力攻撃を排除」という

言葉を使つていてるのか、決定的に意味が違つてく

るんです。それはわからん

いんですか。

じ意味である、こういうことでございます。

○木島委員 そうすると、この法律の中で、武力攻撃という概念の中に、武力攻撃のおそれのある場合を含むという意味で武力攻撃という言葉を使っているのは、第二条一号の武力攻撃事態、それは要するに、武力攻撃事態という概念のときだけだと切つていいですね。

そうすると、対処措置についてお聞きをいたしました。

法案の第二条の六号に「対処措置」とあります。「第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。」今度は二つ、イと口がありまして、イが「武力攻撃事態を終結させるために実施する次に掲げる措置」として、これは三つ述べております。

(1)が、今私が指摘をした、「武力攻撃を排除するためには必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動」です。

お聞きをいたしますが、この日本語ですが、「武力攻撃を排除するために必要な」という形容句は、「自衛隊が実施する武力の行使」という言葉だけにかかる言葉なんでしょうか、それとも、その下の「部隊等の展開」「その他の行動」、これらの措置にも「武力攻撃を排除するために必要な」という形容句はかかるといふんでしょうか。意味が違つてくる。

○福田国務大臣 これは全部にかかります。「自衛隊が実施する武力の行使」と「部隊等の展開その他の行動」、これにかかるとあります。

○木島委員 六号イの(1)の全部にかかるといふ答弁でした。全部というのは、「武力の行使」と「部隊等の展開」と「その他の行動」です。要するに、「武力攻撃を排除するために必要な」という形容句は、おそれは含まないといふ答弁ですね。

そうすると、この対処措置のイの(1)は、武力攻撃事態には三つある、武力攻撃が発生した場合、

武力攻撃のおそれが発生した場合、武力攻撃の予測がされるに至った事態、三つあるが、そのうち

の武力攻撃のおそれの場合も、予測の場合も、この対処措置のイの(1)は排除される、こう聞いてよろしいんですか。——ちょっとととめてくださいもの。

○福田国務大臣 これは、武力攻撃のおそれのあらざるときも含みます。ということは、武力の行使の準備段階も入つていて、そういう意味でございます。

○木島委員 そうすると、さつきの答弁は、六号イの(1)の「武力攻撃を排除するために」、つまり「武力攻撃を排除」にはおそれは入つてないんだ、こうおつしやつたじゃないですか。それとどう整合性のある答弁できるんですか。(発言する者あり)

ちょっと時計をとめてください。だつて、こんな基礎的な質問だもの。非常に大事なことですね。ちょっとこれ、とめないとダメですよ。こんなのは、私は質問すると通告しているんだから。ころが答弁できなかつたら、こんな大事な法律で審議できないよ。ちょっとととめてくださいよ。こんな基本的なことだもの。

○瓦委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○瓦委員長 速記を起こしてください。
木島日出夫君。

○木島委員 実は、昨日の質疑で、我が党の志位和夫委員もこの件を質問したんです。そうしたら、明確に答弁では、この六号イの(1)の「武力攻撃を排除するために必要な」自衛隊が実施する武力の行使」のこの「武力攻撃を排除するために」

という場合は、武力攻撃のおそれの場合も、武力攻撃の予測の場合も入らないという答弁を、総理以下、しているんですよ。先ほどもそういう答弁を

だつたんです。しかし、それで私が聞いたら、

「武力の行使」「部隊等の展開」「その他の行動」、全部にこの修飾語がかかるという答弁をして、くるんですよ。委員長、ちょっと、時間もつたないからとめてください。もう法律の基本です

葉、いろいろな形で使つています。武力攻撃の発生という言葉とか、武力攻撃を回避するとか、いろいろな概念を、狭い意味の武力攻撃なのか、おそれを持む概念なのか、使い分けしないで、両方使つているんですよ。だから、非常に大事なこと

なんです。それによって、全然この法律は変わつてしまふんです。どういう措置ができるのか、要するに、自衛隊がどういう場合に動けるのか動けないのか、決定的に変わつてしまふの

で、キーワードなんですよ。根本概念について、当然答弁できなければいかぬはずの質問を私はしているにもかかわらず、私は、こんな問題まで答弁がすぐできかないということを示しているのじゃないかと思います。

○中谷国務大臣 昨日の審議におきまして説明いた内容でござりますけれども、この法律の組み立てが、最初総則で、この一条につきましては定義を言つております。この定義の中で、イにつきましては、対処措置として実施する措置を列挙したものであつて、列挙した各措置は、それぞれの権限法に従つて実施されるわけでございます。

この列挙した武力の行使というものを権限において実施するのは、自衛隊法の八十八条に武力行使の規定がございまして、その武力行使の規定に基づいて行つわけでございますし、また、武力の行使といふものは、武力の攻撃を行つた後でない限りの「部隊等の展開その他の行動」これにたしますけれども、六号イの(1)ですね。この武力攻勢におそれは含まれておません、この武力攻撃には、「武力攻撃を排除するために必要な」この最後の「部隊等の展開その他の行動」これに

たしますけれども、六号イの(1)でございます。この武力攻撃には、「武力攻撃を排除するために必要な」ことはできません。

○福田国務大臣 先ほどの質問に対してお答えいたしましたけれども、六号イの(1)ですね。この武力攻撃には、「武力攻撃を排除するために必要な」ことは含まれておません。

○木島委員 だから、そういうと、さつきの最初

わけでございます。

したがいまして、こちらに書かれているのは、対処措置として実施する措置を列挙したことあります。それでさらには、その権限につきましては自衛隊法に明記されておりまして、武力攻撃をする以前に武力の行使をするということはあり得ないわけでございます。

○木島委員 そんなことは私、きのう聞いているんですよ。さんざん答弁は。自衛隊法八十八条规定が書いています。そして、自衛隊法八十八条规定では武力行使の三要件を書いているんだということも、きのう答弁を私は聞いています。

そんなことを前提にして、ただきのう、武力攻撃を排除するためには必要な自衛隊が実施する武力行使の、その武力攻撃の排除の中にはおそれは入らないという答弁をしたから、政府の方は。きょう、今の私の質問を聞いたら、その修飾句は「武力の行使」だけじゃなくて、「部隊等の展開」や「その他の行動」まで全部かかっているんだと、

その形容句が。というんだつたら、おそれの場合や予測の場合は、全然この対処措置としてのイの(1)、自衛隊の動きですよ、これは。これができないんですねという質問をしたら、おかしくなつたわけでしょう。だから、まともな答弁になつていません。

○瓦委員長 官房長官の方で整理をちょっとして、それではやつてください。

○福田国務大臣 先ほどの質問に対してもお答えいたしましたけれども、六号イの(1)ですね。この武力攻撃には、「武力攻撃を排除するために必要な」ことは含まれておません、この武力攻撃には、「武力攻撃を排除するために必要な」ことは含まれておりません。

○木島委員 だから、そうなると、さつきの最初

の官房長官の答弁はおかしくなつてくるんですよ。「武力攻撃を排除するためには必要な」というこの修飾句が、部隊の展開やその他の行動までひつかつてゐるんだなんという答弁が出たんですよ。そうしたら、おそれの場合はこの条文は動かないんじゃないかと私は質問したんでですよ。それに対してまだ明確な答弁になつていません。

時間の関係がありますから、次に進みます。

「我が国に対する外部からの武力攻撃」という概念ですが、これは攻撃する主体は何ですか。国だけですか。それとも、大規模なテロ集団その他入るんですか。

○福田国務大臣 国または国に準ずるものによる組織的、計画的な武力、国に準ずるものによる規定になります。

○木島委員 準ずるものだけではわかりません。どんなものが入るんですか。これは非常に大事な部分ですよ。テロ攻撃に対してこの法律が動くのか動かないのかの分かれ道になるから、准ずるもしくは先ほど準ずるというふうに申しましたけれども、准するそういうような組織体というように考へるべきだと思います。

○木島委員 この法律というのは、日本の実力部隊である自衛隊が、どういう場合に動けるのか動けないのか、どういう動きができるのか、また、そのときに国民の権利、人権がどう制限されるのかがかかる法律なんですよ。ですから、どういう場合にこの法律が動き出すのか動きないのかは、まさに日本の国にとつても国民にとっても決定的なんですよ。

ですから、私は、概念は政府がかわつたら変わってしまうなんという答弁では、とてもじやないけれども、この法律を認めるわけにはいかぬでしよう。だれが考へても解釈が分かれないよう

な、まず明確な解釈が示されて、それで賛成だ反対ができるんじやないですか。今の答弁では、この武力攻撃、私は一つしか聞いていないです。

○定義、第一条の一号しか聞いていないですか。その一号だけてこんな程度でしょ。納得できないです。どの程度の規模の攻撃は、この法律は動くんでしょうか。

○福田国務大臣 国並びに国に準ずるもの、こういうように申し上げるしかありません。

○木島委員 そんなあいまいな定義づけでこの法律がつくられたら、政府の勝手な恣意的な解釈によつてどうにでもこの法律は動き出すということを指摘して、断じて認められないということを主張して終わります。

○今川委員 社会民主党・市民連合の今川正美です。

○瓦委員長 次に、今川正美君。

○木島委員 このたびの有事関連三法案に関しまして、これはいろいろな問題点がございますが、具体的な各論に入ります前に、何よりも一番大切なのは、いわゆるシビリアンコントロール、これが十分に機能され、發揮し得るのかどうかということが非常に大きな問題だろうと思うんです。

それで、まず最初にお伺いしておきたいんですけれども、問題は、もし日本に何らかの武力攻撃があったときに、自衛隊と米軍が共同してどう対処していくか、こういう組み立てになつてているわけがありますが、例えれば四年ほど前の防衛庁調達本部における汚職事件、忘れもしません。きょう午前中にも他の委員から、自衛隊の練習機をめぐる問題が厳しく指摘をされておりました。そうしたことが、では、今日きちんと正をされているのかどうか。あの事件があつてから、なつかつ現在に至るまで、言われるところの防衛省や自衛隊のOBの天下りは改善されたわけでもあります。

○中谷国務大臣 現在の基本計画に基づく自衛隊の期間は五月十九日までとされておりまして、二

十日以降いかに対応するかということにつきましては、現在部内において検討中でございまして、二隻を派遣するというような方針を固めた事実はございません。

○木島委員 それで、五月二十日以降いかにするかという検討でございますけれども、検討中の一般論として申し上げますが、今回の協力支援活動として、燃料等の補給活動を円滑に実施するためには、補給艦一隻が寄港地において燃料の調達を行つていたとしても、ほかの一隻が給油ポイントにおいて活動可能状態にあるように、補給艦は二隻派遣することが望ましいと考えております。

○今川委員 民主連合の今川正美です。

○木島委員 私も、せんだつて現地を見ましたけれども、艦艇が一隻では非常に多忙でもありますし、隊員

の人権問題も何度となく質疑を行つてきました。

○中谷国務大臣 まさに、いわゆるいじめやしごきの問題は何ら

具体的に改善はされておりません。

さてそこで、現在、インド洋やアラビア海方面に派遣をされている自衛隊の艦船は、護衛艦二隻、補給艦一隻の三隻であるはずであります。そこで、一部新聞報道によりますと、今月の下旬に

は、いわゆるこの三次隊と交代をするという記事がおりまして、さらに八月中には、いわゆる四次隊の派遣が計画をされており、外務省や防衛当局

はその際にイージス艦を含める可能性を探るという新聞報道がございます。

そうしますと、場合によつては、イージス艦を含めて都合五隻がインド洋、アラビア海方面に行動を展開するということが想定されるわけありますけれども、これまで都合六隻がいたのを、

今月のアフガン情勢の進捗状況を見ながら、先ほど申し上げたように三隻に縮小したはずなのに、今

のアフガン情勢とのかかわり合いにおいて、再び五隻態勢に持つていく具体的な、合理的な根拠があるのかどうか、これは防衛庁長官にお尋ねをしたいと思います。

○中谷国務大臣 現在の基本計画に基づく自衛隊の期間は五月十九日までとされておりまして、二

十日以降いかに対応するかということにつきましては、現在部内において検討中でございまして、二隻を派遣するというような方針を固めた事実はございません。

○木島委員 次に、きょうのこの委員会でも他の委員から質問がございました点についてさらに質問いたしたいと思うんですけれども、朝日新聞の

五月六日付の記事であります。いわゆる海上幕僚監部がイージス艦の派遣を工作していたんではな

いかという記事であります。先ほど中谷長官は防衛部長に実際確かめてみたとおっしゃいましたが、この記事によると、香田洋二防衛部長という

ことによろしいんですね。

○中谷国務大臣 その香田洋二防衛部長の話として、一部省略しますが、イージス艦は「多くの標的情報を同時処理し、情報図として書き出す能力が抜群でいい」と答えている。」というふうにこの新聞の取材に答えていたわけですね。

○木島委員 では、中谷長官、ここは、在日米海軍司令部に問い合わせておられる、特にこの防衛部長に、具体的に米側とどういう話をしたのかということに

関して先ほど具体的に触れておられませんが、その点はいかがでしようか、具体的に話をしてくれさい。

○中谷国務大臣 まず、事実関係でござりますけ

れども、その新聞に出た事実関係につきましては、在日米軍司令部にも、また、言われておりまつて、海幕の防衛部長本人にも確認をいたしまして、報道にあるように、アメリカの方で海上自衛隊のイージス艦やP-3Cをインド洋に派遣するようなことを言つてくれと、いうような要請をするような働きかけをしたことは一切ないということをございます。

そこで、御質問のありました、新聞に当人のコメントが出ていた件でござりますが、これは、四月の二十六日にその新聞社から、一般論として、協力支援活動に係るイージス艦の有用性について御指摘の報道に關係なく問われたことに関しまして、部内に問われれば、というようなコメントを出したものでございまして、そのような事実に基づいての発言ではございません。

この話した内容等につきましては、これにつきまして、細部につきましては日米関係の防衛に関する事でござりますので、この場につきましてはコメントは差し控えさせていただきます。

○今川委員 今、中谷長官がいみじくも最後におつしやったように、このインド洋派遣というのは、これは日米の合同演習ではなくて、アメリカが実際に行つている戦闘作戦行動を後方から支援するということで出かけていつておるわけですね。そうしますと、必ず肝心なところは、防衛秘密の名のもとに、私たちこの国会の場でも、ましてや国民は一切を知る由がないというふうになつてくるんじゃないですか。

関連しまして、これは実は同じ朝日新聞だったんですが、これもテロ対策特別委員会のときにつきまして、日質問いたしましたが、昨年の十一月三十日、いわゆる海上自衛隊の制服組のトップが在日米海軍司令部を訪れて、独自の支援五項目をわざわざ英訳をして、それを持っていて、米海軍にそういう支援ができるのかといつことを持ちかけた。米側の方はやんわりとこれは断つておるみたいでですね。その事実を、中谷長官、改めてこの場でお認めになりますか。

○中谷国務大臣 まず、テロ支援の考え方でござりますけれども、これは、米国や米軍に言われてやつてることではございませんで、やはり我が國としてみずからの意思として、このテロの起きたような情勢、脅威について国家として何ができるかという点について、やはり憲法に照らしてできる限りの支援を主体的に行つておるものでござります。

それから、昨年のことについてのお問い合わせでござりますけれども、この点につきましては、報道があったのは事実でござりますけれども、そのようなことの事実はなかつたということをございます。

○今川委員 実は、先ほどこの議場から、産経新聞も見てみろというやじが飛びましたが、産経新聞では一番詳しかつたんですね、「アラビア海からの報告」という囲み連載記事が随分載りました。それも含めまして、中谷長官、それからさよなうはここにお見えではありませんが、安倍官房副長官のところに、自宅もしくは大臣室にいわゆる制服組のトップクラスが押しかけて、イージス艦を出させてほしいとか、あるいは、やはり命令がある以上、派遣されれば武器の使用をもつと緩和してくれとか、いろいろな話をしているということが、各種報道があつてあります。

私が質問する趣旨は、例えば今、中谷長官がおつしやったように、在日米海軍司令部に中谷長官がいかがだろうかということでは問題はないと思います。ところが、制服組が中谷防衛廳長官や安倍官房副長官の頭越しにじかにそういうところに足を向けただけじゃなくて、こういう具体的な支援をやりたいんだが、いかがだろうかということでは問題はないと思います。ところが、制服組が中谷防衛廳長官の頭越しにじかにそういうところに足を向けただけじゃなくて、こういう具体的な支援をやりたいことは、暴走と言つていい過ぎかもしれないが、シビリアンコントロールの手前、そういう

ことがあつていいんだろうかということを今私はお聞きしているんです。そういう事実はあつたんでしょうか。どうでしょう。

○中谷国務大臣 安倍さんの件につきましては、今伺いまして、確認をしてみる必要がございますが、私としては、そのようなことはないというふうには思います。

しかし、こういった、政策決定を経ていないのも、なかなかわらず、そのような形で政策決定を促すような観点で行動するとすれば、シビリアンコントロールの上からはもとより、一般行政組織の運営のあり方としても妥当性を欠くものだということです。それも含めまして、中谷長官室もしくは自宅に制服組のトップの皆さん方がおいでになつて、いろいろなことを、こうやってほしい、ああやってほしいということを言つた事実があるのかどうかを確かめているんです。

○中谷国務大臣 制服のトップは私の補佐役でございまして、毎朝会議を行つております。話合いはいたしております。

○今川委員 それから、もう一点。これも一部報道によりますと、防衛庁が昨年の十一月中旬、石川島播磨重工業を初め民間の防衛産業に対して、例ええば艦船のメンテナンスであるとかあるいは航空機の修理であるとかということでお、インド洋方面にいわゆる民間の技術者、民間人を派遣できないかと、いうことを相談し、昨年の十一月末に横須賀市内で業者を集めて説明会を開かれたというふうに報道されておりますが、この点はいかがですか。

○中谷国務大臣 自衛隊の保有をする装備や艦船また航空機の修理は、基本的にはみずからで行つておりますけれども、能力を超える高度な修理などは、能力を有する民間企業に協議をして、合意を得た上で契約に基づいて依頼をいたしておりま

このテロ対策特措法に基づく自衛隊の協力支援活動の実施に当たつても、任務の遂行を円滑にするという観点も踏まえつつ、こうした通常のケースと同様に、あらかじめ関係企業に対して、自衛隊の保有する船舶、装備品、航空機の修理等を依頼する場合があり得るという通知は行つたのは事実でございます。

しかし、これまでのところ、具体的な修理の所要がないことから、民間企業に対する従業員の海外への具体的な派遣依頼は行つておりませんし、そのように、実際に行く行かないということにつきましては、これはまた契約をした企業と協議をして、合意を得た上で契約に基づいて行われるものでございまして、自衛隊が自衛隊法に基づく公権力の行使として行うもの、今回の法案等に盛られたものとは異なつております。

○今川委員 次に、今回のこの有事法制の整備に関しまして、有事法制を早く整備すべしという立場からは、自衛隊創設以来今日までそういう法整備のなかつたのがおかしい、国家の体をなしていないなどという御意見もあるようあります。これは官房長官にお尋ねしたいと思つんですが、そもそも、一九四五年に日本が敗戦しましたが、その後、一九四七年に現在の憲法が施行されるわけでありますけれども、この我が国の憲法に國家の緊急事態とかあるいは非常事態にかかわるいわゆる国家緊急権をあえて明記をしなかつたという、その背景なり理由なりをどのようにお考えでしようか。

○津野政府特別補佐人 お答えいたします。事務的に、経緯でございまますので事実関係をお答えさせていただきますが、国家緊急権と申しますのは、これは講學上の概念でございまして、戦争とか内乱とか、あるいは恐慌、大規模な自然災害など、平時の統治機構をもつてしては対処できない、そういう非常事態におきまして、国家の存立を維持するために、国家権力が立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限をいうも

のと解されているわけでございます。これは、一般的に、学説上、大体こののような概念でございます。

このような国家緊急権につきましては、大日本帝国憲法におきましては、戦争、内乱等の非常事態において、天皇による戒厳、それから非常大権などとして憲法に規定されておりまして、制度化が図られているところでございますが、日本国憲法においては、そういった規定はないわけあります。

この点につきましては、要するに規定されていないということにつきましては、その具体的な経緯は明らかではありませんが、憲法制定議会におきまして、第九十回帝国議会の衆議院帝国憲法改正案委員会におきまして、金森国務大臣は、非常事態の際に、大日本帝国憲法第三十一条、非常大権のような制度が必要ではないかという質問に対しまして、

民主政治ヲ徹底サセテ国民ノ権利ヲ十分保護致シマス為ニハ、左様ナ場合ノ政府一存ニ於テ行政ノマヌアル処置ハ、極力之ヲ防止シナケレバナラヌノデアリマス言葉ヲ非常ト云フコトニ藉りテ、其ノ大イナル途ヲ断シテ置キマスナラ、ドンナニ精緻ナル憲法ヲ定メマシテモ、口実ヲ其處ニ入レテ又破壊セラレル虞絶無トハ断言シ難イト思ヒマス、随テ此ノ憲法ハ左様ナ非常ナル特例ヲ以テ——謂ハバ行政権ノ自由判断ノ余地ヲ出来ルダケ少クスルヤウニ考ヘタ訳デアリマス、隨テ特殊ノ必要ガ起リマスレバ、臨時議会ヲ召集シテ之ニ応スル処置ヲスル、又衆議院解散後デアツテ処置ノ出来ナイ時ハ、參議院ノ緊急集会ヲ促シテ暫定ノ処置ヲスル、同時ニ他ノ一面ニ於テ、實際ノ特殊ナ場合ニ応ズル具体的ナ必要ナ規定ハ、平素カラ濫用ノ虞ナキ姿ニ適當デアラウト思フ訳デアリマス、

と答弁しているわけであります。こういったことでございまして、いわゆる国家緊急権が設けられなかつた理由が答弁として残さ

れているわけでありますが、ただ、日本国憲法のもとにおきましては、例えば、大規模な災害や経済上の混乱などの非常な事態に対応すべく、公共の福祉の観點から、合理的な範囲内で国民の権利を制限し、国民に義務を課す法律を制定することは可能であり、これまでにも、災害対策基本法、国民生活安定緊急措置法などの多くの立法がなされているところでございます。

また、今回のいわゆる武力攻撃事態対処関連三法案につきましては、申すまでもありませんが、日本国憲法の範囲内で立法化をしようとするものでありますから、これまで述べてきました立憲的な憲法秩序を一時停止する性格を有する講学上の国家緊急権の制度を図るといったような法律ではないということでございます。

○今川委員　こうした非常に重大な法案をせつかく審議する以上は、少なくとも半世紀前にさかのばって、日本国憲法が制定されたときの原点、それから、サンフランシスコ講和なり旧安保条約が取り交わされるまでの、いわば戦後日本の原点のところをしつかりとお互いに認識をし合いながら議論をすることが大切なんだろうと思うんです。

私は、今手元に、当時の日本国憲法審議録といふ、その一部を抜粋したものを持ってきたわけですが、当時、日本国憲法を制定するに当たり、当時の吉田茂総理大臣は次のように述べておられます。

戦争拠棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定はして居りませぬが、第九条第二項に於て一切の軍備と國の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も拠棄したものです。

このように国会の中で述べられております。

では、いわゆる戦争放棄、非武装と言つていいこの憲法の規定を置いて、では半世紀前の日本は、周辺諸国との関係が今から比べればはるかに厳しかったわけですけれども、いざ日本に何かがあつたときには、はどういう手段で國の防衛を図ろうとしたのかということに関しては、同じく

吉田総理は、その後半で、

平和国際団体が確立せられたる場合に、若し侵

略戦争を始める者、侵略の意思を以て日本を侵

す者があれば、是は平和に対する冒犯者でありま

す。全世界の敵であると言うべきであります。

犯者、此の敵を克服すべきものであるのでありま

す。

つまり、意図するところは、日本が戦争に敗れ

て後、憲法を制定したときの一一番基本的な考え方

というのは、再び日本がアジアに出ていくのでは

なくして、周辺国のはずれが日本をまさしく武力

攻撃したときに、再び軍備でもつて軍隊でもつ

て戦うということを放棄しますというふうに言つ

ているわけです。そして、ではどこに依拠する

かということとは、まさにこの吉田総理が言われる

かというふうに思つたのです。

それで、これは外務大臣にお尋ねしたいと思う

のですが、そういう歴史的な原点を踏まえて、冷

戦が終わってから、例え一九九一年の七月のロ

ンドン・サミットの政治宣言であります。

その一部を申し上げますと、我々は、今や国際

連合にとって、その創立者の希望と夢を完全に実

現するための条件が存在しているものと信ずる

国連憲章におきましては、この集団安全保障と

一緒に、個別的な自衛権、自衛の固有

の権利のものを五十二条で明記をしているわけ

でございます。日米同盟関係の中核をなす日米安

保条約、これは、我が国とそれから極東の平和と

安全を維持することを目的としているわけでござ

いまして、我が国といたしましては、国連の活動

も、それから日米安保条約も、両方相まって我が

國の平和と安全に貢献をしているということで考

えております。

○今川委員　それでは次に、自衛隊が、日本がい

ざといふときにはどう行動するかということ

に関しても、法の不備であるということがよく指摘

をされますけれども、私は、今先ほど申し上げ

た、戦後日本が、世界でも當時類例を見ない戦争

放棄、一切の戦力を放棄するといった憲法を制定

してきたこの過程、プロセスというものをしっかりと踏まえておるならば、現在の自衛隊が、いざと

いうときに法の不備であるということは、ある意

という基本的な理念なり考え方に関する、外務大臣の御認識を、御見解を伺いたいと思います。

○川口国務大臣　今おっしゃられました九一年の

七月のロンドン・サミット政治宣言でございます

けれども、これは、国連の権威のもとに国際社会

が結集をいたしまして、一致協力することによつ

て、国際の平和と安全の維持における国連の役割、これが強化されるべきであるという国際社会

の認識を示したということであろうかと思いま

す。

我が国といたしましてどういうふうに考えていま

すかということでお互いに考へてもらいたいと想

ります。

私が國といたしましてどういうふうに考えていま

すかということでお互いに考へてもらいたいと想

ります。

くかということでござりますけれども、そのよう

な認識を持ちまして、G8を始めとする各国と一

緒になつて、国連が国際の平和と安全、これを目

指して今まで以上にさまざまな課題に有効に対応

をしていくことができますよう、安全保障、安

保理の改革を始めとした国連改革に積極的

に取り組んでいくことで対応をしているわ

けでござります。

国連憲章におきましては、この集団安全保障と

一緒に、個別的な自衛権、自衛の固有

の権利のものを五十二条で明記をしているわけ

でございます。日米同盟関係の中核をなす日米安

保条約、これは、我が国とそれから極東の平和と

安全を維持することを目的としているわけでござ

いまして、我が国といたしましては、国連の活動

も、それから日米安保条約も、両方相まって我が

國の平和と安全に貢献をしているということで考

えております。

○今川委員　それでは次に、自衛隊が、日本がい

ざといふときにはどう行動するかということ

に関しても、法の不備であるということがよく指摘

をされますけれども、私は、今先ほど申し上げ

た、戦後日本が、世界でも當時類例を見ない戦争

放棄、一切の戦力を放棄するといった憲法を制定

してきたこの過程、プロセスというものをしっかりと

踏まえておるならば、現在の自衛隊が、いざと

いうときに法の不備であるということは、ある意

それで、配置ということが何かということでおざいますけれども、これは、米軍が我が国の施設・区域を本拠あるいは根拠地として駐留する場合をいうものでござりますけれども、いかなる場合に本拠あるいは根拠地としての駐留に該当するか否か。これは、個々のケースにつきまして、米軍の活動の実態に即して判断をされるべきものであると考えます。

御指摘の艦船につきましてですけれども、米軍が海外家族居住計画に基づきまして、前方展開の任務についている艦船の乗組員の家族を我が国に居住させることになりました結果、我が国への寄港回数が増加をしたり、寄港の期間が長くなったりということでございまして、これは日本国への配置には該当しない、したがつて、事前協議の対象になるとは考えておりません。

○今川委員　もう時間が終わりました。最後に一言だけ。

今の答弁のようなことでは、日米安保の現在の運用が、それほど、そういういかげんな答弁しかできない。ましてや、有事法制のように、これだけハイレベルの非常に大事な法案が仮に成立しても、運用などおぼつかない。しかも、国民の保護に関する一番肝心なところが、二年以内という形で先送りにされている。そういう意味では、國民、私たちも含めて、全体像が見えない。こういう法案は一たん撤回して、もつと全部が見える形で再度議論をし直したいというふうに申し上げて、終わりたいと思います。

○瓦委員長　次回は、明九日木曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時八分散会

平成十四年七月二十一日印刷

平成十四年七月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

0